

スイスの地方自治

Les collectivités locales en Suisse



財団法人

自治体国際化協会

はじめに

当協会では、各海外事務所を通して諸外国の地方自治制度や個別施策の調査・研究を行い、その成果を刊行物によって日本の地方自治体や地方自治関係者に情報提供をしている。スイスの地方自治制度の全体的な解説としては、平成6年8月に刊行した『スイスの連邦制度と地方自治のあらまし』がある。しかし、同書刊行以来11年の歳月が経ち、スイスの政治、社会、経済状況の変遷とともに、1999年の連邦憲法全面改正による市町村自治権の明文化や、26州のうち12州においてコミューンに関する諸法律の改正が検討されているように地方自治制度にも変化が見られるため、最新の情報、統計資料等を盛り込み、改訂版を発行することとした。

スイスは、映画「サウンド・オブ・ミュージック」に見られる雄大な自然やウィルヘルム＝テル伝説といった幻想的な魅力をもつ。その一方でレファレンダムやイニシアティブ、武装中立、兵役義務、言語・人種・文化の多様性の積極的な維持など強固な地域主義を守る現実的な面をももつが、これらは自治意欲の高いスイス国民が歩んできた歴史に由来するといえよう。

スイスの連邦制度はスイスが国として生き残るための知恵ともいえ、その起源は1291年のスイス誓約同盟に遡り、スイスは約700年間この制度を維持してきた。各州が主権を持ち、国の権限を憲法で規定した範囲のみに限るのは、究極の分権の姿といえよう。それは西欧の中央に位置する地理、民族、スイスを含め周辺で繰り返された戦争の歴史、そして国民の価値観などの上に築かれたものであることを考慮する必要がある。それでも、そこには日本への何らかの示唆があるように思われる。

スイスは経済面では欧州連合加盟国との結びつきが深いが、欧州連合へは加盟していない。1997年のレファレンダムでは加盟に向けた事前交渉自体を否決したように、加盟議論については数回にわたってレファレンダムで否決されている。これによってスイスが欧州内で孤立している印象を与えるが、欧州連合基準に追随する動きも見られる。例えば、付加価値税の導入はその一例ともいえよう。全ての欧州連合加盟国に存在する付加価値税は、3回目のレファレンダムで可決され1995年にこれまでの売上税に替えて導入された。制度面では欧州連合に合わせながらも、加盟には慎重であり、加盟によってスイス独自の連邦制度が消えることを懸念している。

スイスの地方自治制度については州の数と同数の制度があり、また言語の困難さもありそれを一つひとつ調べきることとはできないため、多様な制度の一例としてフランス語圏のジュネーブ州の例を主に挙げている。したがって本書はスイスの地方自治制度のすべてを分析したものではないが、スイスにおける地方自治の概説書として関係者の方々にご活用いただければ幸いである。

2006年7月

財団法人自治体国際化協会
理事長 香山 充弘

目 次

はじめに

第 1 章 一般事情	1
第 1 節 国土と人々	1
1. 位置・面積	1
2. 気候	2
3. 人口・人種	2
4. 言語・宗教	3
第 2 節 歴史	4
1. スイス人の形成	4
2. 同盟の締結と発展	4
3. 同盟の崩壊と連邦憲法	5
4. 現代の政治・外交	6
第 3 節 産業と経済	8
1. 経済の現状	8
(1) 国内総生産	8
(2) 雇用	9
(3) 貿易	9
2. 産業の現状	10
(1) 農業	10
(2) 観光	11
(3) 工業	12
(4) 金融	13
第 2 章 スイス連邦	15
第 1 節 連邦制度	15
1. 連邦共和制	15
2. 連邦・州間の権限配分	15
(1) 立法権の配分	16
(2) 執行権の配分	17
3. 州に対する監督権限	18
(1) 行為に対する監督	19
(2) 連邦による執行	20
(3) 連邦による介入	20
第 2 節 連邦議会（立法）	21
1. 構成	21

(1) 国民議会	21
(2) 上院	21
2. 権限	22
(1) 立法	22
(2) 対外関係および条約の締結	22
(3) 財政	22
(4) 連邦行政の監督および効率性の評価	22
(5) 選任	22
(6) その他	22
3. 運営	23
4. 主要政党	24
(1) 国民党	24
(2) 自由民主党	25
(3) 社会民主党	25
(4) キリスト教民主党	25
(5) 緑の党	25
(6) 自由党	25
第3節 連邦内閣（行政）	28
1. 構成	28
2. 権限	28
3. 行政組織	29
4. 内閣官房	29
第4節 裁判所（司法）	31
1. 連邦裁判所	31
(1) 役割・権限・機能	31
(2) 裁判官	31
(3) 法廷	32
2. 連邦保険裁判所	32
(1) 役割・権限・機能	32
(2) 裁判官	33
3. 連邦刑事裁判所	33
4. 連邦行政裁判所	33
第5節 連邦財政	34
1. 歳入と歳出	34
2. 連邦政府の主要な税	36
(1) 所得にかかわる税	37
(2) 消費にかかわる税	39
(3) その他特別な消費にかかわる税	40

第6節 国家公務員制度	41
第3章 地方行政の組織構造	43
第1節 州	43
1. 州の概要	43
2. 州議会	45
(1) 州議会概要	45
3. ジュネーブ州議会	47
(1) 議員	47
(2) 権限	47
(3) 州議会理事会	48
(4) 委員会	48
(5) 通常会	49
(6) 臨時会	49
(7) 立法過程	49
(8) 議会事務局	50
4. ジュネーブ州参事会	51
(1) 選出	51
(2) 権限	51
(3) 開催・運営	52
5. ジュネーブ州の組織	54
6. 市町村に対する州の監督	56
(1) 監督の範囲	56
(2) 方法	56
(3) ジュネーブ州における市町村に対する州の監督	57
7. 司法制度	58
(1) 民事訴訟	59
(2) 刑事訴訟	59
(3) 行政訴訟	60
第2節 市町村	61
1. 市町村概要	61
2. 二機関制と三機関制	62
3. その他の公的団体	64
(1) 郡	64
(2) 市町村間広域連合組織	64
(3) 特別コミューン	65
4. 市町村議会	67
(1) 概要	67

(2) 権限	68
5. ジュネーブ州内市町村議会	68
(1) 概要	68
(2) 議員	68
(3) 権限	69
6. ジュネーブ市議会	69
(1) 議員	69
(2) 権限	70
(3) 理事会	71
(4) 委員会	71
(5) 通常会	72
(6) 臨時会	72
(7) 立法過程	72
(8) 議会事務局	72
7. ジュネーブ州内市町村参事会	72
(1) 市町村参事の選出	72
(2) 市町村参事、市長および助役の権限	73
(3) ジュネーブ市参事会の開催・運営	74
8. ジュネーブ市組織	75
第3節 地方選挙制度	77
1. 選挙	77
(1) 選挙権	77
(2) 選挙日	77
(3) 選挙制度	77
(4) 投票方法	78
(5) 候補者名簿の提出	79
(6) 選挙費用の州負担	79
(7) 選挙管理委員会	80
2. 投票	80
(1) レファレンダム	81
(2) イニシアティブ	83
第4節 地方公務員制度	84
1. ジュネーブ州	84
2. ジュネーブ市	85
第4章 州および市町村の行政分野	87
第1節 教育	87
1. 教育制度の概要	87

2. ジュネーブ州の例	87
第2節 社会保障	89
1. 社会保障制度の概要	89
2. 主な保険	90
(1) 養老・遺族保険	90
(2) 傷病保険	90
(3) 補足手当	90
(4) 健康保険	90
(5) 事故保険	90
(6) 軍保険	91
(7) 収入損失保険	91
(8) 失業保険	91
(9) 職場積立金	91
(10) 家族手当	91
第3節 環境	91
1. アジェンダ 21 への取り組み	91
2. ジュネーブ州での取り組み	92
第4節 警察	92
1. 連邦レベル	93
2. 州レベル	93
3. 市町村レベル	93
4. その他の警察	94
第5節 土地利用および整備	94
1. 方針	94
2. 原則	94
(1) 景観保護	94
(2) 住居および経済活動のための地域整備	94
(3) 公共施設の建設	94
3. 土地整備基本計画	95
(1) 策定方法	95
(2) 計画の内容	95
(3) 州の権限	95
(4) 連邦政府の承認	95
4. 土地利用配置計画	95
(1) 建築区域	96
(2) 農業区域	96
(3) 保護区域	96
5. ジュネーブ州の土地利用および整備	96

(1) 州土地整備基本計画の策定	96
(2) 土地利用配置計画	97
第6節 国境間の協力	98
1. 欧州連合の構造政策	98
2. 連邦政府の資金援助	100
3. 国境間協力の取り組み	100
(1) 対象地域	100
(2) 協力の基本方針	101
第5章 地方財政	102
第1節 地方財政の概況	102
1. 歳入歳出の概要	102
2. 州財政の概要	104
3. 市町村財政の概要	104
第2節 州・市町村の税の種類	112
1. 所得・財産にかかわる税	113
(1) 個人所得税	113
(2) 住民税または世帯税	113
(3) 個人財産税	114
(4) 法人所得資本税	114
(5) 相続・贈与税	115
(6) 宝くじ・スポーツト税	115
(7) 不動産利益税	115
(8) 不動産税	115
(9) 譲渡税	116
(10) 州カジノ税	116
(11) 市町村職業税	116
2. 所有・消費にかかわる税	117
(1) 自動車税	117
(2) 犬税	117
(3) 興行税	117
(4) 州印紙税・登録税	117
(5) 宝くじ税	117
(6) 滞在税	117
(7) 水力税	118
(8) 広告税	118
(9) 家賃税	118
3. その他の税	118

(1) 教会税	118
第3節 財政調整制度	123
1. 財政力一般指数	123
2. 補助金の配分	125
3. 交付金の配分	125
4. 特定目的の費用補償	126
5. 山岳地域政策	127
(1) 対象事業	127
(2) 資金の配分	127
第4節 財政調整および連邦と州間の事務配分に関する改革	128
1. 改革の内容	128
(1) 財政面	129
(2) 事務面	129
2. 改革の効果	130
(1) 連邦レベル	130
(2) 州レベル	130
(3) 国民レベル	130
3. 新たな財政調整および負担補償制度の確立	130
(1) 目的	130
(2) 連邦および州による財政調整	130
(3) 連邦による過重負担への補償	131
(4) 負担補償を伴う州間協力	131
(5) 効率性の評価	131
(6) 逼迫の補償	131
参考文献	133

図表目次

図表 1－1	スイス全図	1
図表 1－2	主要都市の気候(2003 年)	2
図表 1－3	言語分布図	3
図表 1－4	州別の公用語一覧表	4
図表 1－5	年代ごとの政党別連邦内閣数の変遷(1919-2004)	7
図表 1－6	各州の総国民所得(2003 年)	8
図表 1－7	州別の一人当たり国民所得(2003 年)	8
図表 1－8	スイスの主要貿易相手国(2004 年)	10
図表 1－9	輸出入の品目別構成比(2003 年)	10
図表 1－10	農家戸数	11
図表 1－11	農業生産高	11
図表 1－12	農業補助金	11
図表 1－13	農業就業者数	11
図表 1－14	食料自給率	11
図表 1－15	国別のスイス訪問者数(2003 年)	12
図表 1－16	観光収支	12
図表 1－17	銀行数の変遷	14
図表 1－18	主要通貨の対スイスフラン年間平均為替レートの変遷	14
図表 2－1	2003-2007 第 47 期連邦議会政党別構成	26
図表 2－2	各州の政党別上院議員数	26
図表 2－3	各州の政党別国民議会議員数	27
図表 2－4	連邦組織図(2004 年)	30
図表 2－5	連邦裁判所位置図	33
図表 2－6	連邦政府支出の対 GDP 比の変遷	34
図表 2－7	連邦政府支出の対 GDP 比率の各国比較(2003 年)	34
図表 2－8	連邦・州・市町村の歳入・歳出	34
図表 2－9	連邦・州・市町村の累積債務の変遷	35
図表 2－10	連邦政府の歳入構造(2002 年)	35
図表 2－11	連邦政府の性質別歳出(2002 年)	35
図表 2－12	税収の対 GDP 比率の各国比較(2002 年)	36
図表 2－13	スイスにおける税収の対 GDP 比率の変遷	36
図表 3－1	州の概況(2003 年)	43
図表 3－2	スイス州区分図	44
図表 3－3	州議会の概要	45
図表 3－4	各州の政党別州議会議員数	46

図表 3－5	ジュネーブ州議会の立法過程	50
図表 3－6	各州の政府名および参事数	52
図表 3－7	各州参事の政党別分類	53
図表 3－8	ジュネーブ州組織図(2004 年)	55
図表 3－9	人口規模別市町村数の変遷	62
図表 3－10	各州の市町村行政機関の名称	63
図表 3－11	ジュネーブ州の市町村概要(2003 年)	66
図表 3－12	市町村議会の概況	67
図表 3－13	ジュネーブ州内市町村議会の議員定数	68
図表 3－14	ジュネーブ市議会の立法過程	72
図表 3－15	ジュネーブ市組織図(2004 年)	76
図表 3－16	ジュネーブ州の選挙制度の区分と投票日	78
図表 3－17	ジュネーブ州の候補者推薦基準	79
図表 3－18	ジュネーブ州の選挙別費用負担	80
図表 3－19	連邦レベルの投票日程	81
図表 3－20	連邦レベルの投票における年ごとの平均投票率(1971-2003)	81
図表 3－21	ジュネーブ州のレファレンダム請求の必要署名数	83
図表 3－22	ジュネーブ州のレファレンダム請求期限	83
図表 3－23	ジュネーブ州のイニシアティブ提起の必要署名数	84
図表 3－24	ジュネーブ州の勤務割合ごとの男女別職員数(2004 年)	85
図表 4－1	スイスの教育段階別就学者数	88
図表 4－2	スイスの教育制度	89
図表 4－3	INTERREG□(2000-2006)の種別と内容	99
図表 4－4	基本方針ごとの費用内訳	101
図表 5－1	州・市町村の性質別支出(2002 年)	102
図表 5－2	州・市町村の財政概況(2002 年)	103
図表 5－3	州の歳入構造(2002 年)	105
図表 5－4	州における各分野の支出割合(2002 年)	106
図表 5－5	州の歳入に占める交付金と補助金・費用補償の比率(2002 年)	107
図表 5－6	市町村の歳入構造(2002 年)	108
図表 5－7	州別の市町村における各行政分野の支出割合(2002 年)	109
図表 5－8	州・市町村の総支出に占める市町村の割合(2002 年)	110
図表 5－9	主要都市の歳入歳出額および債務残高(2002 年)	111
図表 5－10	州・市町村税の徴収者	112
図表 5－11	州・市町村税の納入回数	113
図表 5－12	法人所得資本税の課税方法	114

図表 5－13	州ごとの不動産税の課税状況	116
図表 5－14	所得・財産にかかわる税の課税状況	119
図表 5－15	所有・消費にかかわる税の課税状況	120
図表 5－16	主要都市別の一人あたり年間所得税額(2001 年)	121
図表 5－17	主要都市別の一人あたり年間資産税額(2001 年)	122
図表 5－18	各州の指標および財政力一般指数	124
図表 5－19	補助金配分係数	125
図表 5－20	鉱油税の配分方法	126
図表 5－21	重量車両税の配分方法	126

第 1 章 一般事情

第 1 節 国土と人々

1. 位置・面積

スイス（正式国名：スイス連邦〔Confédération Suisse〕）は西ヨーロッパの中央に位置し、北はドイツと、東はオーストリアとリヒテンシュタイン、南はイタリアそして西はフランスと国境を接している。その距離は、イタリアと 734.2km、フランスと 571.8km、ドイツと 345.7km になる。首都ベルンは北緯 47 度、日本の最北端択捉島より高い位置にある。国土は南北に 220km、東西に 350km、面積は 41,285k m²で、日本の約 9 分の 1、九州よりひとまわり小さい規模である。西部には国土の約 1 割を占めるジュラ山脈、南部と東部には約 6 割を占め 4,000m 級の山々が連なるアルプス山脈があり、残り 3 割が丘陵地帯の山岳国である。国土利用の状況は、森林が 30.8%、耕作地 23.9%、放牧地 13%、宅地 6.8%、河川湖沼 4.2%、その他 21.3% である。

スイスの山岳地帯はヨーロッパの分水嶺でもあり、北にライン川のちに北海、南にローヌ川のちに地中海、東にイン川のちにドナウ川と合流し黒海へ流れている。スイスは海に面していないものの湖が多く、レマン湖、ボーデン湖、ヌーシャテル湖、マジョーレ湖など総数 100 を超える湖が存在する。1882 年にイタリアと北ヨーロッパを結ぶ鉄道用のゴットハルト・トンネルが、1980 年には自動車用の新ゴットハルト・トンネルが完成し、また、1999 年から「アルペン横断鉄道」の建設が始まり、2011 年に完成の予定である。

図表 1－1 スイス全図



2. 気候

スイスは東欧、西欧、南欧、北欧の4つの気候圏に属し、平均標高 1,700m のアルプスの地形に影響されている。さらに標高 193m のマジョーレ湖付近にはヤシの木が茂り、そこから 100km と離れていない 4,000m 級の山々の山頂は一年中雪で覆われている。大まかに区別すると、アルプス北側は比較的降水量の多い海洋性気候で、南側は地中海的な温暖な気候、高地アルプスは寒冷な気候である。

3月から5月、また10月から11月ごろに、フェーンと呼ばれる暖かく乾いた南風が吹く。アルプス北側ではこのフェーンによって、ぶどうや栗、トウモロコシなど、場所によってはアンズを栽培することができる。しかしその一方で、フェーンは急激に雪を溶かし、雪崩、鉄砲水、そして火事などをもたらす危険な風でもある。

図表 1－2 主要都市の気候 (2003 年)

都市名	海拔	人口(千人)	年間平均気温	年間降水量	年間日照時間
ベルン	565m	122.9	9.8℃	738mm	2,100h
チューリヒ	556m	342.8	10.2℃	859mm	2,042h
バーゼル	316m	164.8	11.4℃	615mm	2,031h
ジュネーブ	420m	178.5	11.8℃	737mm	2,239h
ローザンヌ	495m	116.8	11.8℃	864mm	2,251h
ダヴォス	1,590m	10.9	3.5℃	849mm	2,083h
ルガノ	273m	52.0	13.7℃	1,167 mm	2,407h
ザンクトガレン	779m	72.6	9.1℃	1,018 mm	1,890h

Annuaire statistique de la Suisse 2005 から作成

3. 人口・人種

2003 年のスイス連邦の人口は 736.4 万人である。そのうち 20.4%(約 150 万人)が外国人であるが、その比率はジュネーブ州の 37.8%から内アッペンツェル半州の 9.8%、ウリ州の 8.2%までと州によって開きがある。在住外国人を国籍別に分類するとイタリア 20.4%、セルビア・モンテネグロ 13.3%、ポルトガル 10%、ドイツ 9%、以下トルコ、スペイン、フランス、マセドニアと続く。スイス国内では移民政策に高い関心が集まり、連邦議会で外国人の権利と義務、不法行為の取り締まり対策などについて多くの議論がなされている。

人口密度は 1 km²あたり 178 人であり、人口の 3 分の 2 は国土の約 3 割を占める北西部の平野に集中している。

1972 年以降少子化が進み 2003 年の出生率は 1.39 となり、また、同年の 65 歳以上の人口は 15.7%を占め、高齢者と年金受給者の割合が増加傾向にある。また、同年の平均寿命は女性が 83 歳、男性が 77.9 歳である。社会構造の変化にともない約 3 割の人々が一人暮らしとなり、今後も増加すると見込まれる。

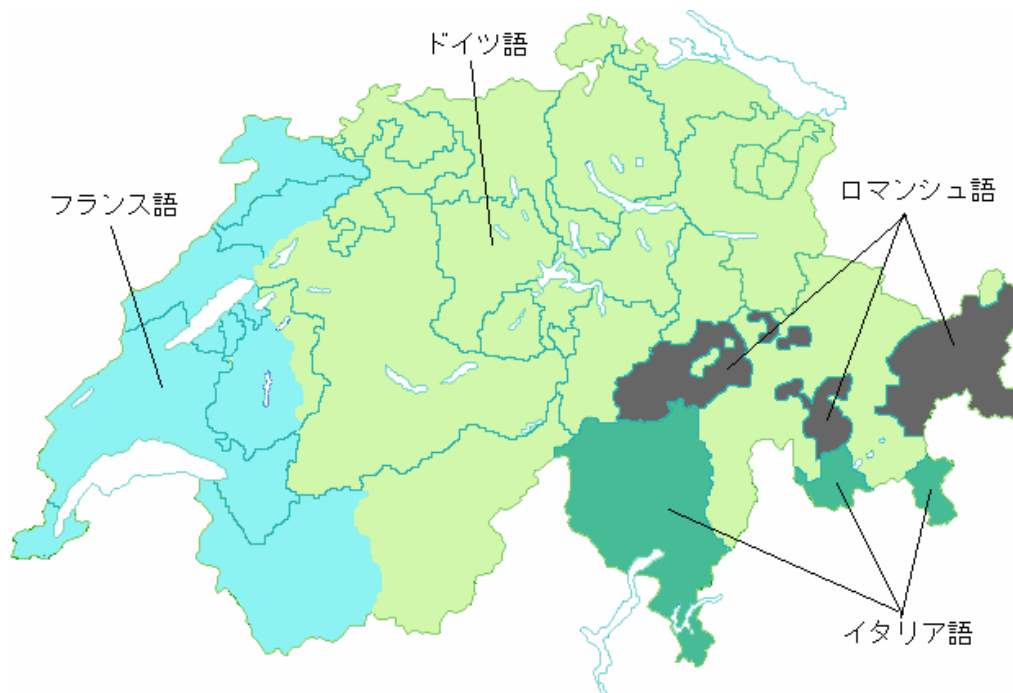
スイス連邦を構成するのは民族としてはスイス人であるが、その起源は 4 つの系統に遡ることができる。まず、シーザーに従ってスイスへ侵入したローマ人の子孫であるイタリア系スイス人は、南部ティチーノ州を中心に住居し、そのとき征服されロー

マ化したロマンシュ語を話すケルト系スイス人は、東部グラウビュンデン州に分布している。5世紀中頃ジュネーブ地方へ侵入したブルゴーニュ族の子孫であるフランス系スイス人は西部に分布し、5世紀末頃北から他のゲルマン部族に圧迫されて侵入したドイツ系スイス人は、北部および中央部に分布し最も数が多い。

4. 言語・宗教

スイス連邦はドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語の4語を公用語に定めている¹。ロマンシュ語は1938年に国語に、1996年に公用語として採用された。各言語の使用人口比率(2000年)は、ドイツ語63.7%、フランス語20.4%、イタリア語6.4%、ロマンシュ語0.5%、その他9%となっている。各州は州の公用語を定め、言語共同体間の協調を維持するために地域別の伝統的な言語構成に留意し、土着の言語少数派に配慮しなければならない。また、連邦は多言語州を支援するとしている。

図表1－3 言語分布図



言語の境界線と、行政上の州の境界線とは必ずしも一致しない。フランス語は西部スイスで使用される。スイス・ドイツ語はアレマン人の民族語であり、標準ドイツ語は書き言葉として学校で習得する。イタリア語は主に南部スイスのティチーノ州、グラウビュンデン州で使用され、ミラノの方言が話される。古代ローマ支配の名残であるロマンシュ語は、グラウビュンデン州の一部で話される。

¹ 連邦憲法第70条

図表 1－4 州別の公用語一覧表

州名	公用語	州名	公用語
チューリヒ州(ZH)	ドイツ語	外アッペンツェル半州(AR)	ドイツ語
ベルン州(BE)	ドイツ語、フランス語	内アッペンツェル半州(AI)	ドイツ語
ルツェルン州(LU)	ドイツ語	ザンクトガレン州(SG)	ドイツ語
ウリ州(UR)	ドイツ語	グラウビュンデン州(GR)	ドイツ語、イタリア語 ロマンシュ語
シュヴィーツ州(SZ)	ドイツ語		
オブヴァルデン半州(OW)	ドイツ語	アールガウ州(AR)	ドイツ語
ニトヴァルデン半州(NW)	ドイツ語	トウルガウ州(TG)	ドイツ語
グラルス州(GR)	ドイツ語	ティチーノ州(TI)	イタリア語
ツーク州(ZG)	ドイツ語	ヴォー州(VD)	フランス語
フリブール州(FR)	フランス語、ドイツ語	ヴァレー州(VS)	フランス語、ドイツ語
ゾロトゥルン州(SO)	ドイツ語	ヌーシャテル州(NE)	フランス語
都市バーゼル半州(BS)	ドイツ語	ジュネーブ州(GE)	フランス語
地方バーゼル半州(BL)	ドイツ語	ジュラ州(JU)	フランス語
シャフハウゼン州(SH)	ドイツ語		

宗教分布においては、カトリックとプロテスタントが並存し、その態様は州ごとに異なる。宗派別比率は、カトリック教 41.8%、プロテスタント 35.3%、イスラム教 4.3%、ギリシア正教 1.8%、無信仰 11.1%となっている。近年はイスラム教および無信仰の比率が増加傾向にある。

第 2 節 歴史

1. スイス人の形成

鉄器時代には、ケルト人の一部がスイス地域に居住していたが、紀元前 58 年にシーザーに征服されてローマ化し、ラテン語が使われるようになった。現在のスイスの都市はローマの軍団都市に起源をもつものが多く、ゲナヴァ(ジュネーブ)、レウソンナ(ローザンヌ)、トゥリクム(チューリヒ)、バジリア(バーゼル)などが挙げられる。

4 世紀から 5 世紀にかけて、現在のドイツ系、フランス系、イタリア系スイス人の源をなすゲルマン諸民族がこの地域に侵入した。ブルゴーニュ族はローマ人と同盟してジュネーブ地方へ侵入しフランス系のスイス人の先祖となった。5 世紀以降、アレマン族がライン川を渡って、アーレ川まで南下した。アレマン族は、容易にローマ化せずドイツ語を使用して民族固有の文化を保持し、ドイツ系フランス人の祖先となった。ティチーノ地方のイタリア系スイス人の祖先は、ロンゴバルト族である。

2. 同盟の締結と発展

6 世紀以降、スイスはフランク王国、ブルグント王国の支配を受け、11 世紀からは神聖ローマ帝国の支配下で封建領主の下におかれた。13 世紀に入ると神聖ローマ帝国

の力が弱まり、この地域に自由と自治を求める声が高まった。1291年に Uri、Schwyz、Unterwalden の森林地帯の3州が、オーストリアのハプスブルク家に対抗して自由と自治を守るために同盟を締結した(スイス誓約同盟)。これによってこの地域は初めて独立した自治地域となった。誓約同盟はスイス連邦の起源と考えられ、同盟の締結された8月1日は建国記念日に定められている。シラーの劇作によって広く知られるようになった自由の闘士、ウィルヘルム＝テルの伝説は、この盟約同盟の結成と強いつながりがある。その史実について疑問視されるものの、圧政者に対する森林州農民の闘争を人格化したものといわれる。

1315年、ハプスブルク家はこの3州に対し武力行使を試みたが、3州の農民歩兵軍はハプスブルク家の騎士軍をモルガンの戦いで破り自由と自治を守った。この勝利を契機として同盟を締結する州が増え、14世紀に同盟は8州に拡大した。しかし、この時代の同盟は内容の異なる複数の同盟が交錯しただけのもので、8州がすべてに加わっていたわけではない。同盟の目的は外部からの侵略に対して自由と自治を維持しようとするものであるため、中央政府は存在せず、問題が発生するたびに関係州が会合するだけの、都市と農村の緩やかな軍事同盟体にすぎなかった。

15世紀にはブルゴーニュ戦争でブルゴーニュ公シャルルを破り、シュヴァーベン戦争でも勝利し、独立国としての地歩を固めた。この頃15世紀半ばのオーストリアにおいて、この同盟がスイスと呼ばれ始めたといわれる。16世紀には商業上の利益を目的としてイタリア側地域を領有したが、さらにミラノを制圧しようとしてマリニャーノの戦いで大敗し、膨張主義を放棄した。16世紀初頭には同盟への加盟は13州に増加したが、ツヴィングリやカルヴァンの宗教改革が起こり、その争いで内部が動揺した時代でもあった。17世紀にはナントの勅令が廃止されたフランスから新教徒が逃れ、持ってきた技術により織物業、時計製造などが発展した。

3. 同盟の崩壊と連邦憲法

18世紀末のフランス革命の平等理念はスイスにも影響を与え革命運動が起こった。ナポレオンは革命運動を援助したため、スイス国内の対立が激化し、500年続いた誓約同盟は1798年に崩壊した。同年、フランス的な中央集権体制の憲法がナポレオンによって強制され、ヘルヴェティア共和国が成立した。これ以前に連邦憲法はなく、州と連邦の関係などは多数の同盟条約で定められていただけであった。しかし、ヘルヴェティア共和国はスイスの伝統的な分権主義に合わず、スイスは再び内乱状態となった。ナポレオンは内乱状態を調停し、新たに19州からなる連邦制に復帰させたが、ナポレオンの没落までスイスはフランスの衛星国家の状態が続いた。

1815年のウィーン会議でヨーロッパ五大国(オーストリア、フランス、イギリス、プロシア、ロシア)は条約を締結し、スイスの独立と中立を承認するとともに、旧スイス領であったフランス側のジュネーブ、ヴァレー、ヌーシャテルの3地域が州として連邦に加えられた。同年、復古主義的なスイス連邦協約が締結されたが、貴族の特権を維持し、社会経済の発展を阻害するなどの問題をはらんでいたため、1830年頃から貴

族主義を排した自由主義急進派が台頭し保守派と対立を深めた。これには宗教対立も加わり(保守派はカトリック、急進派はプロテスタントと結ぶ)、保守派7州は1846年に分離同盟を結成したが、連邦軍に武力制圧された。その結果1848年、新たに連邦憲法が制定された。この連邦憲法は中央集権と国家連合の中間的性格をもつものであった。

その後、各州が州憲法で住民の権利を拡充してきたことを連邦憲法に反映させる必要がでてきたことと、普仏戦争の結果に触発され中央政府(連邦)の権限を強める必要を感じたことから1874年に連邦憲法は全部改正された。その後、連邦憲法はほぼ毎年のように改正のための国民投票が行われ、連邦は次第に多くの権限を持つようになってきている。旧憲法は1874年から1999年12月まで163回もの一部改正が行われた。

現在のスイス連邦憲法は、2000年1月1日に全面改正されたものである。旧憲法は、幾度の改正を重ね複雑化していたため、1960年代から時代に即すよう改正議論が起こり、70年代に新憲法草案ができたものの、当時としては革新的過ぎ、また州の立法権を細かく規定したため廃案となった。しかし、90年代にアーノルド・コラー氏の指揮のもと、2000年までに新憲法に改めることを決めた。新憲法は、国民投票に受け入れやすくするため、旧憲法に比べ重要な改正はほとんど行なわれていない。

しかしそれでも、この新憲法は旧憲法の半直接民主制や地域主義といったこれまでの基本精神を引き継ぎながら、環境に配慮し持続的発展を志向する新しい精神が盛り込まれている。また、この改正は国連や欧州連合へ加盟する環境づくりだったとの指摘もある。憲法第193条と第194条には国際法の強制規定を侵害してはならないとして、国際法を遵守することを明記している。

4. 現代の政治・外交

1959年以来「魔術の方程式(formule magique)」と呼ばれる4党間の合意により、連邦内閣は自由民主党(PRD)、社会民主党(PSS)、キリスト教民主党(PDC)から各2名、国民党(UDC)から1名の閣僚で構成されており、スイスの政治状況は極めて安定していた。内閣を構成する7名の連邦参事は連邦合同会議で選出され、内閣の政策綱領や政党間の連立協定があるわけではない。共同責任の内閣を形成し、各連邦参事は各行政部門を担当して政治案件を処理する。議会による罷免や不信任投票によって内閣が崩れることはないため、安定した政治が行われる反面、変革は行われにくい。

しかし、社会の複雑化にともなって多数の小政党が誕生した結果、近年これら4党の勢力が後退している。特にブロッハー氏の率いる右派の国民党の躍進が著しい。1999年の国民議会総選挙で国民党が第2党に躍進したものの、残る3大政党が結束して、国民党の閣僚数を1人に留めたため、「魔術の方程式」が崩れることはなかった。しかしながら、2003年の総選挙で国民党は第1党になり、2名の閣僚ポストを獲得し、ついにこの方程式は破られた。

近年の政治傾向として、中道派が議席を失い、国民党と社会民主党に2極化する傾向にある。国民党は立法分野では多くの議席を獲得しているものの、行政分野である

州参事では、まだ3大政党の力が強い。

国民党の提唱する急進的な政策は、保守的な国民性から多くの支持を集めてはいないので、「魔術の方程式」の変更は一時的な変化との意見もある。

図表1－5 年代ごとの政党別連邦内閣数の変遷(1919-2004)

	‘19～29	‘29～’43	‘43～’53	‘53～’54	‘54～’59	‘59～’03	‘04～
UDC	0	1	1	1	1	1	2
PRD	5	4	3	4	3	2	2
PSS	0	0	1	0	0	2	2
PDC	2	2	2	2	3	2	1

Annuaire statistique de la Suisse 2005

スイスにおける女性参政権の確立時期は、先進国の中でも比較的遅い国に属する。女性参政権の獲得運動は、1920年頃から女性団体などが中心となって行われてきたが、実を結ぶまでには時間を要した。すなわち1950年代末頃から州、市町村²レベルで認められるところが増えてきたが、連邦レベルでは1971年に国民投票で可決され、州レベルで1990年に最後のアッペンツェルの両半州で認められた。これによって連邦と州のすべてで女性参政権が確立した。

近年の州の分離では、住民投票と国民投票を繰り返した結果、1979年にドイツ語圏でプロテスタントの多いベルン州から、フランス語圏でカトリック教徒の多いジュラ地方が平和的に分離し、ジュラ州となった。

スイスは建国以来ほぼ中立的な外交方針を持ち、ウィーン会議で中立主義が国際的に認知された。しかし、1920年に国際連盟に加盟した際には、加盟国の義務と永世中立国の義務との矛盾に苦しみ、脱退した経験をもっている。しかし、1992年には国際通貨基金、世界銀行への加盟が国民投票で承認された。また、2002年に国際連合に加盟している。2005年6月の国民投票においてシェンゲン協定加盟が決まった。このように国際的機関への加盟が進んでいるものの、欧州連合には不参加である。

欧州連合への加盟自体を議論したことはなく、加盟の事前交渉をレファレンダム(référendum: 国民・住民投票)で否決している。保守的な国民性のスイスでは物事が進むのが遅く、国連加盟のときのように何度も議論を重ねながら、国民の心配が消えるまで時間をかけて議論するのがスイス流である。加盟によって、周辺国から自国を守るスイス創立の原則が消えてしまうことを懸念している。今後、加盟に向けた本格的な議論が起こるかもしれないが、それまではスイス独自の道を歩むと考えられる。

² スイスでは日本の市町村に当たる自治体はフランス語で *commune*、ドイツ語で *gemeinde*、イタリア語で *comune* のように言語で表記が異なる。本書では市町村の名称を使うこととした。

第3節 産業と経済

1. 経済の現状

(1) 国内総生産

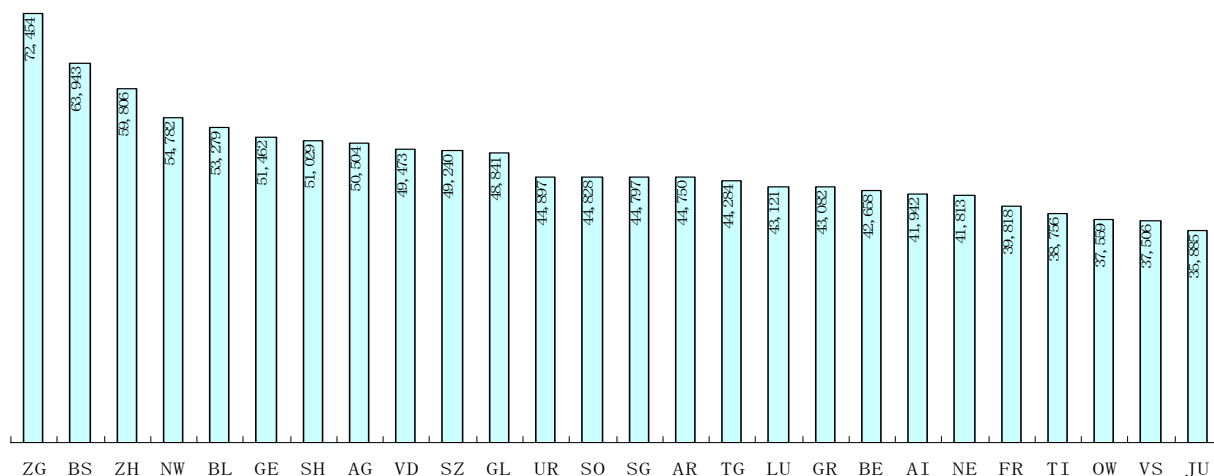
2003 年の名目国内総生産額は 4,333.6 億スイスフラン(以下フランと表記)、日本円に換算して約 39 兆 24 億円(1 フラン=90 円換算)である。同年の一人あたり国内総生産は 32,629US ドルで、EU15 カ国平均の 27,084US ドル、日本の 28,016US ドルを上回る。

国民所得を州ごとに比較すると、大きな差がある。もっとも高いチューリヒ州は、もっとも低い5州(ウリ州、オプヴァルデン半州、ニトヴァルデン半州、グラルス州、内アッペンツェル半州)を合算した額の 10 倍になる。また、チューリヒ州の国民所得は全国民所得の 21.1%に相当する。2003 年の一人あたり国民所得の平均は 48,707 フランであり、最小額のジュラ州 35,885 フランと最大額のツーク州 72,454 フランでは 2 倍以上の開きがある。

図表 1－6 各州の総国民所得(2003 年 単位:百万フラン)

州 名	総国民所得	州 名	総国民所得
チューリッヒ州(ZH)	76,200	シャフハウゼン州(SH)	3,794
ベルン州(BE)	41,403	外アッペンツェル半州(AR)	2,365
ルツェルン州(LU)	15,209	内アッペンツェル半州(AI)	614
ウリ州(UR)	1,550	ザンクトガレン州(SG)	20,536
シュヴィーツ州(SZ)	6,612	グラウビュンデン州(GR)	8,193
オプヴァルデン半州(OW)	1,246	アールガウ州(AG)	28,265
ニトヴァルデン半州(NW)	2,092	トウルガウ州(TG)	10,270
グラルス州(GL)	1,865	ティチーノ州(TI)	12,101
ツーク州(ZG)	7,500	ヴォー州(VD)	32,130
フリブール州(FR)	9,860	ヴァレー州(VS)	10,618
ゾロトゥルン州(SO)	11,009	ヌーシャテル州(NE)	70,752
都市バーゼル半州(BS)	12,216	ジュネーブ州(GE)	22,100
地方バーゼル半州(BL)	13,993	ジュラ州(JU)	2,429

図表 1－7 州別の一人あたり国民所得(2003 年 単位:フラン)



(2)雇用

2004年現在、約377万の労働者のうち、第1次産業に3.7%、第2次産業に23.7%、第3次産業に72.6%が従事しており、パートタイム労働者は全体の31.1%を占める。また、就業者数に占める外国人比率は約22%で、外国人労働者への依存度が高い。各産業の部門別就業者数を比較すると、第2次産業では、化学、機械、建設部門の割合が高く、第3次産業では健康福祉、商業、対法人サービス部門の割合が高くなっている。国内の平均月額給与は5,417フランである。

国内約31万7千企業のうち、常時雇用250人以上の企業は、1,298社で0.4%を占めるに過ぎない。従業員9人以下の企業が87%を占め、企業数においては中小企業が圧倒的比率を占めるものの、わずか0.4%の大企業に製造業従事者の3割が雇用されるといわれる。

スイスでは、ヨーロッパの他の国であるような農民が土地を追われて工場労働者化することはなく、農民と工業労働者が混合した形態をとって発生したため、大量の労働者を必要とする大規模な工場ではなく、小規模の工場が数多く発生した。

水力以外の天然資源に恵まれず、国内市場は狭く、しかし賃金水準が高いスイスが国際競争に打ち勝つためには、大量生産の可能な国々と異なった特色を発揮する必要があるため、スイスの産業構造が中小企業中心であっても、各企業は独自の高度な技術領域を開拓している。スイスの企業は品質、精密性などの点で、スイスでなければ提供できない製品を生産し、産業の特化を図ることで国際競争力を維持してきた。

このように大企業はごくわずか、中小企業中心の産業構造であるため、日本のような大企業と中小企業間の二重構造の問題はみられない。

また、スイスでは、ほかのヨーロッパ諸国ほど明確な階級闘争を経験しなかったため、今日でもストライキなどの労使紛争は極めて少ない。連邦政府や州政府は、伝統的に経済的自由主義を尊重する立場から、個別業界に対する介入は必要最小限にとどめている。

2002年の新規創設企業数は1万193社で2万1千人の雇用が創出された。2003年の年間平均失業率は3.7%で、人数にして14万5千人である。

(3)貿易

スイス経済は欧州連合諸国、特にドイツとの結びつきが強い。2004年の輸出総額1,324.2億スイスフランのうち欧州連合諸国向けは62.6%、そのうちドイツが29.2%を占める。輸入は総額1,417.3億スイスフランのうち、欧州連合諸国から83.4%、そのうちドイツが44.9%を占める。主要輸出品目は、機械機器、化学品、精密機械(特に時計)である。主要輸入品目は化学品、機械機器、自動車となっている。

図表 1－8 スイスの主要貿易相手国(2004 年)

	輸 出	輸 入
①	ドイツ(29.2%)	ドイツ(44.9%)
②	アメリカ(14.2%)	イタリア(15.5%)
③	フランス(12.3%)	フランス(13.4%)
④	イタリア(12.0%)	オランダ(6.9%)
⑤	イギリス(6.8%)	オーストリア(5.8%)
⑥	日本(5.3%)	アメリカ(5.7%)
⑦	オーストリア(4.7%)	イギリス(4.8%)
⑧	オランダ(4.4%)	アイルランド(4.6%)
⑨	ベルギー(2.6%)	ベルギー(3.8%)
⑩	アイルランド(0.9%)	日本(2.8%)

mémento statistique de la Suisse 2005

図表 1－9 輸出入の品目別構成比(2003 年)

輸 出		輸 入	
品 目	構成比	品 目	構成比
化学品	34.5%	化学品	22.1%
機械・電気製品	23.6%	機械・電気製品	20.7%
精密機械・時計	15.2%	輸送用機器	10.8%
金属	7.6%	繊維・衣料・靴	6.9%
繊維・衣料・靴	2.8%	精密機械	6.1%
その他	16.3%	その他	33.5%

スイス連邦関税局(ジェトロ HP から)

2. 産業の現状

(1) 農業

農業は一定の食糧自給率の維持、国土保全の見地から国防産業的な意義を与えられ、スイスの中立政策の基盤とされている。農業就業者数は減少傾向にあるものの、経営規模の拡大、機械化、専門化によって農業生産価値（最終生産物）は 2000 年に約 76 億フランにのぼり、それ以降も農業生産は順調に伸びている。先進国のなかで最高水準の工業労働所得と比較し、一定水準・規模の農業を維持するため様々な国家的保護、助成が行われている³。

食料自給率をカロリー換算すると、国内生産の食料は国内全需要の約 60%を満たしている。農業用地が国土に占める割合は 26%で、そのうち耕地は 4 割を占めるにすぎず、平坦な中央低地に集中している。また、草地が約 3 割を占める。国土の約 4 割が海拔 1,300m を超す山岳地であるため、放牧を中心とした山岳農業が広く見られる。

³ 連邦憲法第 104 条第 3 項 a 環境保護の原則に沿うのであれば、労働にふさわしい報酬を農民に得させるために直接支払いによって、連邦は農民の収入を補完する。

図表 1－10 農家戸数

農家規模	農家数(戸)		
	1990 年	2000 年	2003 年
3ha 以下	19,819	8,371	7,118
3～10ha	27,092	18,542	16,220
10～20ha	31,630	24,984	23,077
20～50ha	13,590	17,433	17,984
50ha 以上	684	4,902	6,124
合 計	92,815	74,232	70,523

mémento statistique de la Suisse 2005

図表 1－11 農業生産高(単位:百万フラン)

2002 年	2003 年	2004 年
10,381	10,053	10,687

mémento statistique de la Suisse 2005

図表 1－12 農業補助金(単位あたり農業生産高に対する補助金の割合)

	スイス	EU 平均	OECD 平均	ルウエー	アメリカ	日本
1986-88 年	73%	44%	38%	66%	25%	67%
2002 年	75%	36%	31%	71%	18%	59%

Annuaire statistique de la Suisse 2005

図表 1－13 農業就業者数

	1990 年	2000 年	2003 年
総数(人)	253,561	203,322	193,179
男性	161,484	129,161	121,292
女性	92,077	74,161	71,887

mémento statistique de la Suisse 2005

図表 1－14 食料自給率

品 目	自給率	品 目	自給率
牛乳	98.3%	卵	47.2%
バター	97.0%	砂糖	42.5%
ジャガイモ	82.4%	果物	38.4%
肉類	79.4%	植物油、植物性脂肪	19.3%
野菜	51.0%	魚介類	3.4%
穀物	49.3%		

mémento statistique de la Suisse 2005

(2) 観光

アルプスの山岳美と多くの湖などの自然美と地方ごとの特色に富む町並みなど観光資源に恵まれ、観光はスイスの主要な産業となっている。観光業の本格的な発展は 19 世紀にはじまり、交通網の発達とともに世界で最も整備された観光国に発展した。観

光収支は入超が続き、その外貨収入はスイス経済発展の一つの原動力になってきた。また、観光業は地域間の経済格差緩和に寄与しており、山岳地帯の人口流失を止めることにも有効に作用している。

2002 年に国外から 619 万の観光客が訪れ、その延べ宿泊数は 1,776 万泊を数える。また、同年のスイス国内のホテル数は 5,663、ベッド数は 25 万 9 千を数える。

図表 1－15 国別スイス訪問者数(2003 年 単位：千人)

	国名	訪問者数		国名	訪問者数
①	ドイツ	1,890	⑦	オランダ	285
②	イギリス	613	⑧	ベルギー	192
③	アメリカ	598	⑨	オーストリア	145
④	フランス	489	⑩	スペイン	138
⑤	イタリア	435	⑪	インド	85
⑥	日本	321	⑫	カナダ	66

mémento statistique de la Suisse 2005

図表 1－16 観光収支(単位：百万フラン)

	1980 年	1990 年	2000 年	2003 年
受取額	5,602	10,296	13,134	12,083
支出額	4,060	8,159	10,718	10,061
収 支	1,542	2,137	2,416	2,022

mémento statistique de la Suisse 2005

(3)工業

ア 時計産業

時計産業は、宗教改革と密接なつながりがあり、その発展は 16 世紀半ばのジュネーブに始まる。

フランスでの宗教的迫害から逃れるためユグノー⁴たちは国外に脱出し、その主な行き先は宗教改革の中心地であるジュネーブであった。彼らの多くは、時計製造を身につけた手工業者であった。当時のジュネーブは優れた宝飾加工品の産地でもあり、ユグノーたちから時計作りを学び、宝飾加工で培った繊細な技術と時計作りの技術と融合して美しい装飾を施した時計がジュネーブを代表する産業として定着した。

スイス製時計の表記がなされるためには、法令によって細かく規定されているが、大まかには、①内蔵するムーブメント(駆動体)がスイス製であること、②ムーブメントの時計への組み込みが国内で行われること、③製造者による最終検査がスイスで行われることの 3 点を満たした場合にスイス製時計を名乗ることができる。こうしたメーカーは、部品製造業者などを含めて国内に約 600 社が立地する。

⁴ 16～18 世紀フランスのカルヴァン派新教徒の通称。

イ 機械産業

機械工業は、紡機および織機、冶金および旋盤工業の2つの系譜から発展した。前者は19世紀の初めころ、手工業生産に代わり機械紡績が広範に採用されるようになった。後者の発展も紡績機と紡織機の発展とほぼ並行している。これらの工業が母体となって、19世紀後半以後各種の機械工業が勃興した。

機械産業はスイスにとって最も重要な産業部門であり、5,000人以上の従業員を擁する若干の例外を除けば、大多数の企業は中小規模であり、製品は特殊化、多様化され、多方面にわたる。これら機械工業の中心地は、第一にチューリヒ、ヴァンタートゥール、バーデン、シャフハウゼン、これに次ぎバーゼル地域、スイス東部、ジュネーブ、ゾロトゥルン、アールガウなどが挙げられる。

ウ 繊維・衣料産業

スイスの工業化は繊維工業から始まり、1880年には全就業者数の3分の2を占めていたが、現在は比率にして6%、約1万6,000人まで減少している。しかし、スイスの繊維・衣料産業は、国際的規模は小さいものの、スイス第4位の輸出産業となっている。

繊維製品の中で絹は最も古く、その起源は13世紀に遡り、チューリヒ州、北西スイス、ジュラで行われている。綿工業は、ザンクトガレン、チューリヒ、グラルス、アールガウの諸州で行われている。羊毛工業も、北スイスや東スイスに分布しており、近年発展を遂げている。刺繍工業は、その生産の95%以上が輸出されており、ザンクトガレン、アッペンツェル、トゥールガウに、衣料産業は主としてティチーノ地方に定着している。

(4) 金融

スイスは純資本輸出国であり、重要な金融センターの地位にあることから、国際金融システムに高い関心を払っている。国内総雇用数の5.7%を占め、国内総生産の約10%を生み出す銀行や保険などの金融部門は、スイス経済において重要な役割を果たしている。

金融業の発展は、スイスが波乱の時代を生き抜くための一つの方法として傭兵となって血の輸出で外貨を稼いだ歴史に由来する。傭兵として得た資金の送金や身体を保険するために、金融業や保険業が発展し、こんにちの国際的地位を築いた。

1990年代、銀行部門と保険部門では構造改革が進み、同業のみならず異業種間の合併もしばしば起こり、1990年に495行あった銀行数は2003年には342行に減少した。

スイスの大銀行と保険会社は、国際的な金融市場で営業をしており、世界的な金融プレーヤーとなっている。これらの銀行や保険会社は、総計で2兆2,370億フランの資産を管理すると推計され、その半分は国外の個人および法人からの資金である。

スイスフランは世界でも安定した通貨の一つである。スイスの資本市場は、世界で

も重要な市場の一つであり、特にチューリヒはヨーロッパ有数の金融都市として知られる。

1998 年の統計によれば、平均的な家庭では家計の約 12%を健康保険、国民年金を含む追加的な保険に支出している。このようなスイス国民の高い関心にもかかわらず、保険会社は資金の半分を海外から得ている。また、スイスはヨーロッパで有数の保険輸出国であり、特に再保険の分野では世界の 90%の市場占有率をもつ。

図表 1－17 銀行数の変遷

銀行種類	1990 年	2003 年
州立銀行	29	24
大銀行	4	3
地域・貯蓄銀行	204	83
Raiffeisen banks ⁵	2	1
その他銀行	218	190
外国銀行支店	16	26
プライベートバンキング	22	15

mémento statistique de la Suisse 2005

図表 1－18 主要通貨の対スイスフラン年間平均為替レートの変遷

通貨	2000 年	2002 年	2004 年
1 ユーロ	1.5578	1.4670	1.5437
1US ドル	1.6886	1.5556	1.2419
100 日本円	1.5676	1.2423	1.1483
1 ポンド	2.5556	2.3329	2.2746

mémento statistique de la Suisse 2005

⁵ Raiffeisen banks(ライファイゼン銀行)とは、主に小さな町村に 470 支店を持つ信用金庫の全国組織のこと。各々の支店は独立しており、その銀行のメンバーは意思決定に参加し、自分の支店の資金について連帯責任を負っている。

第2章 スイス連邦

第1節 連邦制度

1. 連邦共和制

連邦国家としてのスイスの誕生は 1848 年であり、政体は連邦共和制で大統領と二院制の連邦議会、連邦政府がおかれる。当初、連邦は外交、軍事、郵便、通貨、度量衡、関税などの権限を有するに過ぎず、連邦よりも州に重点がおかれたものとなった。連邦は 23 の州（20 の州と 6 の半州）で構成され、半州は州が地理的・宗教的理由で 2 つに分かれたものであり、次の 2 点以外は一州と同等の権限を有する。すなわち上院選出の際に各州 2 名の選出のところを半州においては 1 名となっている⁶。また、国民投票の際に各州の賛否を 1 と勘定するところを半州は 0.5 で計算される。

連邦憲法第 3 条は「州は連邦によって制限されない範囲で主権を有し、連邦に委ねられない全ての権限を主権者として行使する。」と定めている。このように連邦制をとるスイスの地方自治は州レベルで非常に強固である。一般にドイツ語圏では市町村レベルで自治権が強く、フランス語圏では州の権限が強いといわれる。

古典的な分類法によると、連邦制は国家連邦(*Confédération d'Etats*)と連邦国家(*Etat fédéral*)に分けられる。国家連邦は複数の国家が共通の目的を持って連邦を形づくったもので、連邦を構成する各国はそれぞれ独立と主権を持つものである。一方、連邦国家は中央（連邦）政府が連邦および州の重要事項を管理し、州は実質的な主権を持つものの特定の事項については主権が制限される形態である。スイスも過去においては国家連邦であった。しかし、全ての近代国家がそうであるように、次第に連邦が多くの特権を必要とするようになり、アメリカ合衆国、ドイツなどと同様にスイスも連邦国家の道を歩んだ。

2. 連邦・州間の権限配分

連邦国家にとって連邦と州の間の権限配分は大きな関心事である。連邦は統一的な規律が必要な任務を行い⁷、州はその権限の範囲内において任務の遂行を決定する⁸。補完性の原則に沿って、連邦の権限を憲法で規定しそれ以外を州の権限としている。したがって、連邦が新たに権限を持つには連邦憲法および法律の改正が必要であり、事実そのために多くの改正が行われてきた。しかも、連邦憲法の改正は必ずレファレンダム(*référéndum* : 国民投票)にかけて国民と州の承認を得なければならない事項とされている。

しかし、このように連邦の権限は連邦憲法で規定されているものの、そこに明記されているものは部分的であるため、連邦憲法を手がかりに実際の権限配分を紐解くことは容易ではない。連邦は可能な限り州に権限を委ねるという原則を持ち、そのほと

⁶ 連邦憲法第 150 条第 2 項

⁷ 連邦憲法第 42 条

⁸ 連邦憲法第 43 条

んどを連邦法で規定し州に委任している。

(1)立法権の配分

ア 連邦に立法権が専属する分野

- ・ 関税
- ・ 鉄道、ロープウェイ、船舶航行、航空、宇宙飛行
- ・ 高速道路の整備
- ・ 郵便、電話、電報、ラジオ、テレビなどのコミュニケーション分野
- ・ 金融および通貨
- ・ 蒸留酒の製造、輸入、精糖、専売
- ・ 賭博
- ・ 臓器移植
- ・ 刑法にかかる法律制定
- ・ 度量衡
- ・ 火薬規制
- ・ 国防
- ・ 民間防衛(執行は州に委任される)
- ・ 外交
- ・ 非常時における食料供給
- ・ 行政訴訟手続き

イ 連邦と州の立法権が競合しているが、連邦が全般にわたって立法する分野

- ・ 度量衡
- ・ 私法（民法、商法など）
- ・ 借金や破産の訴追
- ・ 知的所有権
- ・ 刑法
- ・ 労働法
- ・ 社会保障
- ・ 原子力エネルギー
- ・ 動物保護
- ・ 水質汚染防止
- ・ 疫病予防の一部
- ・ 農業の保護
- ・ 経済や文化的観点からの映画に関する規則
- ・ 州間の犯罪者の引渡し

ウ 連邦と州の立法権が競合しているが、連邦は原則だけを定める分野

- ・水力資源
- ・森林保護と資源活用
- ・漁業および狩猟
- ・大規模な公共工事
- ・都市計画及び地域開発
- ・経済的自由及び秩序

エ 連邦と州の立法権が並立する分野

- ・税の徴収
- ・大学の設置(公教育は州の権限で、一般に大学は州が設立する。しかしながら、連邦も連邦工科大学や高等教育機関を設立できる権限をもつ。)
- ・環境保全
- ・国道整備(道路に関する権限は基本的に州に属するが、高速道路の計画は連邦の権限であり、連邦は補助金を州に交付し工事進捗を管理する。)
- ・州の組織

オ 基本的には州が立法権を持つ分野

- ・市町村の組織
- ・民事訴訟や刑事訴訟の手続き
- ・公衆衛生や病院
- ・老人および児童福祉施設
- ・公的扶助、老人・孤児・障害者手当て
- ・埋葬
- ・公教育
- ・公共事業
- ・消防
- ・警察
- ・建築物規制および歴史的建造物保存
- ・宗教および教会
- ・自然景観保全

(2)執行権の配分

連邦憲法は、連邦に付与された権限も含めすべての権限の行使に関して、憲法または連邦法によって異なる規定がなされない限り、執行は州に付与されると規定する⁹。このような形のスイス式連邦主義を「執行連邦主義 (fédéralisme d'exécution)」と呼ぶ。憲法改正によって州にあった多くの権限が連邦に移されたが、連邦法の執行を州自身が行うことを規定したこの条文によって州の執行権が担保されている。

⁹ 連邦憲法第 46 条

ア 憲法により執行が連邦へ付与されている権限

- ・ 外交
- ・ 軍隊
- ・ 郵便・電気通信サービス
- ・ 通貨政策

イ 憲法により執行が州へ委任される権限

- ・ 軍隊の衣服、装備
- ・ 度量衡に関する事
- ・ 食料品に関する規制
- ・ 老齢保険、障害遺族保険
- ・ 連邦直接税の徴収
- ・ 労働法の施行
- ・ 水質汚濁防止
- ・ 映画館の開館許可
- ・ 国道の建設および維持管理
- ・ 民間防衛

ウ 法律により執行が連邦へ付与される権限

- ・ 付加価値税
- ・ 税関
- ・ 原子力エネルギー
- ・ 民間保険機関の監視

エ 法律により執行が州へ委任される権限

連邦は可能な限り州に権限を委ねるという原則をもっており、法律により州に委ねる権限は非常に多い。

3. 州に対する監督権限

連邦および州は各々の任務の遂行にあたって相互に支援し、かつ協働する¹⁰。また、州は連邦憲法および連邦法に準拠して連邦の権利を執行する。さらに、連邦は州に可能な限り大きな活動の自由を残し、各州の特質を勘案することとしている¹¹。

通常、州の法律遵守を監督するのは、州裁判所または連邦裁判所の責任である。しかし、裁判所が行動を起こすのは、訴訟または申立てによって提訴された場合のみであり、裁判所による監督は散発的かつ不確実である。しかも、州が行政客体に対して有利となる方法で連邦法を適用した場合、たいていは訴訟も申立てもない。

¹⁰ 連邦憲法第 44 条

¹¹ 連邦憲法第 46 条

したがって、この法的監督に加えて、別の監督が必要となる。これが連邦監督である。通常、監督当局は連邦内閣であるが、内閣は監督権限を省や部へ委任することができる。連邦内閣は直接には州政府に対してのみ監督を行う。

州政府の下部組織に対しては、連邦の省や部が監督を行う。また、州憲法の連邦法に対する合法性を監督する場合には、連邦議会が権限を有する¹²。

(1) 行為に関する監督

連邦が監督を行う場合、特別な法令は必要なく、連邦がその分野の立法権限または行政権限を有していれば足りる。監督方法は以下の通り多様性に富んでいる。

ア 定期報告書の提出義務

労働法、借金・破産追訴法、戸籍規則などに規定がある。

イ 連邦検査官の派遣

戸籍規則、労働法などに規定がある。

ウ 通達

連邦法の施行方法について情報を提供し、施行のための州法の素案を提示する。また、州の不正に対してそれを指摘し改善を促す場合などに用いられる。さらに、特定の州に対して批判、命令を行うときに特別通達が出される。

エ 州法令の監督当局への提出義務

刑事手続に関する連邦法などに規定がある。

オ 規範行為の承認

連邦憲法や連邦法に規定がある。連邦法施行のために必要な場合には、州による法令制定を認める。連邦法や政令が予定している場合、州法は連邦の事前承認を受けなければならない¹³。

カ 州が締結した条約¹⁴

州が締結した条約の裁判所への申立て権の行使¹⁵。

キ 非常に例外的に、法律行為の破棄

連邦行政機関が連邦裁判所に対していかなる申立て権も有していなかった国土

¹² 連邦憲法第 172 条第 2 項

¹³ 連邦憲法第 186 条 2 項、政府および行政組織に関する連邦法第 61b 条第 1 項、連邦による州の立法行為承認に関する政令

¹⁴ 連邦憲法第 56 条、第 172 条第 3 項、第 186 条第 3 項

¹⁵ 連邦憲法第 189 条第 1 項 d および第 190 条 1 項、司法組織に関する連邦法第 83 条 a

整備の問題における州裁判所の判決の破棄。

(2)連邦による執行

連邦内閣は連邦法、州憲法および州間協定の実施について注意を払い必要な措置を講ずる¹⁶。また、連邦議会は連邦法を執行するための措置を講ずる¹⁷。

州が深刻にかつ繰り返し連邦法を犯し、さらにあらゆる監督手段を行使しても効果がない場合には、連邦が事務を執行することができる。執行を行う機関は、法が別に定めた場合を除いて連邦議会とされているが、補助金の停止、暫定規則の制定など実際ほとんどの場合に内閣が権限をもつと規定されている。

ア 財政圧力

連邦の助成金を用いて行う事務を州が適正に執行しない場合、連邦内閣は助成金の停止、返還を求めることができる。法がそれを予定している場合、連邦政府は補助金や交付金の使途を検証できる。そのほかの場合は、州政府の了解を得て財政上の監督が行われる。州の関係する省はこの監督に協力しなければならない。

イ 代執行

州が必要な立法行為または行政行為を行わない場合、連邦は州に代わり、州の費用で事務を行うことができる。

ウ 軍事執行

他の監督手段を用いても州があくまでも頑強に抵抗する場合、連邦の採りうる最終的な手段が軍事執行である。ただし、この方法は今まで一度も使われたことはない。

(3)連邦による介入

介入は州政府を対象とするのではなく、内外の敵対者から州政府を守るために行われるため、厳密には監督の手段ではない。しかし、州内で連邦法が守られる状態を維持し、州が保てなかった秩序を回復するための連邦による代行と考えれば監督に近い面がある。

連邦議会および連邦内閣は、スイスの対外的安全、独立および中立の保持のための措置、および国内の安全を保障するための措置を講じる¹⁸。

連邦内閣は、公共の秩序もしくは対内的または対外的安全に対する現実の、または差し迫った侵犯を除去するために、直接憲法を根拠として命令を発することができる。緊急事態にあっては、連邦内閣は、軍を動員することができる¹⁹。

¹⁶ 連邦憲法第 186 条第 4 項

¹⁷ 連邦憲法第 173 条第 1 項 e

¹⁸ 連邦憲法第 173 条第 1 項 a,b

¹⁹ 連邦憲法第 185 条

第2節 連邦議会(Assemblée fédérale)(立法)

1. 構成

スイス連邦では国民と州が主権者であるため、スイス連邦の最高権限を有する連邦議会は、国民を代表する国民議会(下院)および州を代表する上院の二院で構成される。両院に権限の優劣はない。

(1) 国民議会(Conseil national)

国民議会は国民を代表し、その議員は国民の比例制直接選挙によって選出され、議員定数は200名で、その任期は4年である。一斉改選は、10月最終日曜日の前週の日曜日に行われる。各州は1つの選挙区を形成し、いずれの州も少なくとも一議席を獲得するように配慮しながら、各州の人口規模に応じて議席数が配分される²⁰。以下に議席の配分方法を示す。①スイス連邦の人口を200で除し、この商は第1番目の基数となり、これに達しない州に1議席が分配される。これ以降、この州は議席配分に参加できない。②残りの州の人口数を残余の議席数で除した商の直近上位の整数が、分配の2番目の基数となる。人口がこの数字(商の直近整数)に達しない州は、1議席を得る。そしてこの州はそれ以降の議席配分に参加できない。残るすべての州で議席配分が終わるまで、この操作を繰り返す。③残る各州は、その州の人口を②の基数で除した商と同数の議席数を得る。④未分配の議席は、除法の余剰の大きい州へ分配される。余剰が同数の場合、最初の分配数字で人口を除した余剰が小さい州が除外される。この余剰が同数の場合は、くじ引きで決められる。

18歳以上の精神的疾病または知的障害のため行為能力のない者以外すべての有権者は国民議会に選任される資格を有する。国民議会議員は、上院議員、連邦内閣閣僚、連邦裁判所裁判官、連邦保険裁判所裁判官、連邦内閣官房長官、一定の上級公務員などと兼職が禁止される。

候補者を擁立する政党は候補者数に応じ、2から10議席の場合は100名、11から20議席では200名、20議席以上では400名の有権者の署名が必要となる²¹。ただし一つの州だけに候補者を擁立する政党、既に国民議会議員を有する政党、前回選挙で3%以上の得票を獲得した政党などは除かれる。

冬季の通常国会において、互選により議長、第一副議長、第二副議長を選出する。任期は1年であり、翌年度における再選は禁止される。

(2) 上院(Conseil des Etats)

上院は主権を持つ州を代表する。議員定数は46名であり、半州(オブヴァルデン、ニトヴァルデン、都市バーゼル、地方バーゼル、外アッペンツェル、内アッペンツェル)は1名、それ以外の州は2名の議員を選出する。上院議員の選出方法は、各州が定める。

²⁰ 政治的権利に関する連邦法第17条

²¹ 政治的権利に関する連邦法第24条

上院議員は、国民議会議員、連邦内閣閣僚、連邦裁判所裁判官などとの兼任が禁止されるほか、州法による禁止もある。上院議員は、国民議会議員と同様に、免責特権、発議権などをもつ。上院は1年の任期で、議長、第一副議長、第二副議長をそれぞれ1名選出する。正副議長は、引き続き再任できないなどの制限がある。

2. 権限

(1)立法

連邦法、政令、または連邦規則によって法の支配を行う²²。政治的権利の行使、憲法上の権利の制限、連邦の任務および事務、連邦法を執行する場合の州の義務など重要な規則はすべて連邦法の形式で制定しなければならない。また、連邦規則の形式で、憲法改正案を国民および州の投票に付する。

(2)対外関係および条約の締結

対外政策の形成に関与するとともに、外国との関係を監督し、国際条約を承認する。ただし、法律または国際条約に基づき連邦内閣が締結権限を有している条約についてはこの限りではない²³。

(3)財政

連邦の支出を決定し、予算の確定、決算を承認する。

(4)連邦行政の監督および効率性の評価

連邦内閣および行政各部門、連邦裁判所ならびにその他連邦の事務を行う機関に対し、合法性、規則性、適時性、効率、経済的効果を基準に監督をする。この監督は、決定の取り消し、または修正を行うものではない。また、連邦政府に効率性評価が有効に機能するよう求める。

(5)選任

連邦内閣閣僚、連邦官房長、連邦裁判所裁判官および連邦軍最高司令官を選任する²⁴。また、連邦活動の重要な計画の策定に参画する。

(6)その他²⁵

連邦の対外的安全、独立および中立保持のために措置を講じ、必要とあれば軍の全部または一部を動員し軍事行動を命じる。

連邦機関間の争いおよび管轄について決定を下す。恩赦の請願について決定を下し、大赦を宣言する。連邦の権限に属し、かつ他の機関に委ねられていないすべての事項

²² 連邦憲法第 163 条

²³ 連邦憲法第 166 条

²⁴ 連邦憲法第 168 条

²⁵ 連邦憲法第 173 条

を扱う。

3. 運営

通常会は、3月、6月、9月、12月の年4回それぞれ3週間開催される。臨時会はいずれかの院の議員の4分の1の要求をもって召集される。議会は、原則として一般公開されるが、いずれかの院、両院合同会議委員の6分の1、または連邦内閣の要求があった場合などは非公開とすることができる。

議案が提出された場合、まず両院議長によって先に審議を始める議院が決められる。一致しない場合はくじ引きで決める。その後、議院の関係する委員会が召集され、委員会は案件を審議したのち、議院に報告書を提出し提案を行う。委員会を通過した案は院で審議され、可決、修正、否決される。議決の結果は、他の議院に送られ不一致の場合は、二番目の議院の議決は再び最初の議院へ送られる。両院に不一致がある場合、各院13名からなる調停会議において妥協を図る。このような両院間のやりとりで、両院が一致すれば議案は成立するが、両院の最終的な議決が一致しない場合には廃案となる。定足数は議員定数の半数で、出席議員の過半数で議決が行われる。

各院は、それぞれの議会執行部によって召集される。国民議会の執行部は、議長、2名の副議長、開票立会人4名、政党グループ²⁶の代表者で構成される²⁷。上院の場合は、議長、2名の副議長、開票立会人1名、立会人代理1名、および上院で5名以上の議員を有する政党グループの代表者で構成される²⁸。

両院は議案の事前審議のためにそれぞれ12の常任委員会、すなわち2つの監視委員会(下記の①、②)および10の立法委員会を設置している。立法委員会はそれぞれの管轄分野の立法作業を担当する。

- ① 財政委員会(CdF:Commission des Finances) 政府予算と決算、および連邦財政に関する事項を審議する。また、各省庁を監督する小委員会に分かれる。
- ② 管理委員会(CdG:Commission de Gestion) 連邦内閣および連邦裁判所の管理報告の審査、およびその活動と運営を監督する。管理委員会は、行政と司法の運営の監視という議会の機能を補佐する。小委員会に分かれる。
- ③ 対外委員会(CPE:Commission de Politique Extérieure)
- ④ 科学・教育・文化委員会(CSEC:Commission de la Science, de l'Education et de la Culture)
- ⑤ 社会保障・健康委員会(CSSS:Commission de la Sécurité Sociale et de la Santé publique)
- ⑥ 環境・国土整備・エネルギー委員会(CEATE:Commission de l'Environnement, de l'Aménagement du Territoire et de l'Energie)

²⁶ 同一政党または政治的傾向の近い複数政党の少なくとも5名の議員によって構成され、議会の各委員会に代表を送ることができる。

²⁷ 国民議会規則第8条

²⁸ 上院規則第5条

- ⑦ 安全保障委員会(CPS:Commission de la Politique de Sécurité)
- ⑧ 運輸・通信委員会(CTT:Commission des Transports et des Télécommunication)
- ⑨ 経済委員会(CER:Commission de l'Economie et des Redevances)
- ⑩ 政治制度委員会(CIP:Commission des Institutions Politiques)
- ⑪ 司法委員会(CAJ:Commission des Affaires Juridiques)
- ⑫ 建設委員会(CCP:Commission des Constructions Publiques)

国民議会の委員会は建設委員会が 13 名で、その他の委員会は 25 名で構成され、各政党の議員数、出身地域、言語を考慮しながら、議員の所属委員会が決められる。各議員は、原則として同時に 2 つ以上の委員会に所属することができない²⁹。

上院の委員会は建設委員会が 5 名で、その他の委員会は 13 名で構成される。上院規則に所属委員会の数を規制する条項はない。

両院の各委員会の任期は 4 年、委員長および副委員長の任期は 2 年である。

両院合同会議(*Chambres réunies*)は、国民議会から 12 名、上院から 5 名で構成され、連邦内閣、連邦官房長官、連邦裁判所判事、連邦保険裁判所判事、連邦軍総司令官を選出する。また、連邦内閣が欠けた場合に後任を選出する。原則として国民議会議長が当会議の議長を務め、出席できない場合は上院議長が議長を務める。この会議の運営手続きは国民議会の規則が適用されるが、適した規則がない場合は上院のものが適用される。両院合同会議は、両院調整会議(*Conférence de coordination*)によって召集される。この調整会議は、両院の議会執行部で構成される。

4. 主要政党

現在までに、両院とも単独で過半数を占める政党はない。1959 年から続いた「魔術の方程式」と呼ばれる内閣の連立方式によって、各政党の得票率に応じて社会党から 2 名、自由民主党 2 名、キリスト教民主党 2 名、国民党 1 名が選出されていた。しかし、2003 年 10 月 19 日の国民議会議員選挙の結果、得票率 26.7%を獲得した国民党が連立内の最大政党となり、14%を獲得したキリスト教民主党が最小の政権党になった。この結果を踏まえ、連邦議会は 2003 年 12 月 10 日の連邦内閣選挙において、国民党から 2 名、キリスト教民主党から 1 名を連邦内閣閣僚に選出した。ここに 44 年間守られた「魔術の方程式」が破られた。

(1) 国民党(UDC: *Union Démocratique du Centre*)

ベルン州を中心とした農民、中小企業者などの中産階級、プロテスタント右派などを主な支持層とし、政治的には祖国の自由・独立の維持、経済的には農民、中小企業者の独立、利益の維持を目的とする。1974 年に農民中小企業者党から国民党に改称した。1921 年以来 1 名の閣僚を輩出していたが、2003 年 12 月の選挙において 2 名の閣僚を出している。

²⁹ 国民議会規則第 15 条

(2)自由民主党(PRD: Parti Radical-Démocratique Suisse)

スイスで最も古い政党の一つで、四大政党の一つである。この党は権利の濫用を排した規律ある自由主義、民主主義を掲げ、州に対しては市民の自由と平和を守るために必要不可欠な権限だけを認めようとする集権的傾向をもつ。政策的には、私的経済体制に立脚しつつ、公共目的のため公的介入の必要性を認める立場をとる。進歩的中産階級上層部が主な支持層である。

(3)社会民主党(PSS: Parti Socialiste Suisse)

四大政党の一つで閣僚2名を出している。労働組合を主な支持層とし、歴史的には変遷があるものの現在では中央集権的立憲社会主義の立場で、社会的・経済的不平等の排除、民主的基盤に立つ社会民主主義の実現を目指している。1943年に初めて閣僚を出した。

(4)キリスト教民主党(PDC: Parti Démocrate-Chrétien Suisse)

四大政党の一つで閣僚1名を出している。地方分権主義的な保守政党で、保守的農村部に堅い基盤を持つ。政策的にはキリスト教(カトリック)価値観を基礎に、個人と家庭の自由と連帯を図り、すべての階級の繁栄を目的としている。キリスト教民主党は19世紀中頃の保守運動から生まれた。1891年から閣僚を出している。

(5)緑の党(PES: Parti Ecologiste Suisse)

環境保護を目的とした政党。政策的には集権的傾向をもち、特に環境分野で州の積極的な介入を支持する。都市計画分野では非常に保守的で、伝統的生活の保護を要求する。

(6)自由党(PLS: Parti Libéral Suisse)

個人の自由と責任を重視し、私有財産と経済の自発性を保つ経済的自由主義の立場をとる。市町村の自治権を重視し、州の役割を限定しようとする傾向がある。

その他の政党名

ADG-Sol: Solidarités-Alliance de Gauche Mouvement pour une société solidaire

DS:Démocrates Suisses

GliZ:Grün-Liberalen Zürich

LT:Lega dei Ticinesi

PCS:Parti Chrétien-Social

PST:Parti Suisse du Travail

PEP:Parti Evangélique Populaire

SGA:Sozialistisch Grune Alternative Zug

UDF:Union Démocratique Fédérale

図表 2 - 1 2003-2007 第 47 期連邦議会政党別構成(カッコ内は女性議員数)

政党グループ	総議員数	構成政党	院別議員数	
			国民議会	上院
民主連合	64(3)	UDC	55(3)	8(0)
		LT	1(0)	0(0)
社会民主党	61(28)	PSS	52(24)	9(4)
民主党連合	54(13)	PRD	36(7)	14(5)
		PLS	4(1)	0(0)
キリスト教民主連合	43(11)	PDC	28(9)	15(2)
緑の党連合	14(7)	PES	12(7)	0(0)
		PCS	1(0)	0(0)
		SGA	1(0)	0(0)
PEP-UDF 連合	5(0)	PEP	3(0)	0(0)
		UDF	2(0)	0(0)
未加入	5(1)	PST	2(1)	0(0)
		ADG-Sol	1(0)	0(0)
		DS	1(0)	0(0)
		GliZ	1(0)	0(0)
合計			200(52)	46(11)

連邦議会 HP、La Confédération en bref 2004 から作成

図表 2 - 2 各州の政党別上院議員数(カッコ内は女性議員数)

州 名	議員数	PRD	PDC	PSS	UDC	州 名	議員数	PRD	PDC	PSS	UDC
チューリヒ州(ZH)	2(1)	1	-	-	1	シャフハウゼン州(SH)	2(0)	1	-	-	1
ベルン州(BE)	2(1)	-	-	1	1	外アッペンツェル半州(AR)	1(0)	1	-	-	-
ルツェルン州(LU)	2(1)	1	1	-	-	内アッペンツェル半州(AI)	1(0)	-	1	-	-
ウリ州(UR)	2(0)	-	2	-	-	ザンクトガレン州(SG)	2(1)	1	1	-	-
シュヴィーツ州(SZ)	2(0)	-	1	-	1	グラウビュンデン州(GR)	2(0)	-	1	-	1
オプヴァルデン半州(OW)	1(0)	1	-	-	-	アールガウ州(AG)	2(0)	1	-	-	1
ニトヴァルデン半州(NW)	1(1)	-	1	-	-	トウルガウ州(TG)	2(0)	-	1	-	1
グラルス州(GL)	2(0)	1	-	-	1	ティチーノ州(TI)	2(0)	1	1	-	-
ツーク州(ZG)	2(0)	1	1	-	-	ヴォー州(VD)	2(1)	1	-	1	-
フリブール州(FR)	2(0)	-	1	1	-	ヴァレー州(VS)	2(0)	-	2	-	-
ゾロトゥルン州(SO)	2(0)	1	-	1	-	ヌーシャテル州(NE)	2(1)	-	-	2	-
都市バーゼル半州(BS)	1(1)	-	-	1	-	ジュネーブ州(GE)	2(2)	1	-	1	-
地方バーゼル半州(BL)	1(0)	1	-	-	-	ジュラ州(JU)	2(1)	-	1	1	-

Cantons et villes Suisses 2005

図表 2 - 3 各州の政党別国民議会議員数(カッコ内は女性議員数)

州	議員数	PRD	PDC	PSS	UDC	PLS	PEP	PCS	PST	Sol	SGA	PES	DS	UDF	LT
ZH	34(12)	5	2	10	12	-	1	-	-	-	-	3	-	1	-
BE	26(8)	4	1	8	8	-	1	-	-	-	-	2	1	1	-
LU	10(1)	2	3	1	3	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
UR	1(1)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
SZ	4(1)	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
OW	1(0)	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NW	1(0)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
GL	1(0)	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ZG	3(0)	-	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
FR	7(1)	1	2	2	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
SO	7(2)	2	1	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BS	5(1)	1	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
BL	7(2)	1	1	2	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
SH	2(0)	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AR	1(1)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AI	1(0)	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
SG	12(4)	2	3	2	4	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
GR	5(1)	1	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AG	15(5)	2	2	3	6	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-
TG	6(1)	1	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
TI	8(2)	3	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
VD	18(5)	4	-	4	4	2	-	-	2	-	-	2	-	-	-
VS	7(0)	1	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NE	5(1)	1	-	2	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
GE	11(3)	1	1	3	2	2	-	-	-	1	-	1	-	-	
JU	2(0)	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	200(52)	36	28	52	55	4	3	1	2	1	1	13 ³⁰	1	2	1

Cantons et villes Suisses 2005

³⁰ 選挙時は 13 名であったが、2004 年 8 月 18 日に 1 名が離党し GliZ(Grün-Liberalen Zürich)へ所属したため 12 名となった。

第3節 連邦内閣(Conseil Fédéral)(行政)

1. 構成

7名で構成される連邦内閣は、国民議会議員の総選挙ごとに、連邦議会によって選出される。任期は4年であり、再選は禁止されていない。閣僚の被選任資格は、国民議会の被選挙権をもつスイス市民であるが、閣僚の選任にあたっては言語も考慮され、同一州から二名以上の閣僚を選任することはできない。また、同期の閣僚内に四親等内の直系・傍系の姻戚関係、配偶者または兄弟姉妹の配偶者がいる場合は、同時に閣僚となることはできない。閣僚は、連邦または州の公的役職、営利的職業、その他いかなる職業に就くことも禁止される。

連邦内閣は、連邦大統領および副大統領を互選し、大統領は連邦議会(両院合同会議)によって1年の任期で任命される。大統領は閣議の議長となり、不在の場合は副大統領が議長となる。連邦大統領への翌年度における再任は禁止されるが、副大統領に選任されることができる。連邦大統領は原則として国家元首としての特別の権限を持たず、閣僚の同輩の筆頭に過ぎない。

連邦内閣は合議制の組織であるので、閣僚は他の閣僚の決定事項についても共同で責任を負う。閣議は原則として週1回水曜日に開催され、大統領の要求で官房長官が召集する。また、各閣僚は閣議の召集を求めることができる。議案は各省または内閣官房によって準備され、閣僚の多数決によって採決される。採決を取る場合は少なくとも4名の出席を必要とし、3名の賛成で採択される。同数の場合は、議長が決定をくだす。閣議は非公開とされる。

閣僚は連邦議会によって罷免されることはないため、安定した行政運営を可能としている。ただ、閣僚は健康上の理由や不祥事によって任期途中で自主的に辞職することがある。ほかにも、議案が拒否された場合は、圧力がかかって辞めざるを得ない状況になることもあるが、あくまでも自主的な辞職である。立法と行政は全く独立しており、互いに干渉することはない。

連邦議会の政党の力関係に沿って構成された連邦内閣は、それ自身が一つの議会であるといえる。合議制の原則は多数の支持を得る妥協点を見出すことを可能にし、議論によって多数が形成されるため票決を避ける傾向があるといわれる。

2. 権限

連邦内閣は、連邦の最高統治・執行機関である。内閣は、国家の基本的目標およびその達成手段の設定、政策の立案および施行をし、政府の活動を保証するために必要なあらゆる手段を取る。また、独立と中立を保持し、連邦主義独特の多様性を保ちながらスイスの連帯を促進し、国内外において連邦を代表する義務を負う。内閣は議会の解散権をもたず、また議会も内閣への不信任決議権をもたないため、政治情勢に左右されず行政の安定を保つことができる。

内閣は、連邦行政を恒常的かつ包括的に監視し、行政が法を尊重し効率的に運営されるように注意を払うとともに、連邦法の範囲内で行政法に関わる事項を取り扱うこ

とができる。また、内閣は、国家予算および決算、行政運営年間報告書の議会への提出、国民投票で承認された連邦法令が規定する範囲内での州法の承認、連邦公務員の任命、監督をする。条約の署名、批准など外交全般に関する権限を持ち、それらの条約は連邦議会の承認を得なければならない。緊急時には軍を動員することもできる。

連邦内閣は、立法権を有しており、憲法または法律に許可されている範囲内で政令(ordonnance)を制定する。また、立法作業の準備段階を指揮し、憲法改正案、法律案および規則(arrêté)案を連邦議会に提出する。

内閣は、行政上の訴えの一部に関して司法権限をもつ。この対象となるのは、内閣の下級機関の決定に対する訴えと州レベルの最終審の決定に対する行政上の訴えで、連邦裁判所の管轄外に限られる。

3. 行政組織

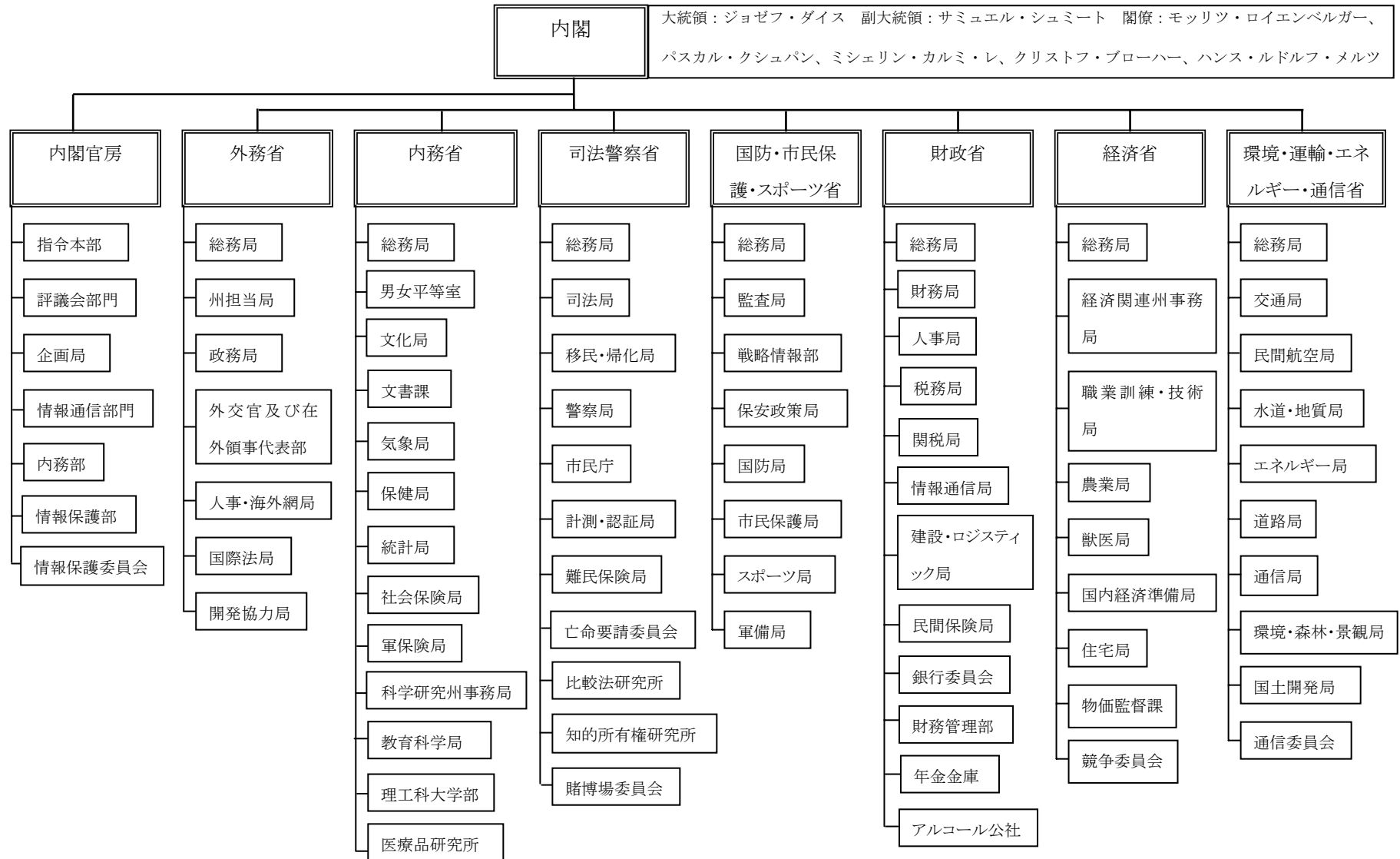
連邦内閣のもとには7つの省があり、7名の各閣僚は一つの省の長となる。

- ・ 外務省(Département fédéral des affaires étrangères)
- ・ 内務省(Département fédéral de l'intérieur)...気象局、保健局、社会保険局、教育科学局などからなる。
- ・ 司法警察省(Département fédéral de la justice et de police)...司法局、警察局、移民・帰化局、計測・認定局、賭博委員会などからなる。
- ・ 国防市民保護スポーツ省(Département fédéral de la défense, de la protection de la population et des sports)...保安政策局、国防局などからなる。
- ・ 財政省(Département fédéral des finances)...人事局、情報通信局、民間保険局、年金金庫、連邦アルコール公社などからなる。
- ・ 経済省(Département fédéral de l'économie)...農業局、獣医局、住宅局、職業訓練・技術局などからなる。
- ・ 環境運輸エネルギー通信省(Département fédéral de l'environnement, des transports, de l'énergie et de la communication)...水道・地質局、環境・森林・景観局、通信委員会などからなる。

4. 内閣官房(Chancellerie fédérale)

省間の調整や閣議の準備、内閣と議会の調整を行う。連邦の事務に関する国民への情報提供、個人情報保護の保護、公文書の編集、翻訳を担当する。また、イニシアティブやレファレンダムの要求の有効性を検査し、連邦レベルでの選挙、投票の準備を行う。内閣官房長官は連邦議会(両院合同会議)によって任命される。官房長官は閣議に参加し助言を述べることができるが、議決権をもたない。2名の副長官が長官を補佐する。

図表 2－4 連邦組織図(2004 年)



第4節 裁判所(司法)

スイスの最高裁判所は連邦裁判所と連邦保険裁判所で構成され、訴訟の種類により担当する裁判所が異なる。最高裁判所は、州裁判所の判決や連邦の下級審の判決について上告がなされた場合に法令の整合性の観点から審査する。

2003年3月に実施された司法改革に関するレファレンダムで、連邦の第一審裁判所として、新たに連邦刑事裁判所と連邦行政裁判所の設置が決まった。これによって、最高裁判所に持ち込まれる訴訟件数が減り、最高裁判所は法規に関する案件に集中的に取り組むことができると期待されている。

1. 連邦裁判所 (Tribunal fédéral)

(1) 役割・権限・機能

連邦裁判所はローザンヌにあり、その役割として国民の権利保護、連邦法の均一な適用保障などがある。また、州裁判所から上訴された民法、公法、行政法に係る係争を最終審として判断をくだす機能をもつ。ただし、欧州憲章に規定される人権に関する権利については、ストラスブール³¹の欧州人権裁判所 (Cour Européenne des Droits de l'Homme) に上訴することができる。

また、連邦裁判所は連邦と州の間や州間で生じた争いを審理する審査機関であり、行政裁判所としての役割も果たし、州または市町村の決定に対する訴えを裁く最終審の役割をもつ。連邦法の合憲性を審査する権限はないが、州法についてはその合憲性を審査し、効力を失わせることができる。

このように連邦裁判所は、訴訟を通して憲法、条約の遵守、人権の擁護を促す機能を持つことはもちろんであるが、同時に連邦の法令が各州で異なった適用がないよう、統一性を保証する役割を果たしている。

(2) 裁判官

30名の裁判官は言語、出身地、所属政党などを考慮して連邦議会の両院合同会議で選任される。任期は6年であり、兼職は禁止される。再任が可能であるが、定年に達した場合もしくは罷免された場合はこの限りでない。裁判官の監督は連邦議会の管轄であるので、連邦議会は裁判官を罷免する権限を有する。その条件は、意図的あるいは重大な不注意によって職務義務に違反した場合、または疾病などが原因で継続的に職務を遂行することができない場合である。

連邦裁判所では、そのほかに30名の補助判事を含め約200名が5つの法廷で職務を遂行している。裁判官および補助判事の職は、必ずしも法律に関する資格を必要とせず国民に広く開かれ、国民議会の被選挙権を持つスイス市民から選出することができるものの、実際には法律に精通した専門家などから選ばれている。

³¹ ストラスブール(Strasbourg)はフランス東部のドイツ国境に位置し、欧州評議会など多くの欧州機関が所在する。

(3) 法廷

ア 第一行政法廷

公法と行政法の分野における基本的権利に係る問題の審理を所管する。主な訴訟案件は法律で保障された訴訟手続、個人の自由、政治活動の権利、所有権、または表現の自由の侵害に関するものである。また、建設、国土整備、環境、土地、接收手続、刑事司法における国際協力に係る案件も同法廷が所管する。

イ 第二行政法廷

主に経済活動の自由に関する基本的権利に係る問題の審理を所管する。加えて行政法（経済分野のみ）、税法、外国人の権利、教育、国家公務員の身分に関する案件も同法廷が所管する。

ウ 第一民事法廷

債権に係わる問題を主に審理するが、知的所有権や競争法に係る問題も所管する。

エ 第二民事法廷

個人および家族の権利、相続、直接所有権、負債返済請求、破産に関する問題、民間の保険契約の審理を所管する。

オ 刑事破棄法廷

刑事事件に関する州裁判所の判決および量刑を不服とする審理を所管する。

2. 連邦保険裁判所 (Tribunal fédéral des assurances)

(1) 役割・権限・機能

連邦保険裁判所はルツェルンにあり、社会保障に係わる訴訟を専門的に取り扱い、州裁判所または行政当局の決定に関する上訴の最終審を行う。具体的には、被保険者と雇用者に支払い義務のある負担金問題および各種手当てに関する案件を審理する。主に以下の保険が対象となる。

- ・ 養老・遺族保険(assurance vieillesse et survivants)
- ・ 傷病保険(assurance invalidité)
- ・ 補足手当- ・ 職業保険または職場積立金(prévoyance professionnelle)
- ・ 健康・事故保険(assurance maladie et accidents)
- ・ 軍保険(assurance militaire)
- ・ 失業保険(assurance chômage)
- ・ 収入損失保険(assurance pour perte de gain)
- ・ 農業者家族手当(allocations familiales agricoles)

また、連邦保険裁判所は、訴訟の審理だけではなく、それを通して細分化した社会保険法の解釈を統一化し、発展させる役割をも果たしている。

(2) 裁判官

裁判官および補助判事が 11 人ずつおり、連邦議会の両院合同会議によって選任される。任期や罷免に関する条件などについては、連邦裁判所の裁判官と同じである。

3. 連邦刑事裁判所 (Tribunal pénal fédéral)

連邦刑事裁判所は、2000 年 3 月レファレンダムにおいて設立が決められ、ベリンツォーナで 2004 年から業務を開始している。組織犯罪、経済犯罪、資金洗浄、汚職などの連邦司法当局が所管する刑事事件を審理する。同裁判所が、連邦裁判所の連邦刑事法廷にとって代わることとなった。

連邦刑事裁判所の裁判官の選出は連邦刑事裁判所が行うが、任期や罷免に関する条件などは、連邦裁判所の裁判官と同じである。

4. 連邦行政裁判所 (Tribunal administratif fédéral)

連邦行政裁判所も 2000 年 3 月のレファレンダムで設立が決まり、2007 年からザンクトガレンで業務開始の予定である。これまで連邦内閣または各省に最終決定権のある分野では上訴する道が閉ざされていたため、連邦行政裁判所は行政裁判下級審の空白を埋めるために創設された。その役割は、全国に 30 ある連邦上訴委員会および各省の訴訟担当部を統括すること、連邦行政当局の決定に対する上訴を審査することにある。

図表 2 - 5 連邦裁判所位置図



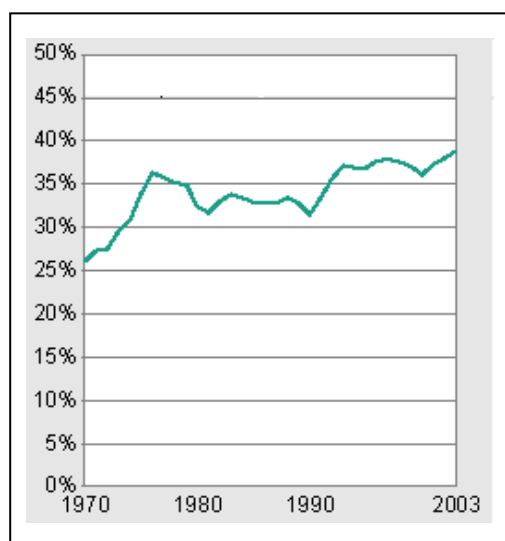
第5節 連邦財政

1. 歳入と歳出

1970年に26.1%であった連邦政府支出の対GDP比率は、2004年には予算額ベースで39.4%に上昇している。特に1990年以降、上昇傾向にあるが、その理由として①経済停滞による失業保険支出の増加、②重要性を増しつつある交通運輸、電話通信、環境保全における社会基盤整備への支出増加、そして③社会保障や補助金の再分配に関連する支出の増加が挙げられる。しかし、このように上昇傾向にあるものの、他の欧州各国と比較しても、まだその比率は低い。

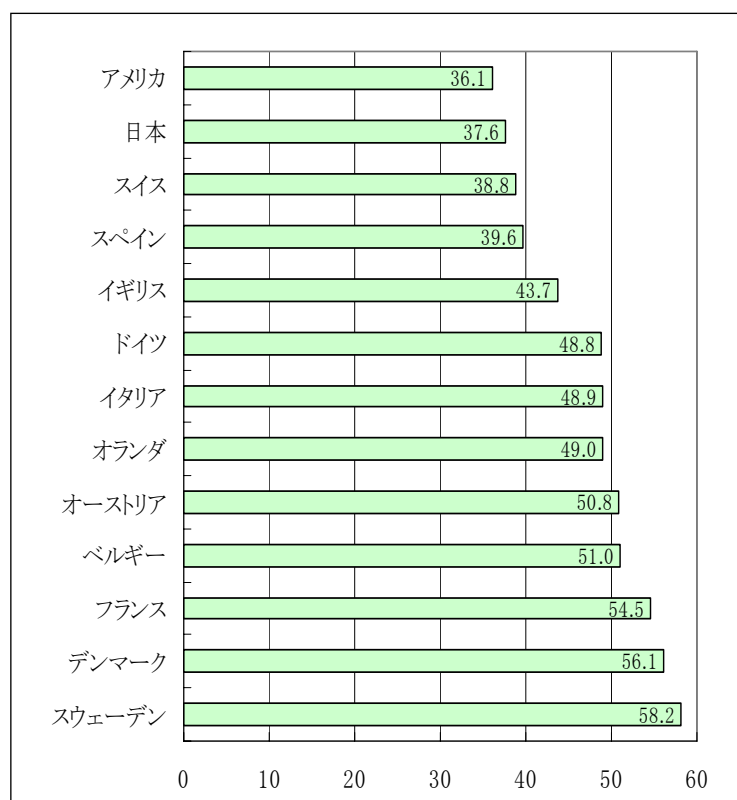
連邦政府と州・市町村の財政規模はおよそ1対2であるが、連邦支出には州への補助金が含まれているため、実際の支出ではその比率は1対3にまで広がる。

図表2-6 連邦政府支出の対GDP比の変遷



Annuaire statistique de la Suisse
2005

図表2-7 連邦政府支出の対GDP比率の各国比較(2003年 単位:%)



図表2-8 連邦・州・市町村の歳入・歳出(単位:10億フラン)

	2002年			2005年(予算)		
	歳入	歳出	収支	歳入	歳出	収支
国	47.4	50.7	-3.3	51.0	54.0	-3.0
州	66.3	66.6	-0.3	68.1	70.8	-2.7
市町村	43.6	42.5	1.1	45.2	45.9	-0.7

Les finances de la Confédération en bref Budget 2004

図表 2－9 連邦・州・市町村の累積債務の変遷(単位:10 億フラン)

	1970 年	1980 年	1990 年	2000 年	2003 年	2005 年 (予算)
国	11.3	31.7	38.5	105.3	124.3	129.5
州	10.0	22.4	30.5	64.2	77.9	83.1
市町村	15.0	23.0	29.0	38.0	39.0	40.6
合計	36.3	77.1	98.0	207.5	252.0	253.2

図表 2－10 連邦政府の歳入構造(2002 年 単位:百万フラン)

	金額	構成比	内訳	金額	構成比
直接税	13,946	29.4%	連邦直接税	11,318	23.9%
			予納税	2,628	5.5%
間接税	28,896	61.0%	付加価値税	16,857	35.6%
			鉱油税	2,854	6.0%
			鉱油付加税	1,933	4.1%
			印紙税	2,819	5.9%
			タバコ税	1,653	3.5%
			道路税	1,067	2.3%
			関税	1,049	2.2%
			その他	664	1.4%
その他	4,563	9.6%	特許・事業収入	715	1.5%
			運用収入(revenus des biens)	1,005	2.1%
			その他(使用料)	1,127	2.4%
			財産収入(recettes des biens)	1,716	3.6%
合計	47,405	100.0%		47,405	100.0%

Les finances de la Confédération en bref Budget 2004

連邦政府の歳入構成は間接税が 6 割、直接税が 3 割、その他が 1 割に分けられる。間接税では付加価値税が、直接税では連邦直接税が大きな割合を占める。

図表 2－11 連邦政府の性質別歳出(2002 年 単位:百万フラン)

	金額	比率
経常支出	43,920	86.6%
人件費	4,307	(8.5%)
財・サービス購入	2,963	(5.8%)
軍備	1,590	(3.1%)
支払利息	3,764	(7.4%)
州交付金	5,804	(11.4%)
補償金(dédommagement)	68	(0.1%)
負担金(contribution)	25,424	(50.1%)
投資支出	6,802	13.4%
合計	50,722	100.0%

Les finances de la Confédération en bref Budget 2004

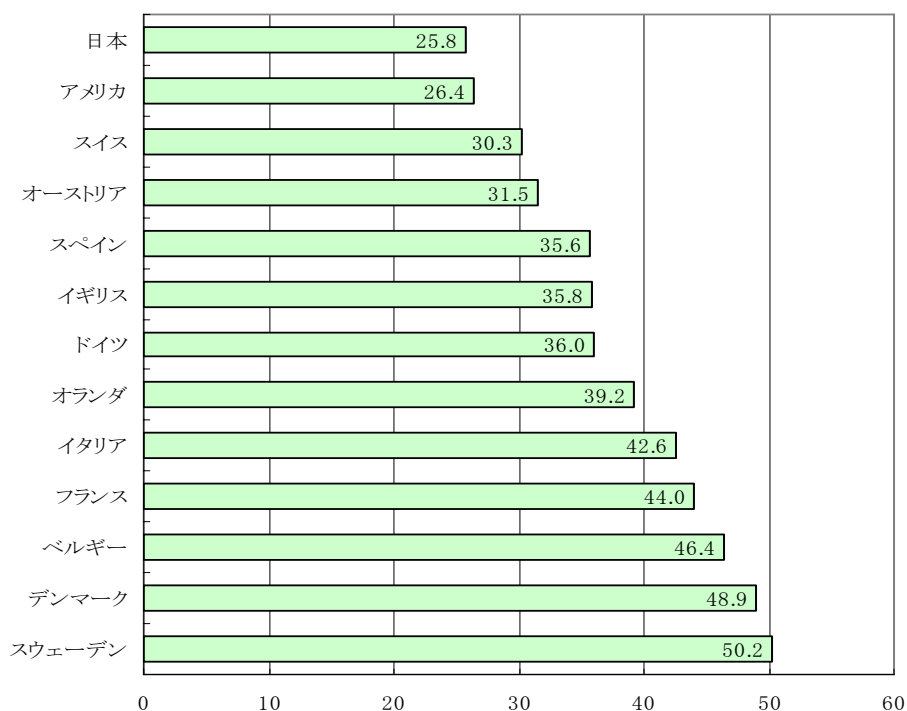
2. 連邦政府の主要な税

連邦政府が課税権をもつ税目は憲法で列挙されており、それ以外は州が自由に税について定めることができるため税制は分権的といえよう。

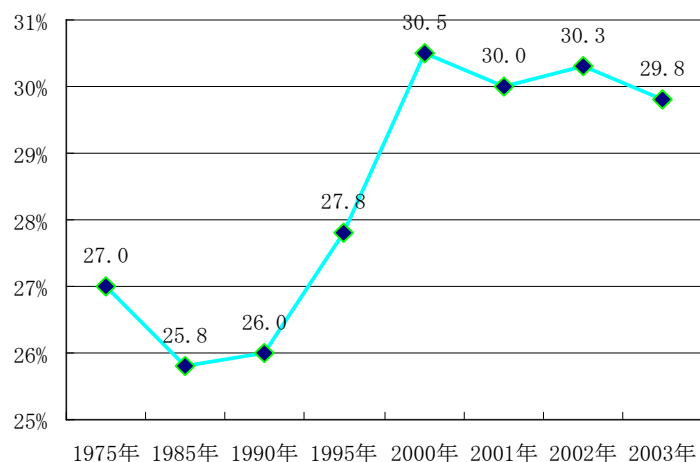
スイスの租税負担率は欧州諸国の中でも低く、日本やアメリカと近い数字であり、欧州他国と比較して小さな政府である。

連邦の税務当局は連邦税務局(Administration fédérale des contributions)である。しかし、この機関は予納税、連邦印紙税についてはすべての税務機関を管轄するものの、連邦直接税については州の行う課税・徴収を監督するだけである。

図表 2-12 税収の対 GDP 比率の各国比較(2002 年 単位:%)



図表 2-13 スイスにおける税収の対 GDP 比率の変遷



Revenue Statistics 1965-2003, OECD2004, 18P

(1) 所得にかかわる税³²

ア 連邦直接税(Impôt fédéral direct)

連邦直接税は、個人および法人の所得に課税される。これらの税は、連邦政府の監督のもと州政府が課税する。連邦直接税の7割が連邦政府の歳入となり、残りの3割が州の取り分となる。州へ配分される額には州間の財政調整に充てられる部分を含む³³。

ザンクトガレン州では市町村が連邦直接税を徴収するが、そのほかの州では州当局が徴収する。連邦直接税は、一般的に年1回、毎年3月1日に納入される。また、前納が認められている。

(ア) 個人所得税(Impôt sur le revenu des personnes physiques)

- ・ 納税者：スイス居住者(商業活動をする30日以上滞り、商業活動をしないうち滞り90日以上滞りを含む)。
- ・ 税率：最高税率11.5%(累進税率)。

夫婦は生計を共にするのであるからその収入を合算して課税する世帯包括課税のスイス税当局の原則にもとづき、世帯全員の収入を合算して申告し、一般控除(社会保険料、一般保険料控除、支払利息控除など)と社会控除(扶養者控除、困窮者控除など)後の所得に対し課税する。最低課税所得は、配偶者がいるとき年収27,400フラン、その他のときは16,100フランからである。しかし25フラン未満の税額は徴収されない。

最高税率が適用されるのは、配偶者を持つ場合、課税所得が788,400フラン以上、その他の場合は664,400フラン以上の者である。片親や共同世帯で暮らす夫婦などには世帯状況に応じて、通常より低い税率で課税する二重税率を採用している。物価が前年比7%を越えて上昇した場合は、税率表もそれに合わせてスライドさせる。

- ・ 課税：偶数年で始まる2年を一単位とした前2年の平均所得を基礎に税額を算定する方法と、前年の収入に対して毎年課税する方法のどちらかを各州は選ぶことができ、23州が毎年課税を採用している。

2003年の税収は73億3,600万フラン(州交付分を含む)。

(イ) 法人所得税(Impôt sur le bénéfice des personnes morales)

- ・ 納税者：スイス国内に本社または支店をもつ法人。
- ・ 税率：8.5%(比例税率)、公益法人には4.25%(比例税率)、ただし所得が5,000フラン以下の法人には課税されない。

2003年の税収は51億5,300万フラン(州交付分を含む)。

³² Impôt とは国・自治体が課す税金を表す一般的な単語。Taxe とは財・サービスの消費行為に対して課される税金。Droit とは特定の行為に課される間接税。

³³ 連邦憲法第128条第4項 租税(連邦直接税)は州が税額の査定および徴収を行う。租税の総収入の10分の3は州に帰属する。州帰属分のうち少なくとも6分の1は州間の財政均衡を図るためにこれを用いる。

イ 連邦予納税 (Impôt fédéral anticipé)

連邦予納税は脱税防止を目的とし、源泉徴収される。この税収のうち 10% が州に配分される。

- ・納税者：下記の収入を得るもの。
- ・税率：35%...金融資産および宝くじ収入、15%...年金、8 %...その他の社会保険収入。
- ・還付方法：スイス国内の居住者は、年金収入や金融収入を定期的に申告する者には原則として州税の減額で還付される。スイス国内に本社を置く法人で、予納税の計算基礎となる収入を定期的に記帳する法人は、連邦政府から還付を受ける。

2003 年の税収は 15 億 9,200 万フラン(州交付分を含む)。

ウ 連邦カジノ税 (Impôt fédéral sur les maisons de jeu)

この税収は養老・遺族保険と傷病保険の歳出に充てられる。

- ・税率：①大型カジノ(営業形態 A：賭け金、スロットマシン、テーブル数に制限がなく、カジノ数は 7 ヶ所に限られる)...総売り上げの 2 千万フランまで 40%、それ以後 100 万フランごとに 0.5% が加算される。ただし上限は 80% とされる。
②小型カジノ(営業形態 B：賭け金、スロットマシン、テーブル数に制限あり、カジノ数は 14 ヶ所に限られる)...総売り上げの 1 千万フランまで 40%、それ以後 100 万フランごとに 0.5% が加算される。ただし上限は 80% とされる。

連邦政府は、以下の条件に該当するカジノに対し、当該税を減税することができる。

- ①開業 4 年間...税率を 20% とする。
- ②カジノの利益が地域の文化振興、観光開発に重要な役割を果たす... 4 分の 1 減税。
- ③季節的な観光に依存する地域にあるカジノ... 3 分の 1 減税。
- ④上記②と③両方に該当する場合... 2 分の 1 減税。

州政府もカジノ税を課することができるが、州が課税している場合、連邦税を州税と同額分減税する。しかし、この減税額は全体税額の 40% を超えることはできない。

2003 年の税収は 1 億 8,900 万フラン。

エ 兵役免除税 (Taxe d'exemption de l'obligation de servir)³⁴

- ・納税者：一部またはすべての期間にわたって兵役または代替役務に従事しないスイス人男性。

³⁴ 連邦憲法第 59 条第 1 項 すべてのスイス人男性は兵役の義務を負う。代替役務については、法律で定める。

同条第 3 項 兵役、代替のいずれにも服さないスイス人男性は公課を負担する。この公課は、連邦がこれを課し、州が査定、徴収を行う。

- ・税率：申告所得 100 フランにつき 3 フランが課される。最低税額は 200 フラン。
兵役従事の日数に応じて減額され、兵役 50 日から 99 日に対し 1 割減額(代替役務では 75 日から 149 日)、それ以降、兵役 50 日ごと(代替役務は 75 日ごと)に 1 割減額される。
2003 年の税収は 1 億 9,200 万フラン。そのうち 20%が州に配分される。

(2)消費にかかわる税

ア 付加価値税(Taxe sur la valeur ajoutée)³⁵

- ・税率：通常税率 7.6%、ただしホテル等の宿泊料には特別税率 3.6%、食品、穀物、薬品、新聞、雑誌などには割引税率 2.4%が適用される。
- ・徴収：連邦税務局が徴収する。ただし輸入品は関税局が徴収する。

2003 年の税収は 171 億 5,600 万フランにのぼり、このうち 19%が特定目的の支出に充てられる。つまり、通常税率の 1 %ポイント分、特別税率の 0.5%ポイント分、割引税率の 0.3%ポイント分が、養老・遺族保険および傷病保険に、また 3 種それぞれの税率の 0.1%ポイント分が鉄道建設計画に充てられる。さらに付加価値税の税収額の 5 %が、健康保険の低所得者減額の前資に充てられる³⁶。

イ 連邦印紙税(Droits de timbre fédéraux)

国際的な市場間競争に直面し、スイスの金融市場の優位性を保つために、近年、連邦印紙税の改正が行われている。

(ア)発行税(Droit d'émission)

有価証券の発行に際し課税され、発行者が納税する。

- ・税率：①会社設立や増資の際の株式などの出資証券に対して 1 %。②社債発行による借入に対し 0.12%が、証書借入に対し 0.06%がそれぞれ償還まで毎年課税されるが、企業の合併、分割、移転の場合、およびベンチャーキャピタルは免除される。

2003 年の税収は 5 億 5,900 万フラン。

(イ)取引税(Droit de négociation)

株式の売買に課税される。

- ・税率：国内株式には取引額面金額の 0.15%、外国株式には 0.03%。

外国銀行・外国証券会社による取引、外国証券取引所による派生商品取引、オプションや新株引受権取引、また年金資金を運用する海外の機関投資家などに対し免税措置がある。2003 年の税収は 14 億 4,000 万フラン。

(ウ)保険料税(Droit sur les primes d'assurances)

一般賠償責任保険、火災保険、自動車保険、世帯保険の保険料に課され、保険会

³⁵ 付加価値税は 1995 年に導入された。

³⁶ 連邦憲法第 130 条第 2 項 付加価値税の税収の 5%は低所得者層に対する優遇措置に充てられる。

社が納税する。

- ・ 税率：原則として保険料金額の 5 %。払戻し可能な生命保険などは 2.5%だが、定期的に保険料を支払うもの(生命保険、健康保険、事故保険、疾病保険、失業保険)は課税対象外となる。

2003 年の税収は 6 億 1,900 万フラン。

(3)その他特別な消費にかかわる税³⁷

ア タバコ税(Impôt sur le tabac)

- ・ 税率：箱入りのタバコには、1 本あたり 8.904 サンチームと小売価格の 25%の合算額、ただし少なくとも 1 本あたり 15.279 サンチームが課せられる。例えば、1 箱 5.80 フランで販売されるタバコには、3.693 フランの税金が含まれる。税額の内訳は、タバコ税 3.231 フラン、付加価値税(税率 7.6%)0.41 フラン、その他税 0.052 フランである。葉巻タバコの場合は、重量と小売価格に応じて 1,000 本あたり 2.60 フランから 12.10 フランの税額が、またパイプ用タバコにも重量と小売価格に応じて 1 kg あたり 1.65 フランから 9.90 フランの税額が課せられる。タバコ用紙には 1 枚あたり 1.5 サンチームが課せられる。

タバコ税は連邦関税局によって徴収され、2003 年の税収は 17 億 6,000 万フラン。

タバコ税の全額が養老・遺族保険および傷病保険の支出に充てられる。

イ 蒸留酒税(Impôt sur les boissons distillées)

- ・ 税率：100 度のアルコール 1 リットルにつき 29 フラン。ただし、アルコール度数 15 度から 22 度までのワイン、ヴェルモット酒などの税額は 2 分の 1 とされる。また、小規模な醸造者には、最初の 5 リットルまで 3 割の減税がなされる。

連邦アルコール公社が国内製品の蒸留酒税を、また関税局が国外製品のものを徴収する。連邦アルコール公社の利益の 9 割は、養老・遺族保険および傷病保険の支出に充てられる。残りの 1 割は各州に配分され、アルコール依存症対策に充てられる³⁸。2003 年の公社の利益は 2 億 4,800 万フラン。

また、2003 年に連邦議会は **alcopops** と呼ばれる香料ガス入りアルコール飲料の増税を決定した。税額は 100 度のアルコール 1 リットルに対し 116 フラン、5.6 度の 275 cc 1 本で 1.80 フランの計算になり、従前と比較して 4 倍の税率となった。この増税は 2004 年 2 月 1 日から施行されている。

ウ ビール税(Impôt sur la bière)

連邦関税局が国内のビール醸造業者、またはビール輸入業者に課税する。

- ・ 税率：1 リットルあたり 24.75 サンチーム。

³⁷ 連邦憲法第 131 条第 1 項 連邦は以下のものに対して特別消費税を課することができる。
i) たばこおよびたばこ製品、ii) 蒸留酒、iii) ビール、iv) 自動車およびその部品、v) 石油、
その他鉱油、天然ガスおよびそれらを精製して得られる製品ならびにガソリン。

³⁸ 連邦憲法第 131 条第 3 項

2003 年の税収は 1 億 500 万フラン。

エ 自動車税(*Impôt sur les automobiles*)

連邦関税局は、国内で製造または輸入された自動車に対し、価額の 4 % を自動車税として徴収する。軽営業用車、重量 1,600kg を超えないミニバス、観光用車両も課税対象となるが電気自動車は課税対象外となる。

2003 年の税収は約 3 億フラン。

オ 鉱油税(*Impôt sur les huiles minérales*)

・税率：①無鉛ガソリン 1 リットル当たり 73.1 サンチーム(エンジン用燃料の付加税 30 サンチームを含む)、②軽油 1 リットル当たり 75.9 サンチーム(エンジン用燃料の付加税 30 サンチームを含む)、③暖房用燃料 1 リットル当たり 0.3 サンチーム、ほかにも用途や種類に応じて異なる税率が適用される。

2003 年の税収は 49 億フランで、そのうち付加税の全額と鉱油税の半額の 34 億 5,000 万フランが道路輸送分野の支出に、残り 14 億 5,000 万フランは、連邦政府の一般歳出に充てられる。

第 6 節 国家公務員制度

2004 年 1 月 1 日現在の連邦政府の職員数は 3 万 7,932 人で、そのうち 18.8% をパートタイム勤務者が占める。平均年齢は 42.8 歳である。また、ドイツ語を母国語とするものが 71.7%、フランス語が 19.6%、イタリア語が 6.4%、ロマンシュ語が 0.4% を占める。女性管理職は、全体の 28.3% に達する。

連邦財政省の人事局が、人事に関する各省間の調整や職員制度を管轄し、また各省の代表者からなる諮問機関の人材会議(*Conférence des ressources humaines*)の事務局を受け持つ。

職員の空席がある場合は原則として競争試験によって補充する。採用試験は、必要に応じてその都度行なわれ、職務に応じて採用条件が異なる。司法警察省、国防関連の省、外務省、財政省などで一定の職位はスイス国籍所有者に限る応募条件を付している。

人事評価については、年 1 回上司との面談をし、勤務評価を行なう。給与は 1 級から 39 級まであり、1 から 7 級は各省、18 から 27 級は連邦人事局(*OFPER: Office fédéral du personnel*)、28 から 39 級は連邦財務省が評価決定者となる。この面接は、職員の能力向上および業務の達成度を計るものであり、評価は、性別、年齢、言語、職位、国籍、信教に左右されることはない。評価には最上位の A++ から、A+、A、B、C まで 5 段階あり³⁹、この評価は職員の給与に反映される。時代の変化に遅れないよう、各職員の能力開発に重点がおかれる。

評価 A の給与表を基準として、評価に応じて異なる昇給率と給与表が適用される。

³⁹ 連邦職員に関する政令第 17 条

同一級の上限額内で、評定 A は毎年 3 % 昇給し、A+ は 3.1 ~ 4 %、A++ は 4.1 ~ 6 %、B は 2 %、C は昇給なしである⁴⁰。例えば、同一級で比較した場合、B 評価の給与表の上限額は、A 評価の 94% にとどまる。給与支給は年 13 回で、13 ヶ月目が日本のボーナスに相当する。また、C 評定の職員には、研修やより軽微な職への異動が講じられる。

雇用形態については、有期限雇用契約でなければ無期限雇用となる。有期限雇用は最長 5 年であるが、引き続き雇用する場合は無期限雇用とみなされる。試用期間は最長 6 ヶ月であるが、実際には 3 ヶ月とされている。原則として、週 41 時間労働である。

会計検査官、連邦軍幹部、連邦裁判所検事、検事補助者、州検事、検事補助者の任期は 4 年とされる。定年は原則として男性 65 歳、女性 64 歳であるが、当該職に適した人材がいらない、進行中の事業を達成するため、または社会的要求がある場合には最長 70 才まで雇用できる。

職員の不正を調べる規律調査は連邦政府外の者によって実施される。軽微なものに対して、①警告(avertissement)、②譴責(blâme)、③職務分野の変更がなされる。重大な場合は、①最長 1 年間かつ最大 1 割の減給、②3,000 フランまでの罰金、③勤務時間の変更、④勤務場所の変更が科される。これらの制裁は、1 年から 3 年間継続される。

⁴⁰ 連邦職員に関する政令第 39 条

第3章 地方行政の組織構造

第1節 州

1. 州の概要

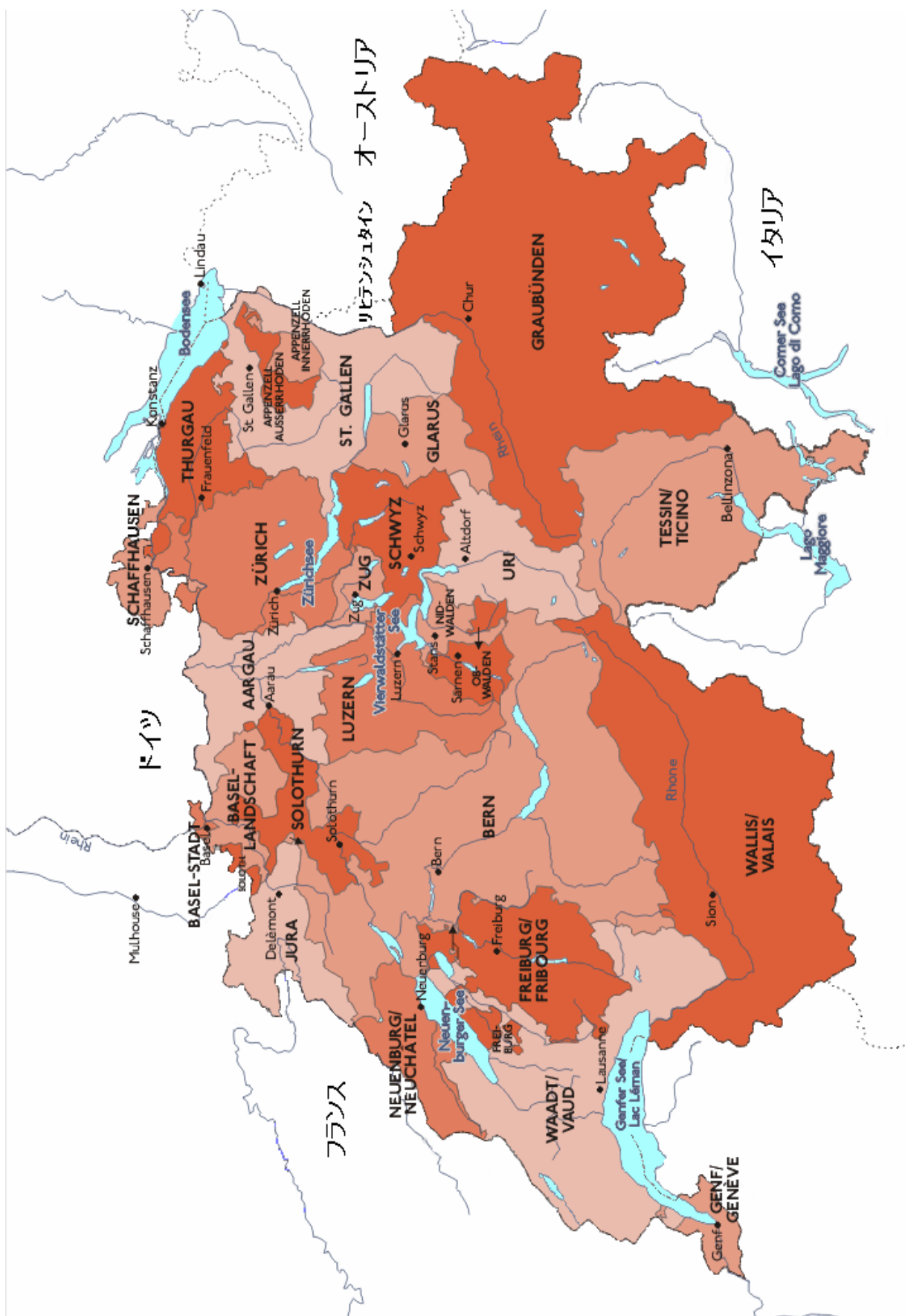
スイス連邦は 26(20 の州と 6 の半州)の州(カントン:Canton)からなる⁴¹。都市バーゼル半州とベルン州では面積において 160 倍の差が、また 1 万 5 千人の内アッペンツェル半州から 124 万 9 千人のチューリヒ州まで、その規模は州ごとに大きく異なる。

図表 3 - 1 州の概況(2003 年)

州 名	州 都	人 口 (千人)	面 積 (k m ²)	郡 数	市町 村数	連 邦 加入年
チューリヒ州	チューリヒ	1,249.9	1,728.8	12	171	1351 年
ベルン州	ベルン	952.0	5,958.7	26	400	1353 年
ルツェルン州	ルツェルン	353.2	1,493.5	5	107	1332 年
ウリ州	アルトドルフ	35.1	1,076.6	0	20	1291 年
シュヴィーツ州	シュヴィーツ	134.9	908.3	6	30	〃
オブヴァルデン半州	ザルネン	33.1	490.5	0	7	〃
ニトヴァルデン半州	シュタンス	39.0	276.1	0	11	〃
グラルス州	グラルス	38.5	685.2	0	29	1352 年
ツーク州	ツーク	103.6	238.8	0	11	〃
フリブール州	フリブール	246.7	1,670.8	7	202	1481 年
ゾロトゥルン州	ゾロトゥルン	246.8	790.7	10	126	〃
都市バーゼル半州	バーゼル	186.7	37.1	0	3	1501 年
地方バーゼル半州	リースタル	264.4	517.5	5	86	〃
シャフハウゼン州	シャフハウゼン	74.0	298.5	6	34	〃
外アッペンツェル半州	ヘリザウ	53.0	242.8	3	20	1513 年
内アッペンツェル半州	アッペンツェル	15.0	172.5	0	6	〃
ザンクトガレン州	ザンクトガレン	457.3	2,025.6	14	90	1803 年
グラウビュンデン州	クール	186.9	7,105.2	14	208	〃
アールガウ州	アーラウ	560.7	1,403.7	11	231	〃
トウルガウ州	フラウエンフェルト	231.8	990.9	8	80	〃
ティチーノ州	ベリンツォーナ	317.3	2,812.5	8	238	〃
ヴォー州	ローザンヌ	639.1	3,212.1	19	382	〃
ヴァレー州	シオン	285.0	5,224.5	13	160	1815 年
ヌーシャテル州	ヌーシャテル	167.0	803.1	6	62	〃
ジュネーブ州	ジュネーブ	424.0	282.2	0	45	〃
ジュラ州	ドゥレモン	69.1	838.6	3	83	1979 年

⁴¹ 連邦憲法第 1 条

図表 3-2 スイス州区分図



2. 州議会

(1) 州議会概要

各州は議会をもち、全で一院制である。各州とも独自の州憲法を持っていることから、その制度もさまざまに任期や議会名称、議員選出方法、議席数などを任意に決めることができる。

州議会議員は住民の直接選挙で選出され、原則として他の職と兼ねることができる。実際に多くの議員は専業政治家ではなく、兼業兼職をしている。各州議会の名称および議員の選出方法、定数、任期は以下のとおりである。

図表 3 - 3 州議会の概要

州名	州議会の名称	選挙方法	定数	任期
チューリヒ州	Kantonasrat	名簿式比例代表制	180	4 年
ベルン州	Grosser Rat/ Grand Conseil	名簿式比例代表制	200 ⁴²	4 年
ルツェルン州	Grosser Rat	名簿式比例代表制	120	4 年
ウリ州	Landrat	多数制	64	4 年
シュヴィーツ州	Landrat	名簿式比例代表制	100	4 年
オブヴァルデン半州	Kantonasrat	名簿式比例代表制	55	4 年
ニトヴァルデン半州	Kantonasrat	名簿式比例代表制	60	4 年
グラルス州	Landrat	多数制と名簿式比例代表制	80	4 年
ツーク州	Landrat	名簿式比例代表制	80	4 年
フリブール州	Grand Conseil/ Grosser Rat	名簿式比例代表制	130 ⁴³	5 年
ゾロトゥルン州	Kantonasrat	名簿式比例代表制	144	4 年
都市バーゼル半州	Grosser Rat	名簿式比例代表制	130	4 年
地方バーゼル半州	Landrat	名簿式比例代表制	90	4 年
シャフハウゼン州	Grosser Rat	名簿式比例代表制	80 ⁴⁴	4 年
外アッペンツェル半州	Kantonasrat	多数制	65	4 年
内アッペンツェル半州	Grosser Rat	多数制	49	4 年
ザンクトガレン州	Grosser Rat	名簿式比例代表制	180	4 年
グラウビュンデン州	Grosser Rat/ Gran Consiglio	多数制	120	4 年
アールガウ州	Grosser Rat	名簿式比例代表制	200	4 年
トゥールガウ州	Grosser Rat	名簿式比例代表制	130	4 年
ティチーノ州	Gran Consiglio	名簿式比例代表制	90	4 年
ヴォー州	Grand Conseil	名簿式比例代表制	180	4 年
ヴァレー州	Grand Conseil / Grosser Rat	名簿式比例代表制	130	4 年

⁴² 2006 年から 160 名となる予定。

⁴³ 2006 年から 110 名となる予定。

⁴⁴ 2006 年から 60 名となる予定。

ヌーシャテル州	Grand Conseil	名簿式比例代表制	115	4 年
ジュネーブ州	Grand Conseil	名簿式比例代表制	100	4 年
ジュラ州	Grand Conseil/Parlement	名簿式比例代表制	60	4 年

図表 3 - 4 各州の政党別州議会議員数

州	選出年	政党別議員数											
		PRD	PDC	PSS	UDC	PLS	PEP	PCS	PST	SGA	PES	DS	ほか
ZH	2003	29	12	53	61	-	9	-	-	-	14	1	1
BE	2002	36	2	58	67	-	11	-	-	-	15	3	8
LU	2003	28	44	16	26	-	-	-	-	-	6	-	-
UR	2004	15	29	8	9	-	-	-	-	-	2	-	1
SZ	2004	24	34	15	27	-	-	-	-	-	-	-	-
OW	2002	11	29	8	7	-	-	-	-	-	-	-	-
NW	2002	19	24	2	7	-	-	-	-	-	7	-	1
GL	2002	26	13	12	21	-	-	-	-	-	6	-	2
ZG	2002	20	25	9	18	-	-	-	-	5	-	-	3
FR	2001	26	45	26	16	-	-	10	-	-	1	-	6
SO	2001	53	32	37	21	-	-	-	-	-	1	-	-
BS	2000	18	14	39	14	16	6	-	-	5	7	5	6
BL	2003	19	11	25	20	-	3	-	-	-	8	4	-
SH	2004	14	3	24	30	-	1	-	-	1	6	-	1
AR ⁴⁵	2003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
AI	2003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
SG	2004	32	55	35	45	-	2	-	-	-	10	-	1
GR	2003	29	40	13	33	-	-	-	-	-	-	-	5
AG	2001	40	32	36	72	-	8	-	-	-	7	4	1
TG	2004	20	22	23	47	-	4	-	-	-	13	-	1
TI	2003	30	24	16	6	-	-	-	1	-	2	-	11
VD	2002	44	2	46	22	31	-	-	12	-	21	-	2
VS	2001	32	75	18	2	3	-	-	-	-	-	-	-
NE	2001	25	-	39	-	35	-	-	7	-	7	-	2
GE	2001	12	12	19	10	23	-	-	13	-	11	-	-
JU	2002	12	20	15	2	-	-	8	1	2	-	-	-
合計		614	599	592	583	108	44	18	34	13	144	17	52

Cantons et villes Suisses 2005

⁴⁵ 両アッペンツェル半州(AR、AI)の州議会議員を政党別に分けることが困難であるため統計が存在しない。

3. ジュネーブ州議会(Grand Conseil)

(1)議員

ア 議員定数

議員定数は、100 議席である⁴⁶。

イ 任期・身分・謝礼

ジュネーブ州議会議員の任期は 4 年であり、全員が一斉改選される。多選は禁止されていない。任期中は、州参事、州議会議員または州参事の側近で働く職員、議会事務局員、公務員の管理職、司法官との兼職が禁止される⁴⁷。報酬は議会活動に要した実費弁償と考えられており、その額は出席回数や役割によって異なる。毎年会期の最後に次年の報酬額を決定する。2004 年は本会議 1 時間当たり 160 フラン、委員会 1 時間あたり 110 フランとなっており、一議員あたりの金額は平均して年間 3 万 5 千フラン程度となる。しかし、政党によってはこの中から一部納付を要することとされており、最も納付率の高い労働党で 75%、低い自由党で 25% となっている。

ウ 議長および副議長

議長 1 名、副議長 2 名が毎年、互選によって選ばれる。議長は州を代表し儀典的活動を行い、繁忙期が多いため副議長 2 名が議長補佐および代理を行う。議長の任期は 1 年間であるため、任期中に 4 人の議員が議長職に就く輪番制をしいている。ジュネーブ州では慣例的に第一副議長が翌年の議長となっている。しかしながら第二副議長は必ずしも第一副議長になるとは限らない。

(2)権限

ア 議会

ジュネーブ州議会の主な権限は、州法案の採決、州行政の監督、恩赦権の行使、議員もしくは州政府の提出した計画および提案について採択・修正・棄却、州民からのイニシアティブに対し意見表明、大赦権、租税の可決、州間協定および条約の提案・承認・棄却、公共の支出・借款・譲渡の布告、司法官の選任、発議権などがある⁴⁸。

イ 議長

議長の主な権限は、議会の召集、発言の許可、議会統制、議会警察権、議会の秩序維持と規則遵守のための行動ならびに発言、採択された法律や議会の議事録および書簡への署名などがある⁴⁹。

⁴⁶ ジュネーブ州憲法第 70 条

⁴⁷ ジュネーブ州議会規則第 21 条

⁴⁸ ジュネーブ州憲法第 77 条から 84 条、ジュネーブ州議会規則第 2 条

⁴⁹ ジュネーブ州議会規則第 6 条および第 34 条

(3) 州議会理事会 (Bureau du Grand Conseil)

ジュネーブ州では理事会制度をしいており、議長ならびに第一、第二副議長を含む各政党の代表の7名で組織される。任期は1年で議長および第一、第二副議長以外の議員4人の議員は書記という肩書きのもと理事会のメンバーとなる。主な役割は議会運営のための議長および副議長、州参事会の補佐機関となっている⁵⁰。

(4) 委員会 (Commission)

ジュネーブ州議会内には24の常設委員会と1つの特別委員会がある⁵¹。財政委員会などの一部の委員会は頻繁に開催されるものの、平均して週に1回、日中あるいは夕方に2時間程度開催される。政党間のバランスを配慮しながら、各委員会は15名で構成され、各議員は複数の委員会に所属する。

ア 常設委員会⁵²

- ・ 州開発委員会(Commission d'aménagement du canton)
- ・ 経済委員会(Commission de l'économie)
- ・ 教育委員会(Commission de l'enseignement et de l'éducation)
- ・ 保健委員会(Commission de la santé)
- ・ 社会福祉委員会(Commission des affaires sociales)
- ・ 財政委員会(Commission des finances)
- ・ 管理監査委員会(Commission de contrôle de gestion)
- ・ ジュネーブ州立銀行資産評価基金監査委員会(Commission de contrôle de la Fondation de valorisation des actif de la Banque cantonale de Genève)
- ・ 租税委員会(Commission fiscale)
- ・ 恩赦委員会(Commission de grâce)
- ・ 司法委員会(Commission judiciaire)
- ・ 立法委員会(Commission législative)
- ・ 住宅委員会(Commission du logement)
- ・ 帰化再審査委員会(Commission de réexamen en matière de naturalisation)
- ・ 請願書委員会(Commission des petitions)
- ・ エネルギーおよびジュネーブ産業事業委員会(Commission de l'énergie et des Services industriels de Genève)
- ・ 交通委員会(Commission des transports)
- ・ 土木委員会(Commission des travaux)
- ・ 参政権と州議会法規委員会(Commission des droits politiques et du règlement du Grand Conseil)
- ・ 州議会公式訪問者委員会(Commission des visiteurs officiels du Grand Conseil)
- ・ 地方(市町村、地域)および国際行政委員会(Commission des affaires communales,

⁵⁰ ジュネーブ州議会規則第29条から第32条

⁵¹ ジュネーブ州議会規則第2章および第3章

⁵² ジュネーブ州議会規則第2章

régionales et internationales)

- ・環境および農業委員会(Commission de l'environnement et de l'agriculture)
- ・高等教育委員会(Commission de l'enseignement supérieur)
- ・人権委員会(Commission des Droits de l'Homme(droits de la personne))

イ 特別委員会⁵³

- ・議会調査委員会(Commission d'enquête parlementaire)

(5)通常会

選挙後、最初の通常会は最高齢の議員によって、それ以降の通常会は議長によって招集される⁵⁴。州議会は少なくとも年2回、1月と9月に開かれなければならない⁵⁵。現在は7月を除き、月に1度2日間開かれ、通常は初日に約4時間半、二日目は約6時間半開催される。兼職兼業をする議員が大半であるため、夕方から始めることが慣例となっている。年間会議時間は平均して180時間程度である。

(6)臨時会

臨時会は理事会、30名の州議員、または州参事会の要請に基づいて、議長によって招集される⁵⁶。

(7)立法過程

議案の審議は本会議が中心であるが、一般的に討議は主として委員会で行われる。しかしながら、例外なく全ての議題は本会議を通過することが義務付けられている。法律案については三読会制をとっている⁵⁷。

質問方法については以下の3つがあり、その答弁者は州参事会⁵⁸である。

ア 口頭質問

口頭による質問は州政府より口頭の回答を得る。質疑者は反論することができ、これに対し州政府は反論しうる⁵⁹。

イ 緊急質問

⁵³ ジュネーブ州議会規則第3章

⁵⁴ ジュネーブ州議会規則第6条

⁵⁵ ジュネーブ州憲法第85条Aおよびジュネーブ州議会規則第5条

⁵⁶ ジュネーブ州議会規則第10条

⁵⁷ ジュネーブ州議会規則第132条から第134条

読会制は、イギリス議会で議案の審議を3回行い、その都度書記官に議案を朗読させたことに始まるという議会の審議方式で、1回目の審議では議案の大体を討議し、2回目では内容の細部の審議をし、最後の3回目ですべて的に検討し決定する制度をいう。

⁵⁸ 州参事会については50ページを参照。

⁵⁹ ジュネーブ州議会規則法第157条から第162条

緊急質問は文書によるもので、次の会期に州政府から文書で回答を得る⁶⁰。緊急質疑は規則上、「緊急的な課題や議題」に関するものに限られる⁶¹。

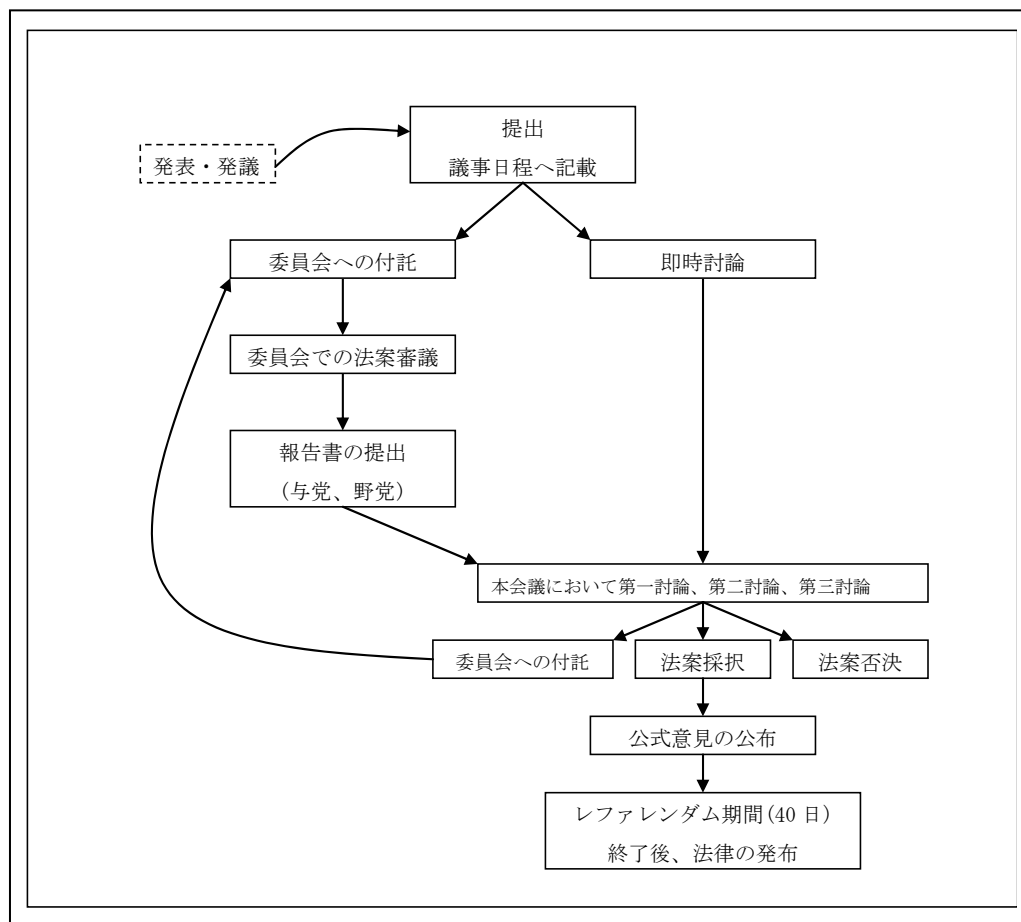
ウ 文書質問

文書質問に対しては2ヶ月以内に文書で回答がなされる⁶²。

(8)議会事務局

議会事務局には20のポストがあり、職員数は25名である。その内訳は事務局長1名、次長1名、学術協力員4名、議会委員会秘書5名、情報公開担当4名、議事担当10名であり、そのほかに議会委員会の議事録作成を担当する臨時雇用契約の職員が10名在籍する。

図表3-5 ジュネーブ州議会の立法過程



⁶⁰ ジュネーブ州議会規則第162条

⁶¹ ジュネーブ州議会規則法第162条A

⁶² ジュネーブ州議会規則第163条から第166条

4. ジュネーブ州参事会 (Conseil d'Etat)

(1) 選出

参事会は7名の参事で構成される⁶³。各参事は多数制選挙によって選出され、任期は4年であり、多選可能である。被選挙権は州内住居者で27歳以上の非聖職者に与えられる⁶⁴。

任期1年の州知事と副知事を多数制投票により互選する。州知事に連続して選出されることはなく、少なくとも1年の間隔を空けなければならない⁶⁵。州知事である参事と他の参事の間に権限の差はなく、州知事は同僚の代表に過ぎない。配偶者、直系血族、兄弟姉妹または一親等内の姻戚関係者が同時に選出されることはできない。州参事は、公務員の職および営利活動への従事が禁止されるが、国民議会または上院のどちらか一つの職と兼職可能である⁶⁶。

参事が欠けた場合、新たな参事の任期は前任の残任期間となる。ただ、3ヵ月以内に参事選挙が予定されている場合、新たな参事を選出しない。

当選者は参事選挙成立の8日以内に、サンピエール寺院にて宣誓式を行い、その後職務を開始することが義務づけられている。補選された参事は州議会の前で宣誓を行う。その宣誓文は参事の手をよき表しているものなので以下に記載する。

「参事は人々の最高権力の唯一の代表であることを見失うことなく、ジュネーブ州に対し誠実であり、憲法および法規を忠実に守りまた守らせること、そして、ジュネーブ州の独立と名誉そして州民の安全と自由を守ること、何人も特別に扱うことなく議会に対して公正な意見を伝え、勤勉であること、また、名誉、独立、繁栄を保ちつつ、スイス連邦に課した責務を見守ることを私は、厳粛に誓います。⁶⁷」

(2) 権限⁶⁸

法の公布と執行、州議会への予算の提出と決算の報告を行う⁶⁹。各参事は1つの局長となり、州議会の承認のもと、これら各局の部課数、職員数、給与額を決定するとともに、職員採用の任命権者となる。また、最高裁判所の権限保留のもと、裁判所の監視や法による制限のもと、警察権限を執行する。そのほかに州の秩序と安全を保障するため軍を配置し、非常事態時には300人の軍人を召集することができる。連邦憲法に規定される以外の項目について外交を行う。

⁶³ ジュネーブ州憲法第101条

⁶⁴ ジュネーブ州憲法第104条

⁶⁵ ジュネーブ州憲法第114条

⁶⁶ ジュネーブ州憲法第106条

⁶⁷ ジュネーブ州憲法第110条

⁶⁸ ジュネーブ州憲法第117条から第128条まで

⁶⁹ ジュネーブ州の予算については、まず3月31日までに各局は財政局に予算用要求をし、財政局は6月30日までに州参事へ予算書を提出する。参事は9月15日までに予算を議会に提出し、同月31日までに州議会の承認を得ることとされる。また、決算は3月31日までに参事へ提出し、4月30日までに州議会の承認を得ることとされる。

(3)開催・運営

通常、参事会は毎週火曜日および金曜日の 9 時から 12 時 30 分まで開催され、3 名以上の出席を得て成立する。臨時会は、州知事または他の参事 2 名の要請によって開催される。州知事が議事進行を行うが、州知事が欠席の場合は副知事が、副知事が欠席の場合は出席した参事のうちで最年長者が議長となる。官房長は参事会運営の事務を担い、資料および議事録の作成、関係する局との調整、採択された法律の公布を行う。官房長は参事会において諮問的意見を述べることができる⁷⁰。

一度採択された規則(arrêté)を修正・無効にする会議を開催するためには、4 名以上の参事の支持があり、会議の開催理由を明示した特別の召集状を発送しなければならない。参事会は原則として非公開で開催される。参事からの要求がない限り、議案や任命は挙手によって多数決で採決される⁷¹。

参事には、年間 24 万フランの給与のほか必要に応じ手当が支給される。これら給与、手当の額は州議会の承認が必要となる。法で定められている以外、参事は州から 2 種類の報酬を得ることはできない⁷²。

図表 3 - 6 各州の政府名および参事数(カッコ内は女性参事数)

州名	州政府名	参事数	選出年
チューリヒ州(ZH)	Regierungsrat	7(4)	2003
ベルン州(BE)	Regierungsrat、Conseil exécutif	7(3)	2002
ルツェルン州(LU)	Regierungsrat	5(1)	2003
ウリ州(UR)	Regierungsrat	7(1)	2004
シュヴィーツ州(SZ)	Regierungsrat	7(0)	2004
オプヴァルデン半州(OW)	Regierungsrat	5(1)	2002
ニトヴァルデン半州(NW)	Regierungsrat	7(2)	2002
グラルス州(GL)	Regierungsrat	7(1)	2002
ツーク州(ZG)	Regierungsrat	7(1)	2002
フリブール州(FR)	Conseil d'Etat、Regierungsrat	7(2)	2001
ゾロトゥルン州(SO)	Regierungsrat	5(1)	2001
都市バーゼル半州(BS)	Regierungsrat	7(1)	2000
地方バーゼル半州(BL)	Regierungsrat	5(2)	2003
シャフハウゼン州(SH)	Regierungsrat	5(2)	2004
外アッペンツェル半州(AR)	Regierungsrat	7(1)	2003
内アッペンツェル半州(AI)	Standeskommission	7(0)	2003
ザンクトガレン州(SG)	Regierungsrat	7(3)	2004
グラウビュンデン州(GR)	Kleiner Rat、Govenio	5(1)	2002
アールガウ州(AG)	Regierungsrat	5(0)	2000

⁷⁰ ジュネーブ州憲法第 118 条第 2 項

⁷¹ ジュネーブ州参事会規則第 25 条、第 28 条および第 33 条

⁷² ジュネーブ州憲法第 121 条

トゥールガウ州(TG)	Regierungsrat	5(0)	2004
ティチーノ州(TI)	Consiglio di Stato	5(0)	2003
ヴォー州(VD)	Conseil d'Etat	7(0)	2002
ヴァレー州(VS)	Conseil d'Etat、Staatsrat	5(0)	2001
ヌーシャテル州(NE)	Conseil d'Etat	5(0)	2001
ジュネーブ州(GE)	Conseil d'Etat	7(2)	2001
ジュラ州(JU)	Conseil d'Etat	5(4)	2002

図表 3 - 7 各州参事の政党別分類

州 名	出身政党					
	PRD	PDC	PSS	UDC	PLS	ほか
チューリヒ州(ZH)	2	-	2	2	-	1
ベルン州(BE)	2	-	2	3	-	-
ルツェルン州(LU)	1	3	1	-	-	-
ウリ州(UR)	2	3	1	-	-	1
シュヴィーツ州(SZ)	2	3	1	1	-	-
オブヴァルデン半州(OW)	1	4	-	-	-	-
ニトヴァルデン半州(NW)	3	3	-	-	-	1
グラルス州(GL)	3	1	2	1	-	-
ツーク州(ZG)	2	2	1	1	-	1
フリブール州(FR)	1	3	2	-	-	1
ゾロトゥルン州(SO)	2	1	2	-	-	-
都市バーゼル半州(BS)	1	1	2	-	2	1
地方バーゼル半州(BL)	2	1	1	1	-	-
シャフハウゼン州(SH)	2	-	1	2	-	-
外アッペンツェル半州(AR)	5	-	-	2	-	-
内アッペンツェル半州(AI)	-	5	-	-	-	2
ザンクトガレン州(SG)	3	2	2	-	-	-
グラウビュンデン州(GR)	1	1	1	2	-	-
アールガウ州(AG)	1	2	-	1	-	1
トゥールガウ州(TG)	1	1	1	2	-	-
ティチーノ州(TI)	2	1	1	-	-	1
ヴォー州(VD)	2	-	2	1	1	1
ヴァレー州(VS)	1	3	1	-	-	-
ヌーシャテル州(NE)	1	-	2	-	2	-
ジュネーブ州(GE)	-	2	2	-	2	1
ジュラ州(JU)	-	2	2	-	-	1
合計	43	44	32	19	7	13

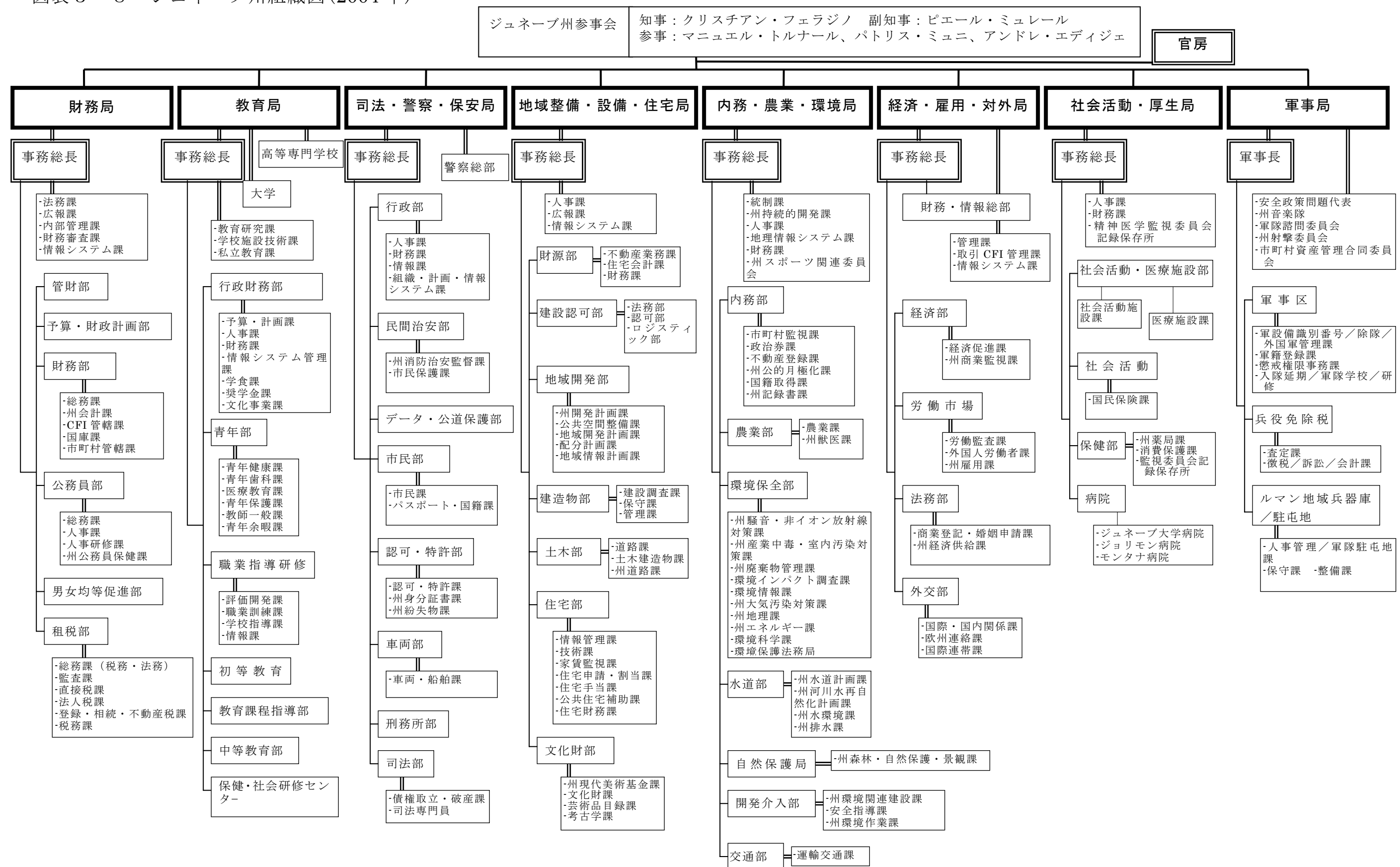
Cantons et villes Suisses 2005

5. ジュネーブ州の組織

8局で構成され、参事が各局の長に就任する。ただし、参事のうち1名が軍事局長を兼務する。

- ・財務局(Département des Finances)...財務・税務一般、人事などを所管する。
- ・教育局(Département de l'Instruction publique)...初等・中等教育、職業教育などを所管する。
- ・司法・警察・保安局(Département de Justice, Police et Sécurité)...州警察、治安、司法を所管する。
- ・地域整備・設備・住宅局(Département de l'Aménagement, de l'Equipement et du Logement)...地域開発、住宅建設、文化財保護などを所管する。
- ・内務・農業・環境局(Département de l'Intérieur, de l'Agriculture et de l'Environnement)...州内市町村の監督、農業、交通、環境保護を所管する。
- ・経済・雇用・対外局(Département de l'Economie, de l'Emploi et des Affaires extérieures)...経済、雇用、対外関係を所管する。
- ・社会活動・厚生局(Département de l'Action sociale et de la Santé)...病院、保健などを所管する。
- ・軍事局(Département des Affaires militaires)...兵役登録、兵役免除税の徴収などを所管する。

図表 3－8 ジュネーブ州組織図(2004 年)



6. 市町村に対する州の監督

市町村の監督に関する規定は州によりさまざまであるが、州の一般的監督を受ける。市町村は自治体として憲法上認められ、法定の範囲を超える監督権の行使に対して防御する手段をもつ。一般に監督を行うのは州政府あるいはその担当部局である。

(1) 監督の範囲

州当局は憲法、法律さらに慣習法に基づいて市町村の監督を行う。州当局は州に付託された市町村の行為の適法性、また、場合に応じて市町村の行為の妥当性の監督を行う。後者の監督権は、市町村の固有の事務には及ばず、市町村に委任された事務に係る部分についてだけ及ぶとされる。

しかし、これは絶対的な原則ではなく、またこの原則を実際に適用し市町村事務を二種類に区分しようと試みるのは非常に困難である。

(2) 方法

州当局はその承認を必要とする市町村の行為を検討し、市町村の決定に対する訴えを裁き、場合によっては職権によって介入する。

ア 承認

州当局は市町村の行為の承認を行うよう、一般に州憲法で規定されている。この対象は、住民の権利を制限する警察規則、税金など、市町村の組織に関すること、重要な財産の管理行為(購入、売却、借入、贈与・遺贈を受けることなど)、土地利用計画、予算・決算、支出、借入などである。

原則として市町村の行為は承認された後に効力を発する。

イ 訴えに基づく裁決

市町村の決定はさまざまな州の機関へ訴えられる場合がある。このような場合、州は訴えを裁くことにより市町村の監督を行う。

ウ 職権による介入など

州当局は憲法や法によって権限を与えられている場合には、職権で市町村の事務に介入することができる。この権限は、市町村の行為が明らかに違法、あるいは妥当性を欠き認められない場合に、職権でその行為を取消したり、また市町村がその事務を執行しない場合には市町村の費用で州が代執行するなどの方法により行われる。

そのほか州当局は、検査を行い、市町村機関を召喚し、市町村議会に出席するなどの手段をもつ。州当局が市町村の幹部および職員を懲戒処分にすることができる州もいくつかある。

(3)ジュネーブ州における市町村に対する監督

州政府は市町村に対する一般的監督権限をもち、州政府が自らあるいは場合によっては州政府の担当部局をとおして監督を行う。州政府は市町村議会に出席し、発言する権限をもつ。

ア 議会の審議に関する監督

市町村議会での議決はすべて州政府に報告される。州政府は、正当に召集されない、または現行の法令に違反する市町村議会のすべての議決を職権で取消することができる。

一定額以上の補正予算(ジュネーブ市は 100 万フラン、人口 3,000 人を超える自治体は 30 万フラン、人口 3,000 以下の自治体は 5 万フラン)、基金の設立、期間 12 年を超える賃貸借契約、負担付贈与の受入れは、州政府の関係局の承認を得てはじめて効力を得る。関係局の承認を得られない場合、市町村は 30 日以内に州政府に訴えることができる。

予算・決算、借入金、市町村財産への抵当権の設定、公有不動産の売買、市町村財産の交換・分有、不動産建築・改築・解体、道路供用開始・廃止、土地利用計画、公共収用、緊急条項、市町村議会審議の審議方法、民間企業への財政保証、広域行政組織の設立・定款・加入・脱退、外国人の帰化などは州政府の承認を得なければならない。

イ 財政に関する監督

州政府は、市町村の会計管理に関する規則を定める。ジュネーブ市は、一般会計予算課が会計検査を行う。人口 3,000 人を超える市町村は州公認の受任者の検査を、人口 3,000 人以下の市町村は州の関係監督部の検査を受けなければならない。

不正や違反を発見した場合、当該市町村へ期限を付けて改善を要求する⁷³。改善されない場合、州の関係局へ報告される。関係局の要求が受け入れられない場合、州政府が適当な方策を採る。

市町村の予算は 11 月 15 日までに市町村議会の議決を得なければならない。その後、12 月 31 日までに州政府の承認を得る。ジュネーブ市の予算は、12 月 31 日までに市議会の議決を得たのち、2 月 20 日までに州政府の承認を得る。予算が承認されない場合は、暫定予算を組む。決算については、ジュネーブ市は 9 月 30 日まで、そのほかの市町村は 5 月 15 日までに議会で決算の議決を得なければならない。

予算の策定は、収支均衡が原則であるが、4 年以内に収支が均衡する場合、歳入を上回る予算を策定することができる。また、5 億フラン以上の経常予算があ

⁷³ ジュネーブ州市町村行政法規則第 59 条

る市町村について、州政府はこの期限を延長することができる⁷⁴。

法律によって義務付けられた支出が市町村の予算に反映されていないとき、州政府は市町村議会にそれを加えるよう指導する。市町村がそれを拒否した場合、州政府は市町村議会にそれを加えるよう指導する。市町村がそれを拒否した場合、州政府は職権でその支出を予算に加えることができる。そのための財源は、削減する余地があると思われる他の支出を削減するか、州議会に課税係数を高め、増税することを提案して財源を捻出する。市町村の予算がその純財産で返済できないほどの均衡を失し、その是正を市町村が拒否した場合も州政府は同様の措置をとることができる。これらの措置に不服の場合に市町村は州議会に提訴できる。

ウ 議会の解散と行政官の任命

市町村議会が法的権限を逸脱し法に従わない場合は、州政府は法を遵守すべきことを市町村議会に通告する。市町村議会が通告に従わない場合は、州政府はその審議を中断させ、中断理由が妥当であるかどうかの審査を州議会に付託する。州議会が中断を正当であると承認したときは、州政府は市町村議会の解散を宣言し、6ヶ月以内に選挙が行われる。新議会の成立まではその権限は市町村参事会または市長が代行する。

市町村が行政当局を正常に構成できないとき、または一時的にその権限を行使することができないとき、州政府はその期間、行政官を任命して市町村の行政を行わせることができる。

エ 懲戒処分

市町村の参事、市長、助役が法で定めた職務を行わないとき、それが意図的であれ、怠慢あるいは重大な不注意であれ、州政府は関係者から事情を聴取したのち、戒告、免職などの処分にすることができる。

州政府は市町村参事、市長、助役が憲法・法律に基づく州政府の指示に従うことを拒否したとき、公金横領をはたらいたとき、職務執行の拒否、重大な怠慢があったとき、正当な理由なく3ヶ月以上不在であるとき、法規則に対する重大な違反があったときには、理由を付して免職させることができる。

7. 司法制度(ジュネーブ州を例に)

ジュネーブ州には市町村レベルの裁判所はない。裁判官は、労働裁判所を除き住民による直接選挙で選ばれる。任期は6年で再選することができ、州が一つの選挙区となり多数制で選出される。任期中に裁判官が空席となったときは州議会が任命するが、住民の選挙は黙認に近いので、議会の任命が重要な意味を持つ。裁判官は、満25歳以上の政治的権利をもつスイス人で、ジュネーブ州弁護士資格を持った、ただし破棄院の裁判官は弁護士資格に換えてジュネーブ州立大学の法学教授の資格を持った、非聖

⁷⁴ ジュネーブ州市町村行政法規則第53条

職者から選ばれる。裁判官は、原則として他の営利の職に就くことができない。

裁判所の事務の円滑な運営と、裁判官の威厳ある職務の執行を監督するために司法官高等評議会(Conseil supérieur de la magistrature)がおかれている。

(1) 民事訴訟

ア 初審裁判所(Tribunal de première instance)

賃貸借契約や労働にかかわることなど法によって定められているものを除き、全ての民事訴訟案件を扱う。離婚や相続などの民事や販売契約などの商業活動、動産や不動産の分野を管轄する。初審裁判所は負債や破産の追訴に関する訴訟も所管する。

15 から 22 名の裁判官と 14 名の補助判事からなる。

イ 賃貸借裁判所(Tribunal des baux et loyers)

まず賃貸借調停委員会(Commission de conciliation en matière de baux et loyers)で調停が試みられ、賃貸借裁判所、そして控訴院の賃貸借部と三段階で裁判が行われる。賃貸借裁判所は請求額 8,000 フラン以下の訴訟などの終審となるが、それ以外の訴訟については初審となる。

ウ 後見裁判所(Tribunal tutélaire)、調停裁判所(Justice de paix)

後見裁判所は、成年および未成年の後見人を選任する。1980 年の子供の奪取に関するハーグ条約にもとづいて判決をくだす。後見裁判所の審理は非公開で行なわれる。後見裁判所は 4 から 6 名の裁判官、そのほか 4 名の補助判事⁷⁵からなる。

調停裁判所は、請求額 8,000 フラン以下の訴訟について、初審裁判所での裁判の前に調停を試みる。

後見裁判所の 5 名の裁判官が調停裁判所の裁判官を兼ねる。

エ 労働裁判所(Tribunal des prud'hommes)

調停事務所で調停が試みられ、一審の労働裁判所、そして控訴院の労働訴訟院と三段階で裁判が行われる。

労働裁判所は、業種ごとに以下の 5 つの部門に分かれる。①建築、工業、職人、②ホテル、レストラン、食品小売業、③観光、運輸、農業、そのほか小売業、④銀行、保険などの事務部門、⑤その他。

オ 控訴院(Cour de justice)

控訴院は、後見裁判所、調停裁判所、初審裁判所の判決に対して控訴された訴訟を裁く。控訴院で決着がつかない訴訟は連邦裁判所へ送られる。

控訴院は、民事部(Chambres civiles)と監督部(Autorités de surveillance)、賃

⁷⁵ ジュネーブ州司法組織に関する法第 5 条

貸借部(*Chambre d'appel des baux et loyers*)、労働訴訟院(*Chambres d'appel des prud'hommes*)からなる。

(2) 刑事訴訟

ア 検察局

検事総長 1 名と、副総長 2 名および 8 名の検事がいる。刑事事件について捜査および起訴、不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な運用を請求し、裁判の執行を指揮監督する。

予審判事局(*Collège des juges d'instruction*)は起訴のための情報収集や州間の捜査協力の任務を受け持つ。

イ 警察裁判所(*Tribunal de police*)

警察裁判所は、過失犯罪、6 ヶ月以下の懲役、罰金刑などを管轄する。

ウ 少年裁判所(*Tribunal de la jeunesse*)

少年裁判所は 15 歳から 18 歳までの少年の刑法犯の裁判を行う。また、7 歳から 15 歳までの少年の保護や収容の決定をくだす。少年裁判所は 3 名の裁判官と補助判事や医師や教育学者で構成される。裁判は非公開で行なわれる。

エ 控訴院(*Cour de justice*)

警察裁判所の判決に対する控訴審は控訴院の刑事部(*Chambre pénale*)で行なわれる。

軽罪裁判所(*Cour corectionnelle*)は、被疑者の希望により控訴院の裁判官 1 名と 6 名の陪審員、または 3 名の裁判官で 6 ヶ月を超え 5 年以下の懲役刑などを管轄する。

重罪裁判所(*Cour d'assises*)は、控訴院長官またはその委任を受けた裁判官と 12 名の陪審員で構成され、5 年を超える懲役刑などを管轄する。

オ 破棄院(*Cour de cassation*)

破棄院は、下級審、特に軽罪裁判所および重罪裁判所の判決を破棄する。5 から 7 名の裁判官で審理が行なわれる。このうち少なくとも 2 名は退官した裁判官である。破棄院の裁判官は弁護士や法学者の職と兼職することができる。

(3) 行政訴訟

ア 行政裁判所(*Tribunal administratif*)

裁判官は 5 名でその身分は控訴院の裁判官と同じである。行政裁判所の権限は比較的小さく、法律で列挙された行政訴訟だけで、それ以外の広範な分野は行政制度で訴訟に関する通常の権限機関である行政機関(州政府と多数の委員会)が管

轄する。

行政裁判所の権限として法に挙げたものとしては、運転免許証の取消、税金、住宅の改築・解体、公法上の金銭的要求に関する訴訟、州、市町村と公務員の間の訴訟、公法上の契約に関する訴訟がある。それ以外の公法上の訴訟、特に州や市町村の責任に対して住民が起こした訴訟は州の行政機関が担当する。

イ 権限紛争裁判所(Tribunal des conflits)

権限紛争裁判所は3名の裁判官からなる。権限はあまり大きくなく行政裁判機関と民事裁判機関または刑事裁判機関との権限の争いを裁く。したがって行政裁判所と州政府との間の権限の争いは感知しない。

ウ 州保険裁判所(Tribunal cantonal des assurances sociales)

州保険裁判所は2003年8月に創設され、社会保険に関する訴訟を管轄する。5名の裁判官と16名の補助判事からなる。

第2節 市町村

1. 市町村概要

地方自治は州法により定められた範囲内で保障される⁷⁶。スイス連邦の市町村数は、1990年に3,021であったが、2000年には2,896に、2005年1月1日の統計では2,763となり、合併によって減少傾向にある。例えばフリブール州では、1960年に284あった市町村数は、1990年に259、2000年に242、2003年には202となり、2000年以降、特に合併傾向が進んでいる。合併においては、面積や人口規模の標準を定めることなく、経済的、地理的、日常生活を考慮して自然な流れで合併に至ることが多い。

国内に多く存在する小規模の自治体は広範な権限を持っているが、財政力が弱く、公共サービスの提供に支障が出る場合がある。また、首長候補者がいない自治体があるほど運営自体もままならないため、自治体の基盤を強化し効率を高めるために合併を進めている。連邦が自治体合併に係わることはなく、州が主体となって進めている。

広域連合組織に代えて、合併を選択する理由は、スイス民主主義の原理が底流に流れている。つまり行政分野の意思決定に住民が参加する機会を維持することにより、例えば広域連合組織を選択した場合、首長や議員などが自治体の代表者となり一部の人々によって広域連合組織の運営が進められていく。これは、スイス民主主義の原理に反することと考えている。

このような合併の進展は大都市を出現させるものではなく、小規模市町村の比率を低下させ、中規模の市町村を出現させた。フリブール州やヌーシャテル州などでは州憲法において、州は市町村合併を促進し、また市町村間の協力および広域行政組織の創設を促進すると定めている⁷⁷。

⁷⁶ 連邦憲法第50条

⁷⁷ フリブール州憲法第134、135条、ヌーシャテル州憲法第91、92条、ヴォー州憲法第

図表 3－9 人口規模別市町村数の変遷(カッコ内は構成比)

人口規模	1970 年	1980 年	1990 年	2000 年
1 万以上	92 (3.0%)	96 (3.2%)	110 (3.6%)	119 (4.1%)
5 千から 9,999	121 (3.9%)	135 (4.5%)	159 (5.3%)	180 (6.2%)
1 千から 4,999	838(27.3%)	863(28.5%)	954(31.6%)	1,023(35.3%)
1 千未満	2,021(65.8%)	1,935(63.9%)	1,798(59.5%)	1,574(54.4%)
合 計	3,072(100%)	3,029(100%)	3,021(100%)	2,896(100%)

連邦統計局 HP

市町村に司法権はなく、立法権に対して行政権が強い特徴がある。多くの州では市町村の行政機関は、州から直接に規則の制定権を含む執行権の委任を受け、州に対して市町村運営の責任者となることが多い。立法機関の権限、行政機関の一般的権限をほとんどの州が法律で列挙している。しかし、立法機関も市町村財産の管理などの行政的権限をもち、市町村の機関の間では権力分立の原理は部分的にしか実現されていない。

2. 二機関制と三機関制

スイスの市町村制度には大きく分けて 2 種類がある。まず、一つは選挙人団(*corp électoral*)と行政機関の二つの主要な機関からなる二機関制(*bipartisme*)と呼ばれる制度である。もうひとつは、選挙人団、行政機関および議会からなる三機関制(*tripartisme*)と呼ばれる制度である。したがって議会の有無が区分の基準となる。一般的にフランス語圏は三機関制を、ドイツ語圏は二機関制をとる市町村が多い。

二機関制では、市民は市町村民集会を通して政治的権利を行使する。そこで市民は規則や決定の策定に参画し、採決に加わる。市民は各自の意見を表明する場を得るため、政党による指導の重要性は低下する。市町村民集会は市民意識の高揚に役立っている。一方、余暇を犠牲にするなど市民の努力も必要である。

二機関制をとる大多数の州では、市町村は一定の事柄に関しては市町村集会にかえて、投票箱による投票を行うことが認められている。

三機関制は市民が選挙を通して市町村議会へ権限を与えることにより、議会が市町村集会の役割を果たす。しかも、二機関制の場合よりも議案は周到に準備され、市町村集会の場合よりも一般に短い時間で多くの成果が上がる。反面、三機関制は有権者を政治的生活から遠ざけ、市町村に関する事柄を当局に委ねる風潮を助長する。また、公民精神の学校としての市町村の役割が弱まる傾向もある。したがって、人口が多いため有権者の集会を行うことが非常に困難な地域を除いては、三機関制へ移行する市町村はわずかしかない。

三機関制は、ドイツ語圏では人口の多い地域を除くと例外的である。チューリヒ州では人口 2,000 人以上の市町村は三機関制を導入することができるにもかかわらず、

これを用いているのは、いくつかに過ぎない。ベルン州では三機関制を採用するかどうかは、市町村の自由であるが、その多数は導入していない。

しかし、三機関制はその他の地域では多数を占める。フランス語圏では、ヌーシャテル州とジュネーブ州の市町村では例外がなく用いられ、フリブール州では三機関制は人口 3,000 人以上の市町村で強制的で、人口 600 人から 3,000 人の市町村では有権者が選択することができる。ヴォー州では人口 800 人以上の市町村では三機関制は強制的で、それ以外の小規模な市町村は任意である。ヴァレー州では、人口 700 人以上の市町村で導入でき、ジュラ州の市町村は三機関制を採用することができる。イタリア語圏のティチーノ州では人口 300 人以上の市町村は議会をもつことができ、ほとんどが三機関制を採用している。

二機関制をとる市町村では議会の役割を市町村民集会が果たす。

市民は集会に参加する権利を持ち、わずかな罰金を伴う義務としている州もある。また、市民は発言権を持つ。集会は一定数の市民が議題を定めて開催を求めることができるほか、州が召集できるところもある。

図表 3 - 10 各州の市町村行政機関の名称

州名	行政機関の名称	市町村長の名称
チューリヒ州	Gemeinderat/Stadtrat	Präsident
ベルン州	Gemeinderat/Stadt	Präsident/Maire
ルツェルン州	Gemeinderat/Stadtrat	Präsident
ウリ州	Gemeinderat	Präsident
シュヴィーツ州	Gemeinderat	Präsident/Bezirksammann
オブヴァルデン半州	Gemeinderat	Präsident/Talamann
ニトヴァルデン半州	Gemeinderat	Präsident
グラルス州	Gemeinderat	Präsident
ツーク州	Einwohnerrat/Stadtrat	Präsident
フリブール州	Gemeinderat/Stadtrat	Ammann/Syndic
ゾロトゥルン州	Gemeinderat/Stadtrat	Ammann/Präsident
都市バーゼル半州	Gemeinderat/Regierungsrat	Präsident
地方バーゼル半州	Gemeinderat	Präsident
シャフハウゼン州	Gemeinderat/Stadtrat	Präsident
外アッペンツェル半州	Gemeinderat	Gemeinde-Hauptman
内アッペンツェル半州	Bezirksrat	Bezirks-Hauptman
ザンクトガレン州	Gemeinderat/Stadtrat	Ammann
グラウビュンデン州	Vorstand/Stadtrat	Präsident/Ammann/Landammann
イタリア語	Municipio	Sindaco/Presidente/Podesta
ロマンシュ語	Suprastanza communal	Président communal
アールガウ州	Gemeinderat/Stadtrat	Ammann

トゥールガウ州	Gemeinderat/Stadtrat	Ammann
ティチーノ州	Municipio	Syndaco
ヴォー州	Municipalite	Syndic
ヴァレー州	Gemeinderat/Stadtrat	Prasident
ヌーシャテル州	Conseil communal	Président
ジュネーブ州	Conseil administratif	Maire
ジュラ州	Conseil communal	Maire/président

3. その他の公的団体

スイスの地方自治制度は、州－市町村の2層制であるが、州によっては以下のような団体が一部の公共サービスを担う。

(1) 郡(district)

ウリ州、オブヴァルデン半州、ニトヴァルデン半州、グラルス州、ツーク州、都市バーゼル半州、内アッペンツェル半州、ジュネーブ州以外の州には州と市町村の間に、複数の市町村にまたがる郡という組織がある。ほとんどの州では単なる州の行政組織であり、法人格をもたない。郡の権限は州により様々である。郡は、市町村に対しては州の代表として、逆に州に対しては地域の利益の代弁者として、両者間の仲介役を果たす。

郡の組織は、郡参事会とその長である郡長(*préfet*)からなるものと、郡長とそれを補佐する少数の公務員からなるものがある。郡長は、多くの州では住民の選挙で選ばれるものの、州政府の任命による州もある。その身分は、特別職行政官で州政府に属し、郡の職員も州の公務員である。

(2) 市町村間広域連合組織

人口、財政、地形などの制約から、消防、教育、環境保護、エネルギー、地域開発など一つあるいは複数の分野の市町村の事務を共同で効率的に行うために、市町村間の広域行政組織がつくられている。

一般にドイツ語圏では「*zweckverband*」、ベルン、ヌーシャテル、ジュラ州では「*syndicat*」、フリブール、ヴォー、ヴァレー州では「*association*」、ジュネーブ州では「*groupement*」と呼ばれる。州ごとに違いがあるものの、大まかには以下のことが言える。

広域行政組織への加入・脱退には、各市町村議会の承認が必要である。広域連合に委ねた事務に関して各市町村は財政面でのみ責任を負う。広域連合組織は、法人格、自治権を有し、定款に沿って、広域連合の議会およびそのほか目的に応じた委員会によって運営される。また、その自治権の侵害に対して公法上の訴えを行うことができる。定款では、加入市町村名、名称・目的・期間、予算決算、運営方法・組織、加入脱退の手続き、各市町村の分担金、清算解散の手続きなどを規定し、加入市町村議会

の承認を得なければならない。

広域連合議会の議員は、加入市町村議員や加入自治体の住民から選出された者からなる。この議員の任期は、市町村議員のそれと同じである。議会の審議は、広域連合組織の権限の範囲に限られ、単純多数決で意思決定を行う。広域連合組織の行為は州の監視下に置かれる。広域連合に課税権はないものの、サービス提供に対する利用料を徴収できる。

広域連合組織の解散は、ジュネーブ州では加入市町村議会および州の承認が必要であり、ヌーシャテル州では定款に基づくとされている。清算業務は広域連合組織が行い、負債がある場合は加入市町村が連帯して負うこととされる。

州をまたぐ広域行政組織を設置する場合は、関係する州がその権限を定める。

(3)特別コミューン

ア 市民コミューン(commune bourgeoise)

市民コミューンは農村では共有地を管理する自治組織から、都市では都市自由市民の自治組織から発展した団体である。構成員は市民権(bourgeoisie)を持ち、その資格は次第に世襲されるようになった。州は 19 世紀に地域の政治、行政を行うために市町村(commune politique)を創設するにあたり、市民コミューンとの関係をどう位置づけるか決める必要に迫られ、その対処の仕方によって下記の三種類の州に分かれた。

- ・市町村に一本化されて特別コミューンが存在しない州...ヴォー、ヌーシャテル、ジュネーブ州。
- ・両者が並存しそれぞれ独自の組織を持ち、市民コミューンはそのメンバーだけからなる選挙人団を別に持つ州。
- ・二つが混合した形態で、市町村の機関が市民コミューンの事務を管理する州(市民コミューンは市町村と合併することもできる)...フリブール、グラルス、シャフハウゼン、チューリヒ州。

市民コミューンは現在では限られた権限しか持っていない。まず財産を管理しその利益をメンバーに配分する。また特に社会、文化面で公共活動を行う。一般に市民コミューンのあるところでは市民権は市民コミューンが与える。市民コミューンは多くの不動産を有し、財産は豊かなところが多い。

イ その他の特別コミューン

主にドイツ語圏では市民コミューンの他にさらに次のような公共サービスの一部を担う特殊なコミューンがある。これらのコミューンの範囲は市民コミューンと一致しない。

- ・教会コミューン(commune ecclésiastique paroisse)
- ・学校コミューン(commune scolaire)
- ・救済コミューン(commune d'assistance)

・消防コミューン(commune du feu)

図表 3 - 11 ジュネーブ州の市町村概要(2003 年)

市町村名	面積 (k m ²)	人口 (人)	市町村名	面積 (k m ²)	人口 (人)
ジュネーブ都市圏			農村部		
ジュネーブ	15.82	185,526	エール・ラ・ヴィル	2.93	727
アニエール	3.86	2,344	アヴェュリ	4.62	1,772
ベルヴュ	4.36	2,738	アヴェュジィ	5.17	1,268
ベルメ	12.95	9,281	バルドネ	5.00	2,141
カルージュ	2.70	18,479	カルティニィ	4.38	836
シェーヌ・ブジュリ	4.14	10,091	セリニィ	4.65	465
シェーヌ・ブール	1.28	7,696	シャンシィ	5.38	917
シュレー	3.91	967	コレ・ボシィ	6.89	1,477
コロニュー・ベルリヴ	6.12	6,964	ダルダニィ	8.60	1,316
コロニー	3.65	4,899	ギー	3.29	393
コンフィニョン	2.77	3,327	ジュシィ	11.35	1,202
コルシエ	2.74	1,704	ラコネ	3.83	564
ジャント	2.87	2,507	ペルリィ・セルトユー	2.54	2,769
グラン・サコネ	4.38	9,025	プレザンジュ	4.71	609
エルマンス	1.43	889	リュサン	4.91	402
ランシー	4.77	27,010	サティニィ	18.92	2,904
メニエ	6.95	1,752	ソラル	2.94	657
メイラン	9.94	20,615			
オネ	2.81	17,447			
プラン・レ・ズアト	5.85	8,631			
プレニィ・シャンベジー	3.23	3,466			
ピュプランジュ	2.67	2,153			
トネ	3.82	13,226			
トロワネ	3.43	2,159			
ヴァンドーヴル	4.42	2,578			
ヴェルニエ	7.69	31,096			
ヴェルソワ	10.50	11,535			
ヴェイリエ	6.50	9,444			

4. 市町村議会概要

(1)概要

市町村議会は以下のとおり州によって呼び名が異なる。議席数は人口や有権者数に応じて市町村間で異なり、議員は州や市町村の定めた選挙方法に従い多数制または比例代表制で選出される。

図表 3－12 市町村議会の概況

州 名	市町村議会の名称
チューリヒ州	Grosser Gemeinderat
ベルン州	Grosser Gemeinderat/Stadtrat
ルツェルン州	Einwohnerrat/Grosser Stadtrat
ウリ州	なし
シュヴィーツ州	なし
オブヴァルデン半州	なし
ニトヴァルデン半州	なし
グラルス州	なし
ツーク州	Grosser Gemeinderat
フリブール州	Generalrat
ゾロトゥルン州	Grosser Gemeinderat
都市バーゼル半州	Einwohnerrat/Grosser Rat
地方バーゼル半州	Einwohnerrat
シャフハウゼン州	Einwohnerrat/Grosser Stadtrat
外アッペンツェル半州	Gemeindeparlament/Einwonerrat
内アッペンツェル半州	なし
ザンクトガレン州	Grosser Gemeinderat/Parlament
グラウビュンデン州	Gemeinderat
	Consiglio comunale(イタリア語圏)
	Cussegl communal(ロマンシュ語圏)
アールガウ州	Einwohnerrat
トゥールガウ州	Grosser Gemeinderat
ティチーノ州	Consiglio comunale
ヴォー州	Conseil communal
ヴァレー州	Generalrat
ヌーシャテル州	Conseil général
ジュネーブ州	Conseil municipal
ジュラ州	Conseil général

(2)権限

市町村によってさまざまである。各州の議会が州内市町村に委譲できる権限を定めるが、なかには立法活動を行わない市町村も存在する。主なものとして、警察規則（*règlement de police*）と市町村税規則(*arrêté sur l'imposition*)などがある。議会は市町村行政への監督権を持ち、行政報告書の承認を行う。財政に関しては予算を採択し決算を承認する。また、連邦や州の立法機関と同様に一定額の支出については財政権限をもつ。

5. ジュネーブ州内市町村議会（Conseil Municipal）

(1)概要

ジュネーブ州内の 45 市町村はすべて議会を持ち市町村長（Maire）と二人の助役が存在する。人口 800 人以下の市町村では市長が議会を主宰し、それ以外の市町村議会では議長を含む理事会（議会執行機関）を選出し、議長が議会を主宰する。

(2)議員

ア 議員定数

議員の定数は各市町村の人口規模に応じて 9 人から 37 人である（ジュネーブ市を除く）。

図表 3－13 ジュネーブ州内市町村議会の議員定数⁷⁸

市町村人口	議席数
600 人以下	9
601 人から 800 人	11
801 人から 1,500 人	13
1,501 人から 2,000 人	15
2,001 人から 3,000 人	17
3,001 人から 5,000 人	19
5,001 人から 8,000 人	21
8,001 人から 10,000 人	23
10,001 人から 12,000 人	25
12,001 人から 15,000 人	27
15,001 人から 18,000 人	29
18,001 人から 21,000 人	31
21,001 人から 25,000 人	33
25,001 人から 30,000 人	35
30,000 人を超える市町村	37
ジュネーブ市	80

⁷⁸ ジュネーブ州市町村行政法第 5 条

イ 任期・身分

ジュネーブ州内すべての市町村議会の議員任期は4年で、一斉改選される。多選は禁止されていない。人口が800人を超えるコミューンでは議員と市町村長(Maire)および助役、参事との兼職は禁止されている⁷⁹。

(3) 権限

市町村議会は次の事項について議決を行う⁸⁰。このうち外国人の帰化に関する議決、イニシアティブの有効性の判定以外は全てレファレンダムの対象となる。

ア 財政関係

- ・市町村予算の採択、決算の承認
- ・市町村の徴収する付加税率
- ・市町村が運営・監督責任を持つ団体の決算
- ・条件付贈与の受託など

イ 市町村財産の管理

- ・借款
- ・市町村財産の抵当権・地役権の設定
- ・不動産売買
- ・財産の交換または分割
- ・先買権の行使
- ・財産の貸借など

ウ 公共事業や土地利用関係

- ・所有する不動産の建設・改築・解体計画
- ・市町村道の供用開始・廃止計画
- ・市町村境界の変更、土地利用計画など

エ その他

- ・基金の設立
- ・広域行政組織の設立・加盟・脱退
- ・参事・首長・助役の待遇・手当てならびに議員の出席謝礼金
- ・職員の身分・報酬など

6. ジュネーブ市議会

(1) 議員

ア 議員定数

議員の定数は80議席である⁸¹。

⁷⁹ ジュネーブ州市町村行政法第7条

⁸⁰ ジュネーブ州市町村行政法第29条および第30条

⁸¹ ジュネーブ州市町村行政法第5条

イ 任期・身分・報酬

議員の任期は4年であり、多選は禁止されていない。任期中の兼職禁止事項の条文は廃止されたが、慣例的に市議会議員と市参事のように権限の片やりがでないう留意されている。報酬単価は市議会規則第141条に基づき2003年から2007年の額が決められている。出席回数や役職によって異なるが、本会議1時間当たり130フラン、委員会1時間あたり100フランと定められ、年間の報酬額は平均すると2万フラン程度となる。しかし、政党によっては、この中から一部納付を要することとされており最も納付率の高い労働党で75%、低い自由党で25%となっている。

ウ 議長および副議長

議長1名、副議長2名は毎年、互選によって選ばれる。議長は市を代表し儀典的活動を行うことから、多忙であるため副議長が議長の補佐及び代理を行う。議長の任期は1年間であるため、任期中に4人の議員が議長職に就く輪番制をしいている。慣例的に第一副議長が翌年の議長となるが、第二副議長は必ずしも第一副議長になるとは限らない。

(2)権限

ア 議会

市町村議会は以下の事項について議決を行う。このうち外国人の帰化に関する議決、イニシアティブの有効性の判定以外は全てレファレンダムの対象となる。

(ア) 財政関係

- ・ 予算の採択
- ・ 決算の承認
- ・ 市町村の徴収する付加税率
- ・ 市町村が運営・監督責任を持つ団体の決算
- ・ 条件付贈与を受けることなど

(イ) 市町村財産の管理

- ・ 借款
- ・ 市町村財産の抵当権・地役権の設定
- ・ 不動産売買
- ・ 財産の交換または分割
- ・ 先買権の行使
- ・ 財産の貸借など

(ウ) 公共事業や土地利用関係

- ・ 所有する不動産の建設・改築・解体計画
- ・ 市町村道の供用開始・廃止計画
- ・ 市町村境界の変更、土地利用計画など

(エ) その他

- ・ 基金の設立
- ・ 広域行政組織の設立・加盟・脱退
- ・ 参事・首長・助役の待遇・手当てならびに議員の出席謝礼金
- ・ 職員の身分・報酬など

イ 議長

議長の権限には、議会運営およびその秩序維持、市議会規則を遵守させること、儀典事項、議決に対しての署名、委員会の監督権⁸²、議会の召集権⁸³などがある。

(3)理事会 (Bureau du Conseil municipal)

理事会は、議長ならびに第一、第二副議長をおよび各政党の代表の8名からなる議会運営に関する補佐的機関である。理事会員は毎年5月の最終通常会で選ばれ、その任期は1年で、再任可能である⁸⁴。

(4)委員会 (Commission)

内部意思決定機関として委員会が設けられており、11の常設委員会がある。各委員会は15人からなり、各政党のバランスが考慮されている。議員によっては複数の委員会に所属している。

ア 常設委員会⁸⁵

- ・ 環境保護と土地整備委員会 (Commission de l'aménagement et de l'environnement)
- ・ 文化活動委員会 (Commission des arts et de la culture (spectacles, concerts, théâtres et opéras, bibliothèques, musées et collections, promotion culturelle et tourisme))
- ・ 財政委員会 (Commission des finances)
- ・ 情報公開委員会 (Commission de l'informatique et de la communication)
- ・ 帰化委員会 (Commission des naturalisations)
- ・ 請願書委員会 (Commission des pétitions)
- ・ 法規委員会 (Commission du règlement)
- ・ 青少年と教育委員会 (Commission sociale et de la jeunesse (Ecole et institutions pour la jeunesse, Espaces verts et environnement, Office de l'état civil, Pompes funèbres et cimetières))
- ・ スポーツと安全委員会 (Commission des sports et de la sécurité (Police municipale, Domaine public, Service d'incendie et de secours, Protection

⁸² ジュネーブ市議会規則第13条から第17条

⁸³ ジュネーブ市議会規則第22条第1項

⁸⁴ ジュネーブ市議会規則第8条から第11条

⁸⁵ ジュネーブ市議会規則第121条

civile)

- ・ 土木委員会 (Commission des travaux (Division des constructions, Division de la voirie))
- ・ 住宅委員会 (Commission du logement)

(5) 通常会

各年の最初の議会において、7月を除く期間内で定例日と日時を決めることになっている⁸⁶。慣例的には月に1度2日間、水曜と木曜の夕方に行われる。1日の平均会議時間は4時間半となっている。

図表 3-14 ジュネーブ市議会の立法過程

(6) 臨時会

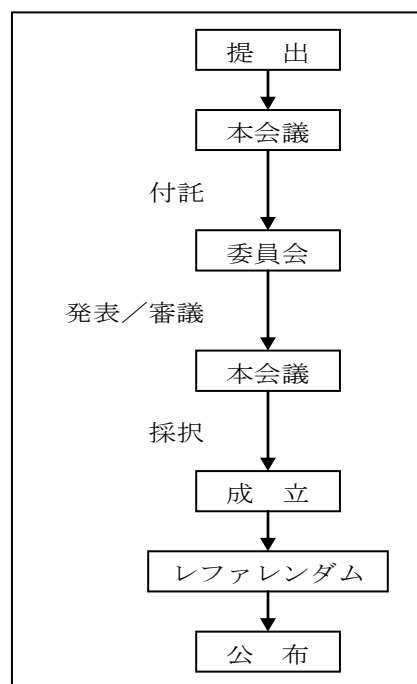
臨時会は、議員の4分の1以上の署名、州参事会、または市参事会の要請に基づいて、議長によって招集される⁸⁷。

(7) 立法過程

議案の審議は本会議が中心で、質問は口頭と書面により行われる。答弁者は市参事会となる。

(8) 議会事務局

議会事務局には20人の職員が配置されている。その内訳は、事務局長1名、次長1名、秘書1名、文書校正担当2名、議事秘書1名、議事担当4名、議会管理担当1名、委員会秘書9名である。



7. ジュネーブ州内市町村参事会(Conseil administratif)

(1) 市町村参事の選出

ジュネーブ市の参事定数は5名であり⁸⁸、それ以外の人口3,000人以上を有する市町村の参事の定数は3名とされる。人口3,000人未満の市町村は参事に替えて、1名の市長と2名の助役を選出する⁸⁹。これらは、選挙が実施される年の前年の12月31日の人口をもって分類される⁹⁰。参事、市長および助役は多数制選挙によって選出され、

⁸⁶ ジュネーブ市議会規則第22条

⁸⁷ ジュネーブ市議会規則第26条

⁸⁸ ジュネーブ州憲法第155条

⁸⁹ ジュネーブ州憲法第146条

⁹⁰ ジュネーブ州市町村行政法第39a条

任期は4年であり、多選可能である⁹¹。24歳以下でありジュネーブ州以外に住居のある者、また、州議員、官房長(Chancelier)、市町村内の聖職者は立候補できない⁹²。また、夫婦、直系血族、兄弟姉妹または一親等内の姻戚関係者が同時に選出されることはできない。当選者は、得票数の多い候補者となるが、同数の場合は年長の候補者となる。同年齢の場合は、官房長がくじ引きで決める。

健康を理由に職務を遂行できないとき、州政府は、市町村参事、市長村長、助役を罷免することができる。

参事会制度を適用する市町村では、議長(président)および副議長(vice-président)を毎年互選で選出する。議長に選出された参事は市長の地位を得るが、市長職の参事と他の参事との間に権限の差はなく、ジュネーブ州参事の場合と同様に同僚の代表に過ぎない。市長職の任期は6月1日から翌年の5月31日までの1年間である⁹³。ジュネーブ市の場合、市長職に連続して選出は認められず、少なくとも1年の間隔を空けなければならない。しかしながら、実際には毎年異なる参事が市長職に就いている。

人口3,000人未満の市町村では、市長が助役の管轄分野を決め、助役は委任された分野で市長の名で業務を遂行する。

参事、市長および助役への就任前に、州参事会の前で以下のように宣誓を行うことが義務づけられている。「ジュネーブ州に忠実であること、憲法および法に従うこと、そして良心に従って責務を遂行することを私は厳粛に誓います⁹⁴。」

ジュネーブ市の参事は、公務員の職、給与・手当が支給される職および営利活動に就くことが禁止される⁹⁵。その他の市町村の参事、市長および助役は、直接間接を問わず市町村やその関連団体の納入・請負・受託業者やその企業や団体に影響力を持つ職員となることはできない。また、市町村職員が、参事、市長、助役の職に就くことはできない。

(2)市町村参事、市長および助役の権限

参事会、市長および助役の権限は、州憲法および州法で以下のように列挙されている⁹⁶。

- ・ 市町村を総括し、自治体会計を管理し、市町村の環境を保持すること
- ・ 事業計画を議会へ提出すること
- ・ 審議の2週間前までに予算を議会に提出すること
- ・ 経常会計、投資会計、基金会計(le compte de variation de la fortune)および財政報告書を審議の2週間前までに議会へ提出すること
- ・ 行政に関する年次報告書を議会へ提出すること

⁹¹ ジュネーブ州憲法第152条

⁹² ジュネーブ州選政治的権利行使に関する法律第103条

⁹³ ジュネーブ州選政治的権利行使に関する法律第42条

⁹⁴ ジュネーブ州市町村行政法第41条

⁹⁵ ジュネーブ州憲法第155条

⁹⁶ ジュネーブ州市町村行政法第48条

- ・ 市町村警察職員、市町村職員およびその他守秘義務を必要とする職員に宣誓をさせること
 - ・ 議会の審議を開催すること
 - ・ 議会の管轄外事項について事前に通知すること
 - ・ 寄付金または動産の遺贈品を受け取ること
 - ・ 財政投資を実行すること
 - ・ 先買権を実行せず、法定の支払期限を通告すること
 - ・ 12 ヶ月を越えない賃貸借契約を締結すること
 - ・ 市町村の利益のため緊急事態にあらゆる手段をとること
 - ・ 訴訟の手続きに従い市町村の利益を守り、必要な手段を講じること
 - ・ 市町村に権限がある場合、法律・規則・条例を制定すること
 - ・ 法によって定められたその他の事項を実施すること
 - ・ ジュネーブ州議会で採択された法令名および施行日、国民投票の期間を官報で公示すること
 - ・ 職員の任命、監督および罷免をすること
 - ・ 特別な守秘義務を必要とする市町村職員に宣誓をさせること
 - ・ 戸籍責任者およびその代理人を州参事会に提示すること
 - ・ 州参事会または州のある局から照会のあった事項について回答すること
 - ・ 議会の管轄外の分野で条例を制定すること
 - ・ 議会によって採択された条例の運用規則を制定すること
 - ・ 市街化区域及び調整区域の計画、土地収用計画およびそれらに係る規則に関して議会が異議を表明している場合に、採択手続きの枠内で意見を述べること
 - ・ 参事、市長、助役および職員による守秘義務違反に対し裁決をくだすこと
- また、参事、市長、助役は州政府および司法局の監督のもと警察権限を有する⁹⁷。

(3) ジュネーブ市参事会の開催・運営

参事選挙後、最初の参事会を最年長の当選者が主宰し、市長職に就く議長(*président*)および副議長(*vice-président*)を多数制で互選する⁹⁸。これらの任期は1年間である。また同時に、各参事が管轄する局の割り当てを決め、各参事はその長となる。そのためジュネーブ市の組織は5局で構成される。参事の秘書は、管轄する局から選ばれる。

市長は、参事会の議事進行を担う。参事会は、通常水曜日の8時30分から正午まで開催される。臨時的な会合は、参事間で事前に取り決めを行った場合、または市長もしくはいずれか1名の参事から要求があった場合にいつでも開催される。後者の場合は、事務長によって召集され24時間以内に開催されなければならない。参事会は、3名以上の参事の出席をもって成立する。議事の採択は、出席した参事の多数制の挙手で採決される。2名以上の参事が要求した場合は、秘密投票で採決することができる。

⁹⁷ ジュネーブ州市町村行政法第49条

⁹⁸ ジュネーブ市参事会規則第1条

参事会は原則非公開で開催される。参事会の決定事項は、事務長が作成した議事録の要約によって、関係する部署へ伝達される。

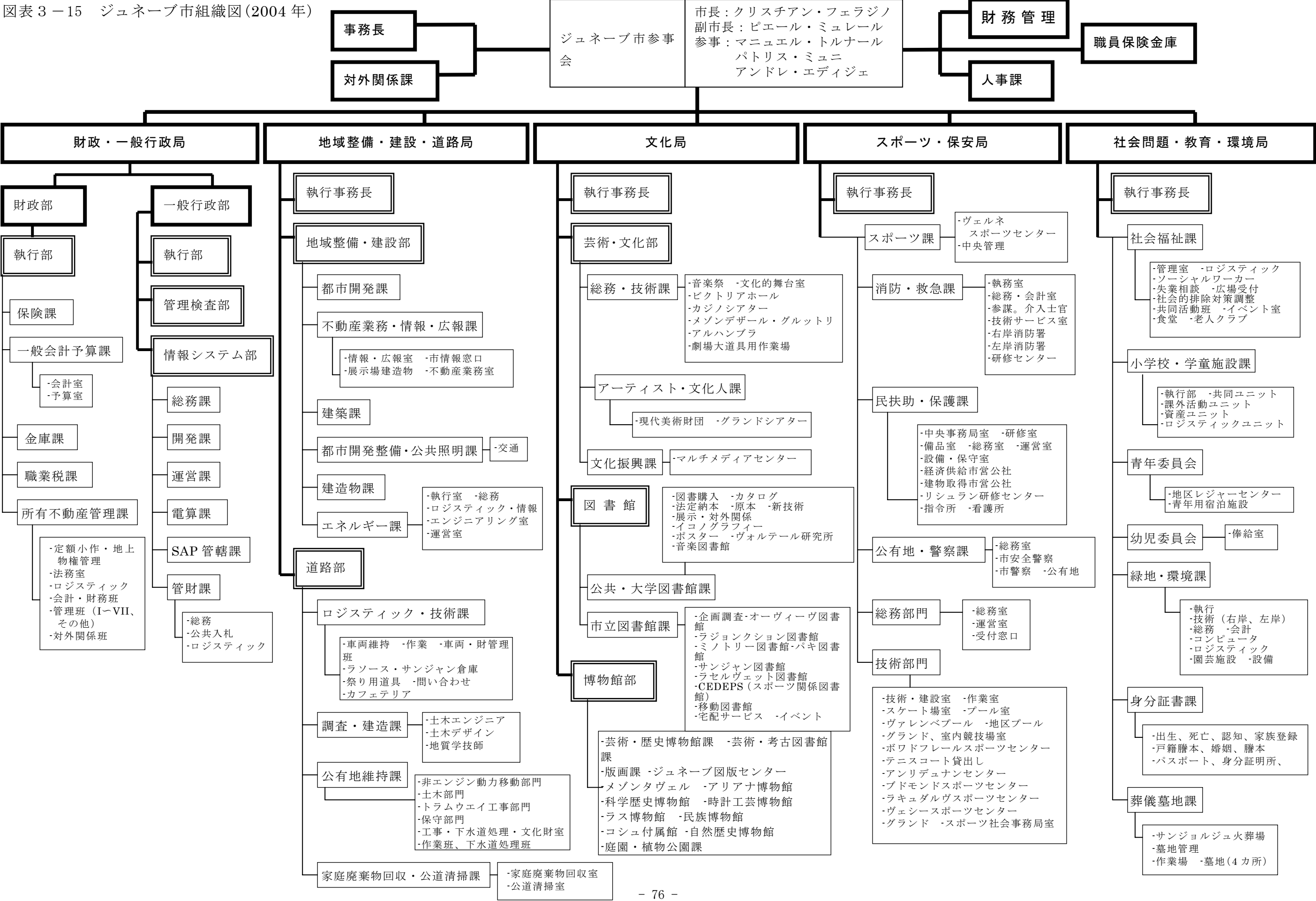
ジュネーブ市参事には給与として年間 21 万 2 千フランが、そのほかに手当として自動車手当(7,000 フラン)、会議の出席手当(5,350 フラン)などが支給される。給与やこれら手当の額は市議会で決定される。

8. ジュネーブ市組織

ジュネーブ市の組織は、5 局で構成される。各局の長には参事が就任し、4 年間の任期中に替わることはない。

- ・ 財政・一般行政局(Département municipal des finances et de l'administration générale)...財政、一般行政を所管する。
- ・ 地域整備・建設・道路局(Département municipal de l'aménagement, des constructions et de la voirie)...都市開発、道路維持などを所管する。
- ・ 文化局(Département municipal des affaires culturelles)...文化芸術、博物館などを所管する。
- ・ スポーツ・保安局(Département municipal des sports et de la sécurité)スポーツ、消防・救急、警察などを所管する。
- ・ 社会問題・教育・環境局(Département municipal des affaires sociales des écoles et de l'environnement)...社会福祉、小学校・学童施設の管理、墓地などを所管する。

図表 3 - 15 ジュネーブ市組織図(2004 年)



第3節 地方選挙制度(ジュネーブ州を例に)

連邦は連邦の事務に関する市民の政治的権利行使について、州は州および市町村の事務に関する市民の政治的権利行使について、各々規則を設ける。政治的権利は住所地でこれを行使し、2つ以上の州でこれを行使することはできない。州は、新規転入者が、転入後3ヶ月の待機期間が経過した後、州および自治体の事務に関して投票権の行使を認める旨を定めることができる⁹⁹。

18歳以上かつ精神的疾病または知的障害のため行為能力をなくしていない全てのスイス人は連邦の管轄事項に関して政治的権利を有し、これらの人々は全て同等の政治的権利および義務を有する¹⁰⁰。スイス連邦の市民権を得るためには、まず市町村の住民となる必要がある。市町村の市民権および州の市民権を有する人はスイス市民とされる¹⁰¹。

市民の政治的権利の行使は、議員や首長を選出する選挙(*élection*)とレファレンダム(*référéndum* : 国民・住民投票)およびイニシアティブ(*initiative* : 国民・住民発議)の投票(*votation*)に分類できる。レファレンダムは議会などの決定事項を無効にすることを目的とすることから否定的な、イニシアティブは逆に肯定的な市民権の性格を有するといわれる。

以下、地方選挙制度についてはジュネーブ州を例に述べることにする。

1. 選挙(*élection*)

(1)選挙権

州住民局(*l'office cantonal de la population*)へ登録した後、3ヶ月間の待機期間を経た州内に住居を有する18歳以上の市民に選挙権が与えられる。住所を移転した場合も、移転先で選挙権を有するまで3ヶ月間の待機期間を要する。有権者は、恒常的に生活を営む市町村で選挙権を行使する。選挙人名簿は投票最終日の6日前に最終的に確定される¹⁰²。各市町村は3ヶ月に1度の頻度で新たな選挙人名簿を州住民局から受け取る。

(2)選挙日

州政府は、最終投票日の14週間前に選挙日を公示するが¹⁰³、特別な事情があるときは選挙日を最大3ヶ月前後させることができる。通常、日曜日が選挙日に指定され、各市町村内の小学校などの公的施設で10時から12時まで投票が行われる。

(3)選挙制度

ア 多数制

ジュネーブ州では、州参事、市町村参事、市町村長・助役の選挙において多数制を採用している。有効票の3分の1以上を獲得し、かつ得票数の上位の候補者が当選となり、得票が同数の場合、年長者が当選者となる。同年齢の候補者が同数を得票した場合、官

⁹⁹ 連邦憲法第39条

¹⁰⁰ 連邦憲法第136条

¹⁰¹ 連邦憲法第37条

¹⁰² ジュネーブ州政治的権利行使に関する法律第14条

¹⁰³ ジュネーブ州政治的権利行使に関する法律第19条

房長のくじ引きによって当選者が決められる¹⁰⁴。当選者が決まらず第2回目の投票が必要な場合は、第1回投票の5週間以内に実施される¹⁰⁵。

イ 比例制

州議会選挙の場合、各党の候補者名簿には少なくとも15名を、市町村議会の場合、少なくとも2名の名を記載しなければならない¹⁰⁶。

有効投票数の7%以上を得票した政党名簿に、議席配分の権利が与えられる¹⁰⁷。議席配分については、定数を得た名簿の全有効投票数を議席数で除した数字を基数とし¹⁰⁸、まず配分を受ける権利のある政党に、その得票数を基数で除した商の整数分の議席が与えられる¹⁰⁹。そして残余議席がある場合、各名簿の投票数を各名簿が既に得た議席数で除し、議席は最大の商を得た名簿に配分される。すべての議席配分が終わるまで上記を続ける。商が同数の場合は、得票の多い名簿へ配分される。得票が同数の場合、官房長のくじ引きで決定する¹¹⁰。

候補者名簿の中で最多数の票を得た候補者が当選者となる。同一の候補者名簿の中で、同数の得票の候補者がいる場合、年長者が当選者となる。同数得票者が同年齢の場合は官房長がくじ引きで決定する¹¹¹。

図表3-16 ジュネーブ州の選挙制度の区分と投票日

選挙制度	区 分	投票日
多数制	上院議員	国民議会議員選挙と同日
	州参事	州議会議員選挙の5週間後
	市町村参事、首長、助役	市町村議会議員選挙の5週間後
	人口800人以下の市町村議会議員	3月1日から4月30日の間
比例制	国民議会議員	10月の最後から2番目の日曜日
	ジュネーブ州議会議員	10月1日から31日の間
	人口800人以上の市町村議会議員	3月1日から4月30日の間

(4)投票方法

選挙日の15日から10日前までに有権者へ投票用紙と説明書が送付される¹¹²。国民議会、上院、州議会、州参事および裁判官の選挙については、州から発送される。市町村議会、市町村参事、首長、助役の選挙では、各市町村から発送される。

1995年から郵送投票が導入され、有権者は投票用紙を受け取り次第、郵送投票で権利を行

¹⁰⁴ ジュネーブ州政治的権利行使に関する法律第99条

¹⁰⁵ ジュネーブ州政治的権利行使に関する法律第100条

¹⁰⁶ ジュネーブ州政治的権利行使に関する法律第149条

¹⁰⁷ ジュネーブ州政治的権利行使に関する法律第158条

¹⁰⁸ ジュネーブ州政治的権利行使に関する法律第158条：基数の原語は *nombre électoral*。

¹⁰⁹ ジュネーブ州政治的権利行使に関する法律第160条

¹¹⁰ ジュネーブ州政治的権利行使に関する法律第161条

¹¹¹ ジュネーブ州政治的権利行使に関する法律第163条

¹¹² ジュネーブ州政治的権利行使に関する法律第54条

使できる。選挙日の前日(日曜日であれば土曜日)の正午までに投票選挙部へ到着するよう投函するか、もしくは、選挙日に投票所へ有権者本人が持参することとされ、また事前投票(*scrutin anticipé*)は、月曜日から金曜日の9時から12時まで、選挙日の3週間前から受け付けられる¹¹³。これら郵送投票と事前投票は官房長の職務である¹¹⁴。

電子投票については、国レベルではまだ試験段階であり正式に導入していないが、ジュネーブ州では、2003年1月から正式に導入され(2001-2002 試験導入)、州が実施する投票(*votation*)に利用されている。州内45自治体のうち8自治体(アニエール、ヴァンドーブル、コロニー、コロニュー・ベルリヴ、ヴェルソワ、オネ、カルージュ、メイラン)で実用化され、州内有権者約21万人のうち4万1千人が利用できる計算になる。2004年11月28日に実施された投票(*votation*)では、州の平均投票率41.1%に対し、これらの自治体ではそれを2.8%上回る結果が出た。投票所、郵送、電子の三つの手段を有することで、広く有権者の意見を汲み上げ、民主主義をより強固なものにすると期待されている。

(5)候補者名簿の提出

候補者を擁立しようとする政党、団体、市民グループは、州議会議員選挙においては最終投票日の7週間前、その他の選挙では27日前の月曜日午前中までに候補者名簿を投票選挙部へ提出しなければならない。

図表3-17 ジュネーブ州の候補者推薦基準¹¹⁵

区 分		必要署名数
州選挙(議会議員、参事)		有権者 50 名
市町村選挙		
	人口 800 人以下	有権者 10 名
	人口 801 人から 3,000 人まで	有権者 15 名
	人口 3,001 人以上	有権者 25 名
	ジュネーブ市	有権者 50 名

(6)選挙費用の州負担

政党、団体、市民グループに対し選挙の種別に応じて州政府が費用を負担する¹¹⁶。ただし国民議会議員選挙は対象外となる。費用の支払いを受けるためには、①比例選挙にあつては、投票数の少なくとも5%を獲得した名簿、②多数選挙にあつては、有効投票数の少なくとも20%を獲得した候補者に支払われる¹¹⁷。

¹¹³ ジュネーブ州政治的権利行使に関する施行規則第7条

¹¹⁴ ジュネーブ州政治的権利行使に関する法律第36条

¹¹⁵ ジュネーブ州政治的権利行使に関する法律第25条

¹¹⁶ ジュネーブ州政治的権利行使に関する施行規則第32条

¹¹⁷ ジュネーブ州政治的権利行使に関する法律第82条

図表 3－18 ジュネーブ州の選挙別費用負担

選挙の種別	金 額
連邦レベル	10,000 フラン
州レベル	10,000 フラン
ジュネーブ市	6,000 フラン
有権者 5,000 人以上の自治体	800 フラン
有権者 1,001 人から 5,000 人までの自治体	600 フラン
有権者 501 人から 1,000 人までの自治体	400 フラン
有権者 500 人以下の自治体	300 フラン

(7) 選挙管理委員会

秋季の会期において市町村議会は、市参事会、市長、助役の提案のもと、様々な政治的傾向を考慮し有権者の中から翌年の各選挙区の選挙管理委員長、副委員長およびその代理者を指名し¹¹⁸、州官房長が委員長および副委員長を任命する。

市町村の選挙管理委員長は、州官房長によって定められた人員数に従って、監視員への応募者名簿の中から各投票所の選挙監視員を指名する。各有権者は、投票開始前に自己の選挙区の監視員へボランティアとして応募することができる。ボランティア監視員数は、正式に任命された監視員の半数を超えることはできない。また、立候補者は、これらの職につくことは禁じられる。

選挙管理委員会は、①投票および選挙の投票用紙がすべての投票所で利用できるよう監視する、②投票所の取締りを行う、③有権者の異議申し立てを受理すること、票の有効性を決定すること、④開票を取り仕切り、開票結果を作成すること、を任務とする。委員会での審議の議決は多数決で決定され、同数の場合は委員長が裁決をくだす¹¹⁹。

2. 投票(Votation)

連邦レベルの投票は、四半期ごとに年間 4 回実施されるが、対象となる案件がない場合は実施されない。1911 年から 2003 年までの平均投票率は 50.26%で、1933 年の連邦公務員の給与と処遇の一時的低下に関する連邦法は 80.5%、1934 年の社会秩序維持に関する連邦法は 79%と高い投票率となっているが、1950 年以降の平均投票率は 43.7%でそれ以前に比べて低下傾向にある。

また、2000 年以降に実施された投票の平均投票率は 45.9%であるが、2002 年 3 月 3 日に行われた国際連合加盟イニシアティブの 58.4%から、2003 年 2 月 9 日の国民権利の連邦法改正案 28.7%まで投票率は案件によって大きな開きがある。

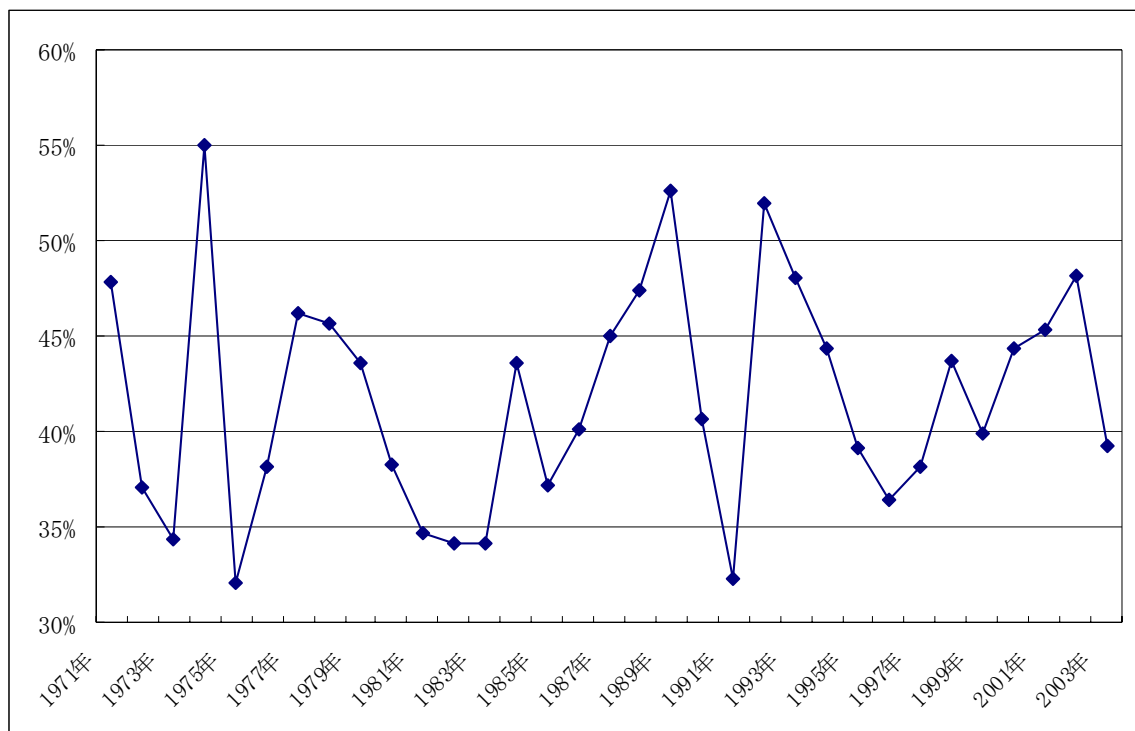
¹¹⁸ ジュネーブ州政治的権利行使に関する法律第 32 条

¹¹⁹ ジュネーブ州政治的権利行使に関する法律第 41 条

図表 3-19 連邦レベルの投票日程

年	第 1	第 2	第 3	第 4	年	第 1	第 2	第 3	第 4
2005	2/7	6/5	9/25	11/27	2013	3/3	9/9	9/22	11/24
2006	2/12	5/21	9/24	11/26	2014	2/9	5/18	9/28	11/30
2007	3/11	6/17	10/21	11/25	2015	3/8	6/14	10/18	11/29
2008	2/24	6/1	9/28	11/30	2016	2/28	6/5	9/25	11/27
2009	2/8	5/17	9/27	11/29	2017	2/12	5/21	9/24	11/26
2010	3/7	6/13	9/26	11/28	2018	3/4	6/10	9/23	11/25
2011	2/13	5/15	10/23	11/27	2019	2/10	5/19	10/20	11/24
2012	3/11	6/17	9/23	11/25	2020	2/9	5/17	9/27	11/29

図表 3-20 連邦レベルの投票における年ごとの平均投票率(1971-2003)



Annuaire statistique de la Suisse 2005 から作成

近年では、シェンゲン条約およびダブリン条約への加盟と同性愛者の結婚(2005 年 6 月 5 日)や財政改革(2004 年 11 月 28 日)で賛成が過半数を得たものの、外国人の帰化(2004 年 9 月 26 日)、傷病・遺族保険法の改正(2004 年 5 月 16 日)、車のない日曜日(2003 年 5 月 18 日)などでは反対が過半数を占めた。

(1)レファレンダム(référendum)

ア 連邦レベル

レファレンダムとは国民・住民投票を指す。義務的レファレンダムと任意的レファレンダムに分けられ、前者は憲法改正、集団安全保障機構または超国家的共同体への加盟、憲法に基づかない期間 1 年以上の緊急的な連邦法が、後者は期間 1 年以上の緊急的な連

邦法、憲法または連邦法で定められている法令、国際機関への加盟条約、期限の定めがなく破棄通告のできない国際条約が対象となる。

義務的レファレンダムは、国民と州投票に付す場合がある。任意的レファレンダムは、100 日以内に集められた有権者 5 万人の署名または 8 つの州の要求に基づいて実施される¹²⁰。また、連邦議会は上記以外の国際条約についても任意的レファレンダムに付すことができる。

レファレンダムの案件は賛成過半数をもって採択される。国民と州に付された案件は、その両者の賛成過半数をもって採択される。各州におけるレファレンダムの結果が当該州の意見とみなされる。オブヴァルデン、ニトヴァルデン、バーゼル都市部、バーゼル農村部、外アッペンツェルおよび内アッペンツェルの各半州は 1 票、それ以外の州は 2 票として計算される¹²¹。

イ 州レベル(ジュネーブ州)

有権者 7,000 人の署名をもってレファレンダムを請求することができる¹²²。州議会で承認された法律は公告後 40 日以内に少なくとも有権者 7,000 人の署名をもってレファレンダムに付すことができる¹²³。また、新たな税目の創設、税率や課税客体の変更は、必ず有権者の承認を得なければならない¹²⁴。そのほか、同一の事業に対し一回の支出が 12 万 5 千フランまたは年間支出が 6 万フランを超える場合、任意的レファレンダムに付さなければならない¹²⁵。しかし、決算に関する法律は対象とならない¹²⁶。

連邦レベルの投票(votation)では、投票日の 4 週間から 3 週間前に投票用紙と説明書が有権者へ送付される。州、市町村レベルの場合は、投票日の 15 日から 10 日前であるが、連邦レベルの投票と同日に行われる場合は、その期限に合わせて送付される¹²⁷。州レベルの投票は連邦レベルの投票と同日に実施される¹²⁸。

ウ 市町村レベル(ジュネーブ州内)

記録をたどるとジュネーブ州内市町村のレファレンダムは 1895 年 1 月 12 日から存在する。市町村議会の議決に対するレファレンダムの行使は、市町村の有権者数に応じて署名数および請求期間が定められている¹²⁹。決算に対してレファレンダムの権利は行使できず¹³⁰、また緊急条項に基づく市町村議会による議決、市町村議会によって否決された議案も

¹²⁰ 連邦憲法第 141 条

¹²¹ 連邦憲法第 142 条

¹²² ジュネーブ州憲法第 58 条

¹²³ ジュネーブ州憲法第 53 条

¹²⁴ ジュネーブ州憲法第 53A 条には l'approbation du Conseil général(corps électoral)とある。

¹²⁵ ジュネーブ州憲法第 56 条

¹²⁶ ジュネーブ州憲法第 54 条

¹²⁷ ジュネーブ州政治的権利行使に関する法律第 52 条、第 53 条

¹²⁸ ジュネーブ州政治的権利行使に関する法律第 19 条

¹²⁹ ジュネーブ州憲法第 59 条

¹³⁰ ジュネーブ州憲法第 60 条

対象とならない。

図表 3-21 ジュネーブ州のレファレンダム請求の必要署名数

市町村の有権者数	必要署名数
500 人以下	有権者の 30%
501 人から 5,000 人	有権者の 20%かつ 150 人以上
5,001 人から 30,000 人(ジュネーブ市を除く)	有権者の 10%かつ 1,000 人以上
ジュネーブ市	有権者 4,000 人

図表 3-22 ジュネーブ州のレファレンダム請求期限

市町村の有権者数	請求期限
1,000 人以下	公告後 21 日以内
1,001 人以上(ジュネーブ市を除く)	公告後 30 日以内
ジュネーブ市	公告後 40 日以内

(2)イニシアティブ(initiative)

ア 連邦レベル

イニシアティブとは国民・住民発議のことである。18 ヶ月以内に集められた有権者 10 万人の署名をもって、連邦憲法の一部または全部の改正を提案することができる¹³¹。全部改正の場合は、レファレンダムに付さねばならない。

イ 州レベル(ジュネーブ州)

有権者 1 万人の署名をもって、州議会に対し州憲法および州法の一部または全部改正の提案をすることができる¹³²。

イニシアティブが提起された場合、州議会は、①無効決定を 9 ヶ月以内、②審議開始決定を 18 ヶ月以内、③承認または対案提出の決定を 30 ヶ月以内にくだす。

州議会で否決されたイニシアティブは、取下げない限りレファレンダムの対象となる。また、州議会の対案も同様にレファレンダムの対象となる。当初案または対案のどちらかが決定された際には、12 ヶ月以内に採択に向けた審議が州議会で行われる。

ウ 市町村レベル(ジュネーブ州)

市町村の有権者数に応じて必要署名数が異なる¹³³。また市町村権限の管轄外の事項に関する発議を回避するため、限定された項目についてのみイニシアティブを行使できる。例えば、市町村建物の建設・解体・取得、市町村道の供用開始・廃止、公法・私法に基づく市町村の利益を目的とする基金の設立、社会・文化・スポーツ活動の施設整備などが挙げられる。

¹³¹ 連邦憲法第 138 条

¹³² ジュネーブ州憲法第 64 条

¹³³ ジュネーブ州憲法第 68B 条

図表 3-23 ジュネーブ州のイニシアティブ提起の必要署名数

市町村の有権者数	必要署名数
500 人以下	有権者の 30%
501 人から 5,000 人	有権者の 20%かつ 150 人以上
5,001 人から 30,000 人	有権者の 10%かつ 1,000 人以上
30,001 人以上(ジュネーブ市を除く)	有権者の 3,000 人
ジュネーブ市	有権者の 4,000 人

イニシアティブが提起された場合、市町村議会は、①無効決定を 9 ヶ月以内、②審議開始決定を 18 ヶ月以内、③承認または対案提出の決定を 24 ヶ月以内にくだす。

市町村議会で否決されたイニシアティブは、取下げない限りレファレンダムの対象となる。また、市町村議会の対案も同様にレファレンダムの対象となる。当初案または対案のどちらかが決定された際には、12 ヶ月以内に採択に向けた審議が市町村議会で行われる。

第 4 節 地方公務員制度(ジュネーブ州を例に)

1. ジュネーブ州

日本のような統一的、画一化された公務員採用試験は実施されず、役職に空席があればその都度試験を実施しており、その意味では通年採用試験を実施しているといえる。原則としてジュネーブ州の住民であることが応募の前提となる。州政府に勤務する者(*fonctionnaire* と *employé*)の任命権者は州政府である¹³⁴。2004 年の正規職員数は 8,955 名(病院職、教員職などを含めると全体で 15,456 名)で、平均年齢は 42.99 歳、また平均勤続年数は 12.81 年である。同年、889 名が退職し、871 名を採用した。

週労働時間は 40 時間、四半期で 520 時間と定められている¹³⁵。職員に採用されると、まず 3 年間の試用期間が設けられ、この間は *Employé* と呼ばれる。試用期間終了後、*Fonctionnaire*(公務員)の地位を得る。定年は 65 歳である。州に勤務する者は守秘義務を遵守しなければならない。職員の懲戒には、①警告(*avertissement*)、②戒告(*blâme*)、③昇格停止、④降格、⑤最大 3 年間の試用身分への降格、⑥免職の 6 種がある¹³⁶。①と②は所属長により、③と④は局の長または官房長により、⑤と⑥は州政府によって発せられる。

フルタイム勤務の職員は、州政府の承認なくして如何なる兼業も禁止されるが、パートタイム勤務の職員は、職務遂行に不利益となるものを除き兼職することができる。

日本でも専門職などで期限付き任用が導入され、公務員という定義が多様化しているが、ジュネーブ州の職員はその雇用形態に応じて以下の 5 種に分類される。①*Fonctionnaire* 3 年間の試用期間が終了した正規職員、②*Employé* 採用試験に合格し、試用期間中の職員、③*Auxiliaire* 臨時職員、雇用は最長 3 年間と限られる、④*Agent spécialisé* 情報技術や建築設計などの特定分野の専門知識を持つ有期限で雇用される者で、雇用期間は最長 8 年間に限られる、⑤*Personnel en formation* 6 ヶ月から最長 2 年の有期限で雇用される実地研修生。

¹³⁴ ジュネーブ州憲法第 120 条

¹³⁵ ジュネーブ州行政および病院職員に関する一般人事法規則第 7 条

¹³⁶ ジュネーブ州行政および病院職員に関する一般人事法第 11 条

昇給には級の昇給と号の昇給の２種類がある。ジュネーブ州政府では給与は１級から３３級まであり、各級は１号から１５号に分類される。昇給は自動的に行われるが、一つの職位にある間の昇給は上位２級までである。自動的に上位の級へ昇給したとしても、それは昇格を意味するものではない。役職に空席があり、試験を経てその地位を得ない限り、職位が上がることはない。

労働者の権利として、団結権、ストライキ権など民間企業と同等の権利が認められている。現業職員ほど労働組合の加入率が高い傾向がある。数十年前はストライキ権行使が見られたが、今ではほとんどない。

人事規則の的確な運用を担保するため労使の代表者で構成される同数委員会(Commission paritaire)が設けられている。この委員会は、州政府代表９名、職員代表９名の合計１８名で構成され、３ヶ月に１度職務時間中に開催される¹³⁷。

また、職員の研修機関として IDHEAP(Institut de Hautes Etudes en Administration Publique :行政高等学院)がある。大学と同等の教育機関であり、一般学生の授業のみならず、公務員を対象としたセミナーや講座を開設している。

図表３－２４ ジュネーブ州の勤務割合ごとの男女別職員数(2004年：カッコ内は％比率)

勤務割合	女性	男性	合計
100%	1,853(20.69)	4,316(48.20)	6,169(68.89)
90－99%	307 (3.43)	210 (2.35)	517 (5.77)
80－89%	486 (5.43)	106 (1.18)	592 (6.61)
70－79%	363 (4.05)	55 (0.61)	418 (4.67)
60－69%	276 (3.08)	23 (0.26)	299 (3.34)
50－59%	708 (7.91)	107 (1.19)	815 (9.10)
50%未満	115 (1.28)	30 (0.34)	145 (1.62)
合計	4,108(45.87)	4,847(54.13)	8,955(100.0)

ジュネーブ州 HP から作成

２．ジュネーブ市

ジュネーブ州同様に役職に空きがあれば、その都度、公務員採用試験を実施している。以前は、隣接のヴォー州やフランス国在住者を採用していたが、現在は、ジュネーブ州住民であることを応募の前提としている。応募要件に制約を設けることは憲法上の問題があり慎重に対処する必要があるとのことである。また、数年前まで、国籍条項が存在したが、現在は撤廃されている。

職員に採用されると、まず３年間の試用期間が設けられ¹³⁸、この間は **Employé** と呼ばれる。試用期間中は、６ヶ月、１２ヶ月、２４ヶ月ごとに上司の評価が下される¹³⁹。試用期間終了後、**Fonctionnaire**(公務員)として正式に採用される。定年は６５歳である。

¹³⁷ ジュネーブ州行政および病院職員に関する一般人事法規則第 90 条

¹³⁸ ジュネーブ市行政職員の身分規則第 7 条

¹³⁹ ジュネーブ市行政職員の身分規則第 8 条

週労働時間は 39 時間、年間 2,036 時間とされ¹⁴⁰、就労日は原則として月曜日から金曜日の 5 日間とされている。パートタイム労働、つまり規定時間の一部、例えば規定時間の 8 割を勤務する職員であっても正式な公務員とみなされる。ただし、給与は勤務時間に応じて減額される。

昇給には級の昇給と号の昇給の 2 種類がある。ジュネーブ市の場合、1 級から 25 級まであり、各級は Minimum から Maximum までの 9 段階と最上位の Super Maximum を含め 10 段階に区分される。昇給は自動的に行われるが、一つの職位の昇給は上位 2 級までである。自動的に上位の級へ昇給したとしても、それは昇格を意味するものではない。役職に空席があり、試験を経てその地位を得ない限り、職位が上がることはない。

職員の処罰は、①所属長、②局の担当参事、③参事会が発するものに分類される。②では、戒告や 2 日間の謹慎、③では、昇給停止、1 ヶ月間の謹慎、降格、罷免などがある¹⁴¹。

57 歳以上の希望する職員は 1 週間のうち半日を、60 歳以上の者は 1 週間のうち 1 日を勤務日としないことができる。ただし、それによって半日の場合は 5 %、1 日では 10 %の減給となる¹⁴²。また、62 歳以上の職員は勤務時間の一部を非就労時間とするよう定めている。ただし、教育職や大学の研究職に就く者に対して市当局は例外的に 65 歳まで延長を認めることができる。

¹⁴⁰ ジュネーブ市行政職員の身分規則第 30 条

¹⁴¹ ジュネーブ市行政職員の身分規則第 34 条

¹⁴² ジュネーブ市行政職員の身分規則第 79 条

第4章 州および市町村の行政分野

第1節 教育

1. 教育制度の概要

義務・中等教育は州の、高等教育は州と連邦の管轄となる。全国的に統一された教育制度はなく、州は教育の主権を有しているため、それぞれ独立した27の制度が存在する。同じ言語圏内でも教育制度の違いが見られる。

そこで各州の教育制度のばらつきを調整する州間協定が1971年に締結された。義務教育は小中学校の期間で、年間最低38週間の9年間とする¹⁴³。6年制小学校を採用する州が20州、4年または5年制が6州であるように、小中学校の分け方は、州ごとに異なる。小学校への入学は、6月30日以降に6歳に達する者とされる。ただ、各州は、この基準日を前後4ヶ月ずらすことができる。学校年度は、8月中旬から10月中旬の間に始めることとされる。就学前教育から義務・中等教育、高等教育の授業料は無料とされ、教育の機会が保障されている。義務教育課程の小学校と中学校(前期中等教育)は国民学校と総称され、州が運営責任を負っている。この中学校の段階で進路指導が行われ、生徒の能力や適性、希望などに合わせその後の進路選択をする。

各州の教育に対する主権を擁護し、各州に勧告を行う機関としてスイス州教育長会議(Conférence suisse des directeurs cantonaux de l'instruction publique)があり、この会議は、1994年に大学入学資格の相互承認や大学入学資格試験までの統一的な基準作りの大綱を策定している。

2. ジュネーブ州の例

各市町村は、原則として幼稚園と小学校をそれぞれ1つ設置しなければならないが、十分な生徒が見込めないとき、州は複数の市町村で共同設置することを認めている¹⁴⁴。市町村は、敷地や建築計画などについて州の承認を得たあと、校舎、校庭、体育館を建設し、必要な事務用品を揃えなければならない。用地取得や建設費に対し州から補助金が支給されるが、校舎の維持管理費は市町村の負担となる。市町村は、義務教育の法令を遵守し、施設を最善の状態に保ち、衛生状態、生徒の倫理を監視しなければならない。また、これらに違反があった場合は、州へ報告する義務がある。

教員への応募条件として、ジュネーブ州内に住所を有することとされ、州政府が任命権を持つ。義務教育段階の教員の定年は62歳、それ以外は65歳とされる。ジュネーブ市、カルージュ市を除き、義務教育段階の教員は勤務する学校の所在する市町村に住むこととされている¹⁴⁵。

就学年齢に応じて差があるものの義務教育期間は、民間非営利団体や自治体広域連合が主体となって課外指導として始業前、昼食時、放課後に、給食や指導員派遣などのサービスを提供している。指導員は、遊戯や相談を通して子供たちの社会性、自律

¹⁴³ 教育制度の調整に関する州間協定第2条

¹⁴⁴ ジュネーブ州公共教育に関する法律第34条

¹⁴⁵ ジュネーブ州公共教育に関する法律第141条

性を育てていく。

義務教育期間の最後の３年間、つまり中学校の期間(前期中等教育 *secondaire I* に相当)に *Cycle d'orientation* と呼ばれる進路指導が行われる。ジュネーブ州内の全中学校 19 校で各生徒の学習の到達度に応じ、毎年クラス分けがなされ、義務教育後の進路を決めていく。

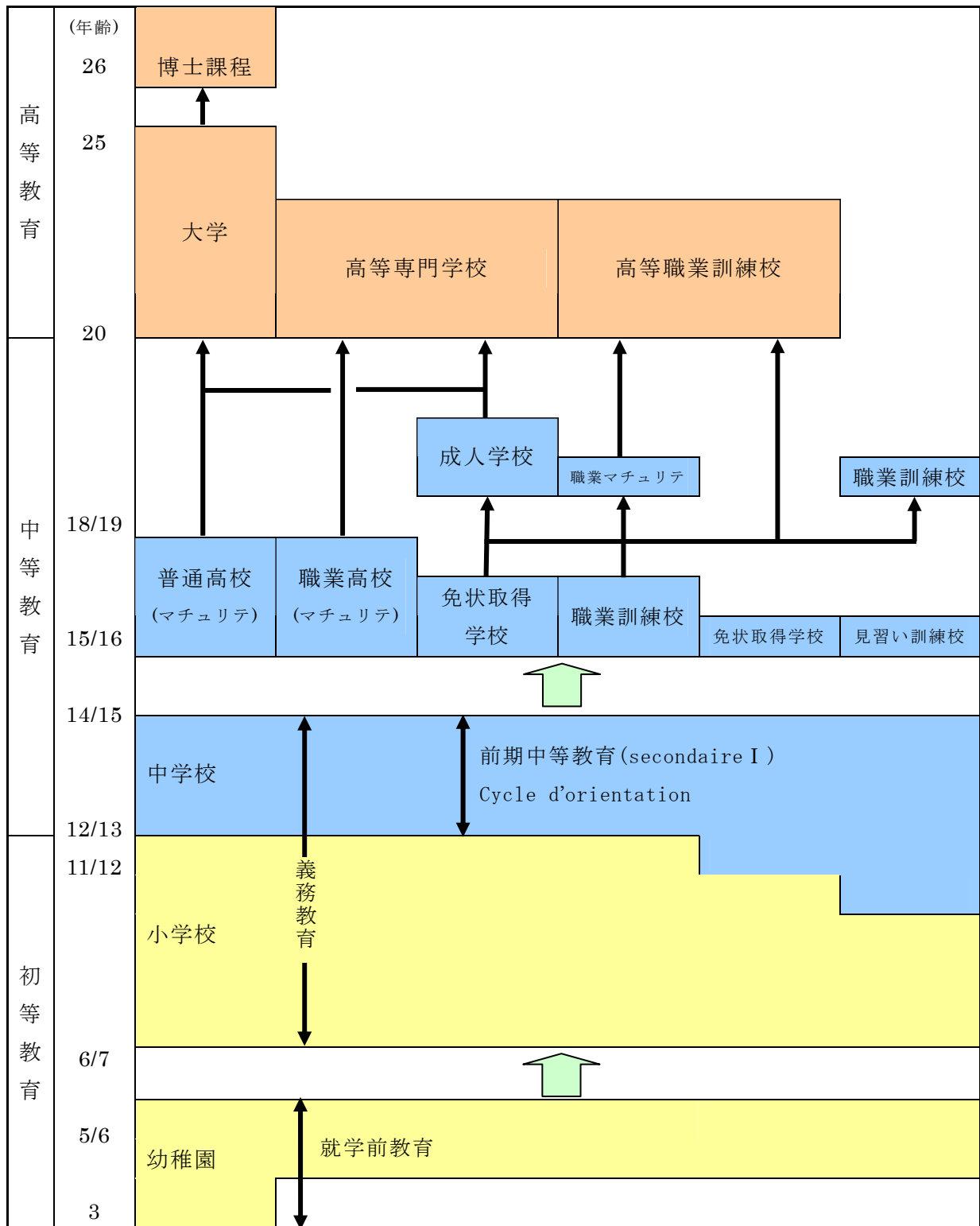
スイスの教育制度は職業との関連が強く、義務教育修了者の大半は何らかの実業学校へ進み、普通高校へ進学するのは約３割である。普通高校進学者のうち約 7 割が進学すると言われる。大学進学には、ギムナジウム (*Gymnasium*) と呼ばれる普通高校で卒業試験を受けて合格し、大学入学資格(マトゥーラ *Matura*、マチュリテ *Maturité*)を得る。一般的にこのギムナジウムの課程を修了するのは 19 歳である。

図表 4－1 スイスの教育段階別就学者数

教育段階	種別	人数(人)
就学前教育	保育園	153,780
義務教育		813,448
	小学校	465,777
	中学校(前期中等教育 <i>secondaire I</i>)	297,240
	特殊学校	50,431
後期中等教育(<i>secondaire II</i>)		310,642
	見習い訓練校	991
	基礎職業訓練校	4,859
	職業訓練校	212,996
	職業高校(マチュリテ)	4,321
	免状取得学校	12,003
	その他職業校	9,975
	普通高校(マチュリテ)	63,379
	教育職業校	2,118
高等教育		196,482
	高等職業訓練校	43,525
	高等専門学校	43,624
	大学	109,333

Statistique des élèves et des étudiants 2003-2004

図表４－２ スイスの教育制度



Annuaire statistique de la Suisse 2005 から作成

第２節 社会保障

１．社会保障制度の概要

スイスの社会保障制度は、３つの要素からなる。第１は基礎的な生活を保障する全

国民対象の公的年金制度である老齢・遺族保険、第2は日常の生活を保障する企業積立金、そして個人の年金保険や貯蓄でより豊かな生活を享受するものが第3の要素である。

2002年のスイス社会保障会計は、歳入が1,157億フラン、歳出が1,085億フランであった。前年と比較し107億フランの歳入減、21億フランの歳出増であった。1987年の統計開始以来、歳入が純減となったのは初めてである。

歳入が減少した要因として、金利低下に伴い運用益が前年比18.4%減少したことが挙げられる。また、歳出が増加した要因として、経済停滞によって失業が増加し、前年23億フランであった失業手当が2002年に37億フランに増加したこと、および管理経費の上昇が挙げられる。歳出額の17%を政府支出金が占める。2000年に5,303億フランあった社会保障積立金は、2002年に4,835億フランになり、減少傾向にある。

2. 主な保険

(1) 養老・遺族保険(AVS: assurance vieillesse et survivants)

日本の公的年金に相当する。スイス国内に住所を有する者、または勤務する者に参加が義務付けられている。保険料は給与額に応じ、労使折半で納入する。最低保険料が決められており、子どもを除いて成人はすべて保険料を納入する。保険料算定限度額はなく、稼得者はその所得に応じて保険料を負担する。労働者と使用者は所得の4.2%、自営業者は所得に応じ4.2%から7.8%である。この制度の特徴は均一給付を原則としている点である。2003年の養老・遺族保険の受給者は171万6千人である。

(2) 傷病保険(AI: assurance invalidité)

事故・病気による、または先天的な病気によって被る給与収入減少を補填する保険。養老・遺族保険と同時に保険料を納入する。労使折半負担で保険料率は、労使ともに給与額の0.7%、自営業者は所得に応じて0.754%から1.4%である。所得のないものも、最低保険料を納入する。

(3) 補足手当(PC: prestations complémentaires)

養老・遺族保険、傷病保険の受給者のうち、これらの保険だけでは十分な生活ができない受給者へ支給される。補足手当の支給者は各州政府であるが、これらの資金は全額国からの補助金で賄われる。

(4) 健康保険(AMal: assurance maladie)

事故、疾病、出産を保険する。保険料は、労使折半で納入する。

(5) 事故保険(AA: assurance accidents)

国内の全被雇用者に参加義務があり、業務上および非業務上の事故に対して保障する。保険料は職種によって異なり、業務上の事故の場合は雇用者が負担し、非業務上

の事故の場合は個人負担となる。

(6)軍保険(AM:assurance militaire)

従軍中の事故、疾病に対して保障する。保険料徴収はなされず、政府が全額を負担する。

(7)収入損失保険(APG:assurance perte de gain)

従軍中の収入機会損失を補う保険。2005 年 7 月から出産の場合も支給対象となる。養老・遺族保険、傷病保険の保険料納入者に当該保険料の納入義務がある。保険料率は労使ともに 0.15%で、労使が折半で負担する。

(8)失業保険(AC:assurance chômage)

一定の保険料納入期間を有する者、または法定の免除理由に該当する者が受給資格を有する。保険料は、労使折半で負担する。保険料率は、労使ともに 1%である。

(9)職場積立金(PP:prévoyance professionnelle)

老齢・遺族保険の付加給付をする保険。これは強制的な企業年金制度で、労働者と使用者が保険料を負担する。労働者は報酬比例で年金金庫に保険料を拠出し、企業側はそれより少ない程度で資金拠出をする。拠出金は資産運用され、その利子とともに年金基金を構成し、そこから該当者に年金が支給される。支給額は資本補償方式により、政府によって定められた利子率が算定基礎となる。

(10)家族手当(AF:allocations familiales)

農家または農業法人に勤務するものには連邦法に基づいて、それ以外のものには州法に基づいて支給される。保険料率は 0.1%から 5%と州ごとに異なり、雇用者が納入義務を負う。農業従事者への家族手当の費用は、雇用者の保険料と国の予算で賄われ、雇用者の保険料率は支給給与額の 2%である。

第 3 節 環境

1. アジェンダ 21 への取り組み

地球環境を保全しつつ社会経済の持続的な発展を図る「持続可能な発展(développement durable)」の考え方にに基づき、1992 年に「リオ宣言」が取りまとめられ、この宣言を実施し 21 世紀に向けての行動計画であるアジェンダ 21 に沿って環境政策が進められている。2005 年 4 月現在、州レベルでは 14、市町村レベルでは 136 自治体が、持続的発展への取り組みを行っている。

この宣言を受けて、1999 年 4 月に、持続的な発展にかかわる文言が連邦憲法に追加された。連邦および州は、自然の持続的な均衡、特にその再生能力と人間による利用

の両立を確立するよう努め¹⁴⁶、連邦は環境保全の法を制定し、州は法律がそれを連邦自身に留保していない限りこれらの連邦規則を実施することとしている。

2002年に持続的発展に向けた方針が閣議決定され、連邦国土開発庁がその中心的役割を担っている。自然および景観保護に関する連邦法は、第1章では自然保護・景観保護・歴史的建造物保全の連邦の任務について、第2章は、自然保護・景観保護・歴史的建造物保全に対する連邦の支援策、第3章は国内の動植物相の保護、第4章は罰則、第5章は組織と広報、第6章はまとめとなっている。

この法は、連邦政府および州政府が特長的な景観や動植物の生息地、名所旧跡を保護保全し、それにかかる費用を負担するとともに、環境保全の啓発に努めるよう定めている。

また、連邦政府は保護のため収容した土地・建物の管理を州、自治体、または環境保護団体へ委託することができ、州から補助金を受けている景観保護・建造物保全事業の費用に対し35%まで補助することとしている¹⁴⁷。非営利の環境保護団体もこの補助金を受け取ることができる。

罰則については、故意または許可なく保護地、保全建造物を著しく損壊した場合は、禁固1年もしくは罰金10万フランに処し、軽微な場合は、逮捕もしくは4万フランの罰金を課すことを定めている¹⁴⁸。

2. ジュネーブ州での取り組み

州政府は住民の経済的な要求と自然環境の均衡を保つとともに、豊かな自然とより高い生活の質を保証すよう注意を払わなければならない¹⁴⁹。環境管理手法の定着、到達指標の導入、啓発、発展と環境負荷低減の両立など持続的発展に向けた実践行動目標を定める法が2001年5月に1年間のみの特設立法として制定された。しかし、この法は翌年に2006年まで延長されている。

また、市町村は、持続的発展に関連する直接的な権限を有していないものの、例えば、教育分野では建物の維持管理や環境を題材としたコンクール・展示会の実施、パンフレットの作成など、また、環境に配慮した効率的な行政運営を通して、持続的発展の啓発や実行に間接的に寄与することが望まれている。ジュネーブ州内では、ジュネーブ市やランシー市など6市町村がアジェンダ21に取り組んでいる。

第4節 警察

スイスの警察制度は、連邦・州・市町村の3層制となっており、各州が警察と司法の主権を持つため、警察の組織形態は州ごとに異なる。採用、教育研修、装備、制服や火器購入などは州の管轄となる。

広範囲にわたる犯罪が増加し、分権の不都合を解消するために多くの分野で手段の

¹⁴⁶ 連邦憲法第73条

¹⁴⁷ 自然および景観保護に関する連邦法第13条

¹⁴⁸ 自然および景観保護に関する連邦法第24条

¹⁴⁹ ジュネーブ州憲法第160条

統一化と協力体制の強化を図っている。連邦、州、市町村間の連携を進めるためにスイス州警察長会議(Conférence des commandants des polices cantonales de Suisse)とスイス都市警察長会議(Conférence des directrices et directeurs de police des villes suisses)が設けられ、これらの会議は警察業務の基礎的な問題解決を議論する。また、州司法警察局長会議(Conférence des directrices et directeurs des départements cantonaux de justice et police)は法制定に関する議論を担う。

1. 連邦レベル

連邦政府は、国内の安全と治安維持の全般的な任務を担っている。司法警察省の警察局は、州政府や外国政府と協力しながら、情報収集、調整、分析の中心的な役割を担い、また分析・予防部および安全部は予防計画の策定など予防的任務を担う。

連邦司法警察は、刑法の起訴を担う。麻薬の密売、人権・移民問題、電子犯罪や偽造通貨など広範囲にわたる捜査の調整や指揮を行う。近年では、連邦検事総長の指揮のもと、連邦司法警察は組織犯罪、資金洗浄、汚職などの大犯罪に関する捜査をも行う。

2. 州レベル

州政府は州内の安全と社会秩序の維持の任務を担い、州法によって警察任務を規定する。州警察は、安全と社会秩序の維持、司法警察、重大な事故や事件の場合には救援の調整を担う。州議会は、州警察にかかわる基礎的な法規と財政上の限度を定める。

ドイツ語圏の州では基本的に警察の任務を司法、公安、交通の3つの分野に分けている。フランス語圏の州では司法と公安の2つの分野からなるが、司法の分野に交通が包含される。イタリア語圏のティチーノ州は、地理上の分類を考慮して区別する方法を採用している。

州間の連携を円滑にするために、協約を締結し州間協力が行われている。チューリヒ州、ティチーノ州を除き、各州警察は警察に関する協力を規定した中部、東部、北西部、フランス語圏の4協約のうちいずれか1つに加入している。協力の範囲は、協約によって異なるが、東部では物資購入や報道との関係まで規定し、フランス語圏の協約加盟州は、統一した警察官の制服を採用している。

3. 市町村レベル

ある州では市町村警察をまったく持たない、またある州の市町村警察はわずかな権限しか持たないなど、州ごとにその態様は異なる。市町村警察を持たない州では、州警察が市町村の治安維持の任務を担う。近年、全部または部分的に市町村警察を州警察に統合する傾向が見られる。

ヴォー州、フリブール州、ヴァレー州、ティチーノ州、グラウビュンデン州のように管轄地域が異なる地域に散らばる州や、ローザンヌ市、ベルン市、チューリヒ市のように以前から続く自治の伝統にそって警察権力をもつ市町村を有する州に市町村警

察が設立されており、安全と社会秩序の維持に市町村警察は重要な役割を担っている。ローザンヌ市、ベルン市、チューリヒ市の警察は、安全と社会秩序の維持のほかに、司法警察の任務も担う。

4. その他の警察

国境警備隊、鉄道会社や民間の警備会社も警察任務の一部を担う。国内の治安が著しく悪化した場合や首脳会議のような特別な状況のもとでは、これらの組織は治安維持を補足する役割を担う。国境警備隊の任務の7割は交通や公安の任務が占める。連邦政府は鉄道会社に治安維持の必要な権限を与え、鉄道警察を組織することを認めている¹⁵⁰。その際、鉄道会社は鉄道警察の任務を負う者を連邦と州に届け出なければならず、この者は州警察官とみなされ、州警察官として宣誓しなければならない。

第5節 土地利用および整備

各州は、連邦と協力して土地整備やその利用に関する計画を策定する。連邦は基本的な方針や原則を定め、各州はこれに適合するように計画を策定する。

1. 方針

その地域の土地の形態や空気、水、森、景観など生活の自然的な基礎を保存しながら、住居や経済活動に調和した空間を作り維持する。また、経済的、社会的、文化的な生活を促進し、都市化と経済の適切な地方分散を進める。さらに国内にある農地等の食料供給源を確保することで、国防の一翼を担う¹⁵¹。

2. 原則

(1)景観保護

生産性のある農業を保護し、景観に調和するよう建築を監視する。また、ありのままに湖沼・河川を保つとともに、余暇活動の場と自然を保存し、様々な機能をもつ森林を維持する。

(2)住居および経済活動のための地域整備

住宅街と商業街を適切に配置し、十分な交通網を整備する。また大気汚染、騒音、振動などの公害から居住空間を保護する。さらに歩行者用および自転車用の道路を設置・維持するとともに、宅地内に緑地帯を整備する。

(3)公共施設の建設

その地域独特の必要性また地域間の均衡を考慮する。また学校、余暇施設、役所などの公的建物への利用機会を促進するとともに、施設建設による負の影響を最小限に

¹⁵⁰ 鉄道警察に関する連邦法第12条

¹⁵¹ 地域整備に関する連邦法第1条

留める。

3. 土地整備基本計画

(1) 策定方法

各州は土地整備基本計画を策定する。この計画で開発地区を農業用地、景勝地、公害や自然災害による重大な危険箇所に指定し、また都市化、運輸通信・公共施設などの設置と開発を定める。

この基本計画には連邦政府の概念や部分計画、隣接する州の基本計画、地方全体の計画を考慮に入れる。策定に当たって権限が重複するときは、隣接州や連邦当局と協議する。また、国境に接する州は国境を越えて効力を持つ計画を策定する場合、隣国の当局と協議する。

(2) 計画の内容

州は、予定する発展を考慮に入れて、地域に与える影響への対処方法および行使することが予想される命令を含めて基本計画を作成する。また、この基本計画は州当局に対して強制力を与える。

10年に一度、基本計画の見直しをするが¹⁵²、状況の変化や新たな権限の発生、より有効な手段があるときは必要に応じて基本計画を変更することができる。

(3) 州の権限

州は、権限と手続きおよび市町村や他の組織が基本計画策定に協力する方法を規定する。

(4) 連邦政府の承認

連邦政府や隣接州と権限の重複する分野の適切な遂行方法を考慮し、また法に沿ったものであれば、連邦政府は基本計画とその適用を承認する。連邦政府による基本計画の承認は連邦当局および隣接州に対して強制力を与える。

連邦政府は、基本計画の全体または一部を承認できないとき、関係者の意見を聴取し調整を図る。地域内に影響を与える活動を評価するために、連邦政府は基礎調査を実施し、それに基づき必要な部門別の計画や概要を作成する。州の基本計画はそれらに適合させなければならない。

4. 土地利用配置計画

土地利用配置計画は土地利用の方法を規定し、基本的に以下の3区域の境界を定めるものだが、州当局はそのほかの区域を予定することができる。ただ、森林区域は森林法によって定義、保護される。この計画は各人に対し強制力を与える。

¹⁵² 地域整備に関する連邦法第7条

(1)建築区域

既に建築されている区域および、15年以内に市街化を図るための建築行為の必要性が見込まれる区域。

(2)農業区域

国の基礎的な食料供給の保障、景観や生態系の保護を目的とする区域。

(3)保護区域

水源、湖沼、河川、景勝地、自然科学や文化遺産として価値のあるものを保護する区域。特別動植物の生息地、歴史的場所、自然的・文化的建造物、絶滅危惧種の生態系保護を指定するとき、州当局は適切な保護方法を規定することができる。

5. ジュネーブ州の土地利用および整備

(1)州土地整備基本計画(plan directeur cantonal)の策定

ア 土地整備計画委員会¹⁵³

州当局の諮問組織であり、当局と協働して整備計画の素案を作成する。担当局長が議長を務める。委員は州政府によって指名されその構成員は以下のとおり。

- ・地域整備・設備・住宅局の担当参事
- ・上記の参事に指名された州議会の各政党の代表者1名
- ・都市計画委員会で指名されたもの2名
- ・建造物・自然・景観委員会で指名されたもの2名
- ・ジュネーブ市の提案で指名されたもの1名
- ・ジュネーブ州市町村協会の提案で指名されたもの3名、そのうち1名はジュネーブ市を除く3千人以上の市町村を代表するもの
- ・土地整備に関わる組織を代表するもの8名

イ 手続き

州政府が提示する州整備計画の素案について、まず住民の意見調査が60日間行われ、その後4ヶ月以内に市町村がその議会において答申を決定する。その後、州政府は州議会に州整備計画の素案を提出し、州議会は6ヶ月以内にその素案を採択する。

州議会で採択された州整備計画の素案に基づき、担当局長は、10から15年後の地域整備計画を予定した州基本計画の基本構想案(schéma directeur cantonal)¹⁵⁴を作成する。

担当局長は、連邦政府や隣接州と調整のうえ、州整備計画素案や基本構想案に即した州土地整備基本計画を策定する。住民の意見を聞くために、この計画は基礎

¹⁵³ ジュネーブ州地域整備に関する連邦法の運用法第4条

¹⁵⁴ ジュネーブ州地域整備に関する連邦法の運用法第7条

データや法規、前提条件などを含めて出版物により住民に周知される。州政府は州議会へ州土地整備計画を提出し、州議会で採択された州土地整備基本計画は官報に掲載される。

原則として、この基本計画は 10 年に 1 度見直しされるが、市町村は必要があれば、いつでも州土地整備基本計画の修正を提案でき、その方法は前記と同じである。軽微な修正の場合は、州政府は職権で修正できる。

ウ 地域ごとの土地整備基本計画(plan directeur localisé)

この計画は一つまたは複数の特定の市町村に対し、州土地整備基本計画に適合した市町村または街区ごとの整備計画の指針を定める。

(ア)市町村の土地整備基本計画(plan directeur communal)

市町村は、市町村土地整備基本計画を策定することが義務付けられており、州担当局の指導に従って計画書を作成するのみならず、州担当局と都市計画委員会と連携して作成する。ただし、人口 1 千人以下の市町村はこの限りではない。

(イ)街区土地整備基本計画(plan directeur du quartier)

州担当局は街区土地整備基本計画を作成することができ、該当市町村と都市計画委員会と連携してこの計画を策定する。市町村も街区土地整備基本計画を策定することができる。

(ウ)手続き

州政府および市町村はこれらの基本計画を官報への掲載または市町村内に 30 日間掲示して住民に周知しなければならない。州担当局はこの計画の州土地整備基本計画への適合性を検証し、市町村議会は担当局の合意後 90 日以内に採択する。市町村議会が非適合箇所の修正を採択しない場合、州政府が 90 日以内に決定をくだす。

市町村および州政府によって承認されたこれらの基本計画は強制力を持つ。州土地整備基本計画が見直されたとき、州政府および市町村は地域ごとの土地整備基本計画を 3 年以内に改定しなければならない。

(2)土地利用配置計画(plans d'affectation du sol)

この計画は、土地整備基本計画全体の土地利用配置区分を指定し、その区分は以下の 3 種に分けられる。周辺帯は現行法に付属した計画で決められる。州政府は、10 年ごとにこの計画の見直しをするが¹⁵⁵、取巻く環境が著しく変わった場合には、その都度この計画を修正する。指定区域の変更には、すべて州議会の承認を要するが、砂利採取区域と地域ごとの農地計画(plan localisé agricole)は州政府が境界を定めることができる。

¹⁵⁵ ジュネーブ州地域整備に関する連邦法の運用法第 13 条

ア 通常区域¹⁵⁶

一般的な目的に用いられ、以下の区分がある。

(ア)建築区域

第1種区域...旧来の城塞内にあるジュネーブ市の街区。

第2種区域...上記に隣接した街区、城塞の領地に建造された街区。

第3種区域...街区の整備が高度に進んだ区域。

第4種区域...主に住宅用途区域(都市区域のAと農村区域のBに分けられる)。

第5種区域...別荘用途区域。

工業・商業区域...工業・商業・鉄道用施設の建設可能区域。

鉄道区域...軌道、駅舎、また鉄道関連の事業に利用する施設の建設可能区域。

空港区域...空港施設建設の用に供する区域。

(イ)農業区域

農業・園芸利用に指定される区域。この区域内での建築は、継続的に農業をするために必要であり、また自然景観と調和した施設に限定される。またブドウ栽培保護区域、砂利採取区域も含まれる。

(ウ)小集落区域

農業区域内にある小集落で農業に使用されていない区域。

(エ)森林区域

森林法で指定された区域。

(オ)緑地・余暇区域

住民に開放され公共的に利用される区域。

イ 開発区域

都市化、再開発、都市の拡張、私的・公的活動のそれぞれの地区の創設を促進する。連邦政府は開発区域の周辺地帯の境界を定めることができる。

ウ 保護区域

土地整備からの保護や街独特の建築的特質維持の目的で通常区域や開発区域内で境界を定められた区域。

第6節 国境間の協力

1. 欧州連合の構造政策

欧州連合は、加盟国相互の統合を推進するうえで、加盟国や地域間の経済や社会における格差の是正および拡大防止を重点分野の一つとして位置づけ、財政的支援を伴う構造政策を実施している。この政策には、①加盟国施策(優先目的分野)、②共同体施策、③漁業特別支援枠、④革新的措置の4種がある。

現在、前記②の政策は、i) INTERREG III (国境間・超国家間・地域間協力)、

¹⁵⁶ ジュネーブ州地域整備に関する連邦法の運用法第19条

ii) URBAN II (都市および近郊部の再生)、iii) LEADER+ (持続可能な開発に向けた農村開発)、iv) EQUAL (労働市場の差別・不均等解消に向けた原因撤廃) からなる。

INTERREG は、欧州構造基金¹⁵⁷をととして資金的誘引を与え、超国家的または国境を接する国や自治体間の協力を促進することによって、構造政策の目的を達成しようとするものである。欧州連合全体や加盟国と非加盟国間の国境およびその周辺地域にかかわる施策がこの事業の中心であり、資金援助はとりわけ欧州連合の拡大の観点から非加盟国と国境を接する辺境地域に向けられている。

INTERREG は 1990 年に始まり、その事業期間は 1990 年から 1993 年まで、また INTERREG II は 1994 年から 1999 年まで実施された。

現在、実施されている INTERREG III の事業期間は 2000 年から 2006 年までであり、その事業内容に応じて以下の 3 種に分類される。これらの事業にかかる資金の一部は欧州構造基金(欧州地域開発基金)から支出される。また、同時に INTERREG を効果的に実施し、そして情報を共有するための補完事業として ESPON¹⁵⁸や INTERACT¹⁵⁹が実施されている。

図表 4－3 INTERREG III (2000－2006) の種別と内容(カッコ内は事業数)

種別	内 容
A 事業 (51 事業)	国境を接した地域間の統一化した開発・発展を促進する国境間の協力。共同の戦略や経済開発計画をととして経済・社会的な協力を促進することを目的とする。 具体的には、都市・農村・海岸域の開発、起業・中小企業支援、労働市場の流動化、人材の共有、技術・文化・教育などの促進、環境保護、代替エネルギー利用、運輸・情報通信の向上、司法・行政分野での相互協力など。
B 事業 (13 事業)	加盟・非加盟国や加盟候補国などにおいて持続可能で調和のある公平な発展を達成する観点で、欧州地域を大きなグループに分けて高い統合を促進する超国家間の協力。
C 事業 (4 事業)	地域開発と結束を向上するために、欧州連合内およびその周辺国を含む地域間協力。欧州連合加盟国を東西南北の 4 地方に分け、より広範囲な地方ごとの課題に対処する。

欧州連合 HP

¹⁵⁷ 欧州連合加盟国間の格差是正のために設けられた補助金制度。目的別に①欧州地域開発基金、②欧州社会基金、③欧州農業指導保障基金指導部門、④漁業指導基金がある。

¹⁵⁸ European Spatial Planning Observatory Network：地域政策上の共通課題について研究し、その結果を共有することを目的とする。

¹⁵⁹ INTERreg-Animation, Coordination, Transfer：INTERREG I と II の経験を活かし、III を効果的に運営するために創設された。経験や情報の共有・発信、事業運営への助言などを行なう。

2. 連邦政府の資金援助

連邦政府は、INTERREGⅢへの参加を促すため、以下3つの資金的枠組みを整えている¹⁶⁰。①A事業に2,250万フラン、この資金は州が実施する事業へ支出され、連邦経済省がその額を決定する。②BとC事業に総額で600万フラン、連邦経済省は連邦国土開発庁と協議し支出額を決める。③事業予備費として650万フラン、連邦経済省が中間評価の結果に基づいて3種への配分額を決める。

連邦政府は、欧州連合によって承認を受けた事業に対して、スイス側資金の最低1割から最大5割まで資金援助をする。B事業を除き、他の連邦補助金を50%以上受ける事業はこの資金援助を受けることができない。また、建設・商業に関連する事業は対象外となる。

A事業では、州が事業を監督し、2004年に中間報告を、2006年に最終報告を連邦経済省へ提出する。B・C事業では、連邦経済省が連邦国土開発庁と協議しながら監督する。また、連邦政府は評価に要する経費として、A事業に180万フランを、B・C事業に総額で180万フランを、また予備費として40万フランを準備する。

3. 国境間協力の取り組み

スイス=フランス間、スイス=イタリア間、スイス=フランス=ドイツ間、スイス=ドイツ=オーストリア=リヒテンシュタイン間でINTERREGⅢAの事業が実施されている。ここではスイス=フランス間の事業を紹介する。

(1)対象地域

スイスの6州(ベルン、ジュネーブ、ジュラ、ヌーシャテル、ヴァレー、ヴォー)とフランスのフランシュ・コンテ州(ジュラ県、ドゥー県、テリトワール・ド・ベルフォール県)とローヌ・アルプ州(アン県、オートサヴォワ県)の間で行われ、関係する地域の総人口は約450万を数える。総事業費4,140万ユーロのうち2,070万ユーロが欧州構造基金(欧州地域開発基金)からの資金である。

この事業は、①スイス=ローヌ・アルプ州と②スイス=フランシュ・コンテ州の2事業からなる。

①は、ジュネーブ州からアン県にかけての地域における都市化の進展に対処するものである。多くのスイス人やジュネーブの駐在員が隣接するフランス領域の住宅を購入し住宅価格が上昇傾向にあり、これからもこの傾向が続くと見込まれる。こうした宅地化の進行は自然破壊や生活の質の低下を招く恐れがあるため、都市化と環境保護の両立を指向するものである。

②は、この事業対象地域には精密産業に特化した二つの都市、ブザンソン(Besançon、ドゥー県の県庁所在地)とヌーシャテルが所在し、伝統産業の時計製造で培った技術を核にそこから派生した産業を興すことで経済発展を指向するものである。経済発展に

¹⁶⁰ 2000-2006年の国境間・超国家間・地域間協力の共同施策へのスイス参画に関する連邦法

よって人口流入が増大し不動産市場の高騰が予想されるため、同時に予防措置を講じながら均衡ある発展をも指向するものである。

(2) 協力の基本方針

この地域で計画されている方針は以下の4項目に分けられる。

ア 国境地域における一体化した地域整備の促進

- ・国境地域の地域整備分野での協力強化
- ・日常生活、社会生活の分野での協力促進
- ・両国間で活動する民間団体の支援
- ・両国の緊密な連絡向上手段の準備

イ 自然・文化・観光・遺産の資源価値を高め、地域の魅力を高める

- ・自然保護の促進(特に大気や水質保全に係わること)
- ・国境間の案件に効率的に対処するため、両国諸機関の協力発展
- ・スポーツ関連の観光の発展
- ・共通農林業支援策

ウ 雇用・教育分野での交換促進、経済環境の改善

- ・情報交換ネットワークの創設促進
- ・産業、技術、商業におけるノウハウ共有
- ・大学間協力や学位の相互認証の促進

エ 技術的支援

- ・事業の運営方法への助言および情報提供
- ・フォローアップ、監督、事業評価

図表 4-4 基本方針ごとの費用内訳(単位:百万ユーロ)

基本方針	事業総額	欧州連合支出額	その他公的援助額
ア	12.420	6.210	4.968
イ	14.490	7.245	5.796
ウ	12.006	6.003	4.802
エ	2.484	1.242	0.994
合計	41.400	20.700	16.560

欧州連合 HP

第5章 地方財政

第1節 地方財政の概況

1. 歳入歳出の概況

2002年の決算では、州レベルで12州が赤字となりその総額は約3億フラン、市町村レベルでは州ごとの総額で7州が赤字となったものの全体では約11億フランの黒字であった。また、同年のスイス全体の州の税収額は316億3,800万フラン、市町村では227億100万フランであった。

1980年に州および市町村の累積債務の総額は、それぞれ224億フランと230億フランであったが、1990年代以降、累積債務が増加する傾向にある。州においては1990年の305億フランから2000年に642億フランへ増加し、また市町村では、1990年の290億フランから2000年に380億フランへ増加している。2005年の州の累積債務は831億フランで1990年の2.7倍となり、市町村は同じく1.4倍の406億フランとなり、州の増加率がより高くなっている。

性質別支出では、州は補助金・補償金と人件費が大きな比率を占める。一方、市町村では人件費が大きな比率を占め、財・サービス購入の比率が州に比べて大きい。また、州と市町村とも経常支出と投資支出の比率はほぼ同程度である。

州と市町村の支出割合はスイス全体の平均で3：2であるが、ジュネーブ州、ウリ州、内アッペンツェル半州などでは州の支出比率が高く、都市バーゼル半州では特に顕著である。

図表5-1 州・市町村の性質別支出(2002年 単位:百万フラン)

	州		市町村	
	金額	構成比	金額	構成比
人件費	24,039	36.1%	16,319	38.4%
財・サービス購入	9,855	14.8%	10,497	24.7%
移転支出(parts et contributions sans affectation)	1,465	2.2%	637	1.5%
補助金・補償金(subventions et dédommagements)	25,104	37.7%	10,242	24.1%
自治体	6,792	10.2%	5,312	12.5%
その他	18,379	27.6%	4,930	11.6%
投資(investissements propre)	5,127	7.7%	4,675	11.0%
貸付金・出資金(prêts et participations)	999	1.5%	127	0.3%
経常支出	58,578	88.0%	37,241	87.6%
投資支出	8,012	12.0%	5,257	12.4%
合計	66,590	100.0%	42,498	100.0%

Cantons et villes suisses 2005

図表 5 - 2 州・市町村の財政概況(2002 年 単位:百万フラン)

州 名	州				市町村			市町村 の支出 割合 B/(A+B)
	歳入	歳出(A)	収支	債務残高	歳入	歳出(B)	収支	
ZH	10,850.6	10,511.2	339.4	9,148.2	10,686.4	10,165.8	520.5	49.2%
BE	8,145.7	8,199.9	-54.2	10,146.5	5,926.9	5,867.7	59.1	41.7%
LU	2,723.3	2,675.1	48.2	2,855.4	2,071.7	1,986.6	85.1	42.6%
UR	423.3	429.3	-6.0	201.1	129.4	125.8	3.6	22.7%
SZ	810.0	815.8	-5.8	440.5	723.9	698.0	25.9	46.1%
OW	297.3	288.8	8.5	211.6	151.5	137.1	14.5	32.2%
NW	365.8	353.2	12.6	262.4	177.1	155.6	21.5	30.6%
GL	326.4	376.9	-50.6	194.0	224.8	237.0	-12.3	38.6%
ZG	860.0	880.1	-20.1	364.6	619.6	634.1	-14.6	41.9%
FR	2,124.5	2,100.4	24.1	1,200.4	1,104.6	1,100.6	4.0	34.4%
SO	1,628.7	1,588.2	40.5	1,530.0	1,288.8	1,247.4	41.4	44.0%
BS	3,746.7	3,819.5	-72.7	5,251.5	97.9	93.2	4.8	2.4%
BL	2,422.2	2,376.8	45.3	2,953.4	1,016.6	1,034.7	-18.1	30.3%
SH	577.8	563.6	14.1	378.1	382.5	387.9	-5.4	40.8%
AR	379.9	381.4	-1.6	134.6	253.2	250.6	2.5	39.7%
AI	121.4	125.6	-4.2	36.1	45.3	42.1	3.2	25.1%
SG	3,315.2	3,459.5	-144.3	1,674.6	2,628.2	2,552.1	76.0	42.5%
GR	1,893.6	1,936.9	-43.3	1,000.9	1,449.2	1,389.4	59.8	41.8%
AG	3,617.1	3,532.9	84.2	1,704.3	2,445.0	2,426.1	18.9	40.7%
TG	1,457.5	1,427.7	29.8	1,328.0	1,109.0	1,075.6	33.4	43.0%
TI	2,679.6	2,671.3	8.3	1,389.7	1,835.2	1,718.2	116.9	39.1%
VD	6,203.9	6,557.4	-353.5	8,392.6	4,109.6	4,142.7	-33.1	38.7%
VS	2,203.0	2,165.7	37.3	2,530.6	1,592.0	1,555.1	36.9	41.8%
NE	1,620.8	1,605.6	15.2	1,829.6	1,404.2	1,465.6	-61.4	47.7%
GE	6,684.9	6,952.0	-267.1	17,669.2	1,661.4	1,538.8	122.6	18.1%
JU	810.9	795.6	15.3	579.4	467.4	470.0	-2.6	37.1%
計	66,290.1	66,590.6	-300.5	73,407.6	43,601.3	42,498.2	1,103.1	39.0%

Cantons et villes suisses 2005

2. 州財政の概要

州の歳入に占める税収の比率は平均して約 47%であるが、ウリ州、オプヴァルデン半州、ジュラ州の 3 州は 20%台から、もっとも比率が高いジュネーブ州の 64%まで、州ごとに異なる。

次いで、補助金(subventions)・補償金(dédommagements)が歳入の 2 割を占める。税収の比率が平均以下の州では、これらの比率が高くなる傾向がある。

州全体の歳入のうち連邦政府からの資金は約 22%を占める。そのうち交付金の比率は、ツーク州、シュヴィーツ州、ヴァレー州では 10%を越えているものの、平均して 6.4%を占める。また一方、補助金・補償金の比率の平均は 16.4%であるが、ウリ州、オプヴァルデン半州では 4 割を超えている。補助金・補償金は、道路、農業、社会保険分野へ多く充てられている。

州の支出は教育、保健、社会保障分野が高い比率を占める。特に教育分野は全体の 4 分の 1 を占める。市町村との総支出の割合を比較した場合、州は、警察・消防、産業および農業の分野での割合が高い。

3. 市町村財政の概要

歳入歳出に占める税の割合は、グラルス州の 8.7%を除き、全ての州において 3 割以上となっており、もっとも比率の高いジュネーブ州の 76.3%からベルン州の 31.8%まで州ごとその比率は異なるものの、州と同様に歳入のうち税収が高い比率を占めおり、スイスの全体の平均値は州とほぼ同じ数値である。

次いで歳入において比率の高いものは、負担金、補助金・補償金の順である。州の場合と同様に、税収の比率の低い州の市町村では、これらの比率が高い傾向にある。

分野別の支出を見ると、州ごとにばらつきがあるものの、総じて教育、保健および社会保障が占める比率が高く、州の場合と同じ傾向が見られる。

分野別に州との総支出の割合を比較した場合、市町村は特に文化・余暇と環境の分野で大きな役割を担っている。他の州と比較しジュネーブ州やウリ州などでは市町村の支出が占める割合が低く、都市バーゼル州は特に低い。

図表 5 - 3 州の歳入構造(2002 年 単位:%)

州名	経常会計								投資会計		合計
	税収入合計			③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
	①	②									
ZH	50.4	48.0	2.4	0.6	3.9	15.1	7.8	16.1	3.7	2.5	100
BE	47.3	43.7	3.7	0.5	3.9	7.2	9.1	25.9	2.9	3.0	100
LU	39.0	36.2	2.8	0.9	4.5	18.1	6.4	25.0	4.4	1.7	100
UR	22.8	21.2	1.6	5.0	3.7	13.4	4.5	19.8	29.1	1.7	100
SZ	43.9	39.6	4.3	1.2	5.4	5.3	14.9	23.1	4.0	2.1	100
OW	22.9	20.3	2.6	1.7	7.1	12.0	9.2	25.4	20.6	1.1	100
NW	34.6	32.3	2.4	1.2	12.9	12.5	7.5	14.6	14.7	2.0	100
GL	44.0	41.1	2.8	2.0	5.1	15.3	6.3	21.0	5.0	1.2	100
ZG	45.4	42.7	2.7	0.6	3.2	12.9	16.5	11.9	6.4	3.1	100
FR	35.2	32.0	3.1	0.9	4.0	11.1	7.8	36.1	3.3	1.6	100
SO	44.5	41.4	3.1	1.2	5.6	15.4	7.7	17.5	5.8	2.2	100
BS	51.7	50.8	0.8	0.2	6.5	27.4	3.2	7.5	1.9	1.6	100
BL	51.5	48.7	2.8	0.7	4.8	16.5	4.1	19.3	1.7	1.4	100
SH	39.9	37.8	2.1	1.2	4.9	24.6	8.9	18.2	0.4	2.0	100
AR	38.6	34.5	4.1	0.7	3.4	17.3	8.8	27.3	2.4	1.5	100
AI	30.1	27.0	3.1	0.7	9.5	14.9	8.5	32.5	2.9	1.1	100
SG	41.6	38.3	3.3	0.7	3.6	19.8	6.0	22.8	3.5	1.9	100
GR	32.6	29.2	3.4	4.5	4.3	8.7	6.7	31.3	11.0	0.9	100
AG	46.6	43.7	3.0	2.1	4.2	17.7	6.2	16.2	5.1	1.9	100
TG	43.6	40.6	3.0	0.8	5.5	19.7	6.6	18.4	3.7	1.7	100
TI	51.1	47.2	3.9	3.0	4.0	8.5	7.9	17.2	5.7	2.6	100
VD	47.5	44.1	3.4	1.0	2.4	13.1	5.2	26.0	2.4	2.4	100
VS	33.6	31.6	2.0	4.4	5.3	6.3	12.1	23.2	11.3	3.8	100
NE	41.1	38.8	2.3	1.2	3.7	7.2	8.7	27.2	8.9	2.1	100
GE	64.5	63.3	1.3	0.4	2.8	14.7	5.4	9.1	0.7	2.4	100
JU	25.8	23.2	2.6	1.0	6.8	3.2	7.4	35.6	18.6	1.7	100
平均	47.1	44.4	2.7	1.1	4.1	14.0	7.1	20.0	4.3	2.2	100

Cantons et villes suisses 2005 から作成

①所得・資産税、②所有支出税、③手数料・使用権収入、④財産収入、⑤負担金収入、
⑥交付金、⑦補助金・弁償金、⑧補助金、⑨その他

図表 5－4 州における各分野の支出割合(2002 年 単位:%)

州名	総務	司法	警察 消防	教育	文化 余暇	保健	社会 保障	交通	環境	産業	農業	公債 費	合計
ZH	4.2	5.5	5.0	27.6	2.4	18.2	15.3	11.6	1.4	0.4	1.6	6.8	100
BE	4.4	4.5	3.2	28.5	1.9	13.4	19.2	6.9	2.1	3.4	6.7	5.7	100
LU	4.7	4.4	3.7	22.0	1.2	21.2	18.1	8.0	1.8	1.0	8.4	5.4	100
UR	4.8	2.5	4.1	14.1	0.9	13.7	7.9	33.0	5.1	3.5	7.0	3.4	100
SZ	4.7	2.8	4.5	17.9	1.1	8.1	17.8	9.9	1.8	2.4	10.4	18.6	100
OW	6.0	4.0	3.3	12.8	1.1	14.4	12.0	18.7	5.0	8.4	11.0	3.3	100
NW	7.2	3.5	2.7	11.5	0.8	16.1	12.0	18.0	3.0	11.5	6.2	7.4	100
GL	6.3	3.4	3.7	17.4	2.2	18.2	13.3	7.3	1.9	2.1	6.8	17.2	100
ZG	6.8	5.4	5.2	26.4	1.9	14.5	13.9	13.9	1.9	0.9	3.3	6.0	100
FR	5.3	4.8	3.2	31.3	2.2	14.3	16.7	5.4	2.2	2.1	9.5	2.9	100
SO	6.4	6.4	4.3	23.2	1.7	17.1	18.1	10.6	2.1	0.6	5.3	4.1	100
BS	5.5	4.9	3.8	22.2	5.0	25.2	17.9	7.5	2.4	0.7	0.0	4.8	100
BL	6.1	4.3	3.1	24.2	2.3	19.1	17.9	8.8	3.0	0.7	2.2	8.3	100
SH	5.6	5.0	4.6	19.6	1.3	31.9	17.2	3.9	1.1	1.4	5.8	2.5	100
AR	6.1	2.9	3.4	17.9	0.7	23.3	16.1	11.5	2.3	1.1	9.8	4.8	100
AI	7.6	3.3	2.9	16.7	2.0	14.1	17.0	8.7	5.5	1.6	19.3	1.4	100
SG	4.3	4.6	3.4	21.8	1.5	22.2	16.1	9.4	2.1	0.8	6.3	7.4	100
GR	4.6	2.8	3.8	14.3	1.7	9.8	11.6	28.7	3.2	5.4	12.0	2.1	100
AG	5.9	4.4	3.2	30.9	1.5	18.8	15.5	9.7	1.8	0.6	3.9	3.7	100
TG	6.4	5.6	4.7	20.2	1.5	19.6	18.9	7.6	2.3	1.0	7.3	5.0	100
TI	7.2	4.6	3.2	23.2	2.0	11.7	23.8	11.8	2.6	2.2	1.9	5.8	100
VD	4.4	4.3	2.4	25.8	2.1	18.0	20.9	5.1	1.4	6.3	4.2	5.1	100
VS	4.3	3.8	3.1	24.3	1.9	11.5	15.9	14.8	6.0	2.1	7.2	5.1	100
NE	5.6	4.1	3.4	22.4	2.1	14.0	21.7	13.1	2.5	1.9	5.0	4.2	100
GE	6.7	4.0	3.7	23.9	1.2	23.1	20.9	3.8	1.9	3.4	0.4	7.0	100
JU	4.7	2.8	2.5	22.0	1.9	9.2	13.0	23.6	1.8	1.7	12.7	4.1	100
平均	5.2	4.5	3.6	24.8	2.0	17.7	17.9	9.5	2.1	2.3	4.5	5.8	100

Cantons et villes suisses 2005

図表 5－5 州の歳入に占める交付金と補助金・費用補償の比率(2002 年単位:%)

州名	交付金	補助金 ・ 費用補償	補助金・費用補償の構成比率							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
ZH	5.1	11.1	0.3	4.0	15.2	18.6	33.8	1.1	11.6	15.4
BE	7.6	20.3	0.2	4.9	5.6	28.8	15.2	1.8	29.7	13.7
LU	6.5	20.8	0.8	5.0	3.6	23.4	19.9	2.6	34.2	10.5
UR	4.5	45.9	0.3	0.6	0.1	5.6	67.2	4.2	14.1	8.0
SZ	12.2	20.8	0.6	2.3	0.3	18.2	21.4	2.0	41.7	13.4
OW	9.3	43.3	0.2	0.9	0.2	12.3	38.3	6.4	22.1	19.3
NW	5.3	24.9	2.6	0.9	0.1	6.9	56.0	3.4	20.5	9.7
GL	6.4	20.3	3.4	4.0	0.4	20.9	24.1	1.4	34.6	11.2
ZG	14.1	13.3	1.1	4.8	0.5	9.2	51.6	0.1	21.7	11.1
FR	8.0	24.6	1.6	3.7	11.3	23.9	12.6	3.1	33.2	10.7
SO	7.4	16.7	0.3	3.0	0.7	26.4	27.9	0.9	27.3	13.6
BS	2.7	7.0	2.8	2.6	6.4	27.1	25.6	0.4	17.9	17.3
BL	4.9	9.5	0.5	2.5	21.7	23.6	37.4	0.0	0.0	14.3
SH	8.8	11.3	0.4	4.7	0.2	32.7	7.0	1.7	45.5	7.9
AR	8.9	20.4	1.0	2.4	0.4	25.9	13.7	2.5	43.7	10.5
AI	8.6	28.7	0.4	0.4	0.4	15.3	13.8	1.2	62.4	6.0
SG	6.2	18.9	0.8	4.6	9.2	21.2	22.1	2.5	29.1	10.5
GR	6.4	39.9	0.1	1.4	1.1	7.0	30.7	2.9	25.5	31.3
AG	6.0	13.9	1.5	3.8	2.6	21.0	30.5	2.4	24.6	13.7
TG	6.6	13.4	0.5	4.4	0.7	7.3	20.4	5.2	48.0	13.5
TI	6.5	16.7	0.2	5.3	4.6	31.7	32.7	3.4	8.7	13.5
VD	5.3	15.0	0.1	3.5	8.2	27.7	17.6	0.5	25.7	16.7
VS	11.8	29.1	0.8	2.2	3.4	21.0	33.7	9.1	17.6	12.1
NE	8.9	26.2	1.1	4.4	8.8	22.5	36.1	1.9	16.2	8.9
GE	5.5	5.5	1.1	4.1	27.7	34.0	5.0	0.7	5.8	21.7
JU	7.4	39.5	0.1	2.1	0.3	11.8	53.5	0.0	28.6	3.5
平均	6.4	16.4	0.6	3.6	7.0	22.0	26.3	2.4	23.6	14.5

Cantons et villes suisses 2005

①国防・人民保護、②職業訓練、教養学校、③大学、④社会保険、⑤国道・その他道路、⑥河川・湖沼・雪崩、⑦農業、⑧その他

図表 5－6 市町村の歳入構造(2002 年 単位:%)

州名	経常会計								投資会計		合計
	税収入合計			③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
ZH	50.0	49.9	0.0	0.0	6.7	25.7	3.0	12.5	1.4	0.7	100
BE	31.8	31.7	0.2	0.1	6.4	30.9	2.9	24.5	2.3	1.0	100
LU	50.8	50.4	0.3	0.2	4.4	23.4	3.2	15.9	1.5	0.7	100
UR	41.7	41.6	0.0	0.0	3.4	16.1	3.7	22.8	9.8	2.6	100
SZ	39.1	39.0	0.0	0.1	3.6	26.8	15.2	12.6	1.7	0.9	100
OW	57.1	57.0	0.0	0.0	3.8	26.5	2.8	7.1	0.9	1.7	100
NW	63.9	63.9	-	0.0	2.4	12.9	9.9	6.1	3.4	1.5	100
GL	8.7	8.6	0.1	0.0	7.3	33.4	26.0	16.8	4.5	3.2	100
ZG	53.9	53.9	0.0	0.1	4.6	15.9	7.1	15.3	1.5	1.6	100
FR	53.0	52.7	0.2	0.0	3.8	18.1	1.6	12.7	7.3	3.5	100
SO	51.5	51.4	0.1	0.0	3.3	21.6	0.9	20.0	0.6	2.0	100
BS	63.9	63.8	0.1	0.0	8.3	26.6	-	1.0	-	0.1	100
BL	54.3	54.2	0.1	0.1	4.1	13.3	10.8	13.4	0.8	3.1	100
SH	50.9	50.8	0.1	0.1	5.8	29.8	0.3	8.2	3.4	1.4	100
AR	54.5	54.5	0.0	-	3.3	25.6	4.8	9.8	1.8	0.1	100
AI	57.4	56.4	1.0	0.0	6.1	7.0	0.3	29.0	-	0.2	100
SG	42.8	42.7	0.1	0.0	4.6	25.0	7.5	18.1	1.0	0.9	100
GR	38.6	38.5	0.1	0.4	7.9	29.1	1.4	14.4	5.6	2.6	100
AG	49.2	49.2	-	0.1	4.7	27.9	2.2	11.5	1.3	3.2	100
TG	58.5	58.4	0.1	0.0	3.3	19.1	2.5	13.1	1.5	2.1	100
TI	47.6	47.6	-	2.0	4.1	22.6	3.6	15.1	3.6	1.3	100
VD	47.3	46.8	0.4	0.8	7.7	27.6	3.4	11.2	1.3	0.8	100
VS	42.4	42.3	0.1	2.6	4.5	20.7	2.0	20.5	6.4	0.9	100
NE	37.3	37.1	0.1	0.0	5.0	25.9	2.1	27.3	1.7	0.6	100
GE	76.3	76.3	-	-	11.9	4.4	2.6	3.1	0.2	1.5	100
JU	39.1	39.0	0.1	0.1	3.0	34.0	2.5	16.9	2.7	1.8	100
平均	46.7	46.5	0.1	0.3	5.9	24.8	3.6	15.4	2.1	1.3	100

Cantons et villes suisses 2005

①所得・資産税、②所有支出税、③手数料・使用権収入、④財産収入、⑤負担金収入、
⑥交付金、⑦補助金・弁償金、⑧補助金、⑨その他

図表 5 - 7 州別の市町村における各行政分野の支出割合(2002 年 単位:%)

州名	総務	司法	警察 消防	教育	文化 余暇	保健	社会 保障	交通	環境	産業	農業	公債 費	合計
ZH	7.1	3.5	3.1	21.6	4.9	18.5	19.9	5.7	5.8	0.6	0.1	9.2	100
BE	6.9	3.0	1.9	12.1	3.6	30.7	18.3	6.2	8.8	1.1	0.1	7.3	100
LU	11.7	2.6	1.3	34.4	4.2	13.2	14.4	6.2	6.3	0.4	0.3	5.1	100
UR	10.1	3.1	0.0	45.8	3.2	0.4	13.1	3.7	11.1	5.8	0.3	3.3	100
SZ	8.1	4.1	0.0	30.3	1.6	20.3	16.1	4.6	6.8	0.5	0.3	7.4	100
OW	8.2	2.1	0.0	37.2	4.5	5.5	7.7	9.2	14.1	5.6	0.1	5.9	100
NW	10.9	2.2	0.0	44.8	2.8	3.3	8.2	4.6	13.2	0.5	0.0	9.5	100
GL	7.1	2.9	0.0	30.0	4.5	2.7	19.9	7.1	10.4	9.5	0.5	5.2	100
ZG	9.5	2.8	0.9	35.5	6.6	10.6	12.8	7.4	6.3	0.6	0.0	6.7	100
FR	8.9	3.1	0.2	26.2	3.7	19.9	10.7	7.6	11.7	2.5	0.4	5.1	100
SO	8.8	2.6	0.7	32.0	3.5	16.1	13.5	7.1	10.4	0.5	0.1	4.7	100
BS	11.0	0.4	0.0	6.6	11.7	26.2	18.5	9.3	4.0	0.7	0.5	11.0	100
BL	12.6	2.6	0.4	32.1	5.3	3.7	18.2	8.9	12.1	0.8	0.1	3.3	100
SH	10.7	3.6	1.8	22.3	6.1	1.3	28.9	8.7	9.1	2.6	0.2	4.7	100
AR	11.1	2.6	0.0	36.7	2.9	4.5	20.7	7.7	8.5	1.4	0.2	3.8	100
AI	6.5	3.4	0.4	64.0	5.1	0.0	1.9	11.0	3.6	0.2	1.9	1.9	100
SG	8.0	4.8	1.1	33.8	3.9	9.5	16.3	7.5	8.3	1.0	0.2	5.5	100
GR	8.9	3.5	1.2	24.0	4.5	20.1	4.6	9.0	10.4	7.9	0.5	5.4	100
AG	11.2	4.7	1.0	23.7	4.0	16.3	10.7	9.6	10.4	2.7	0.2	5.3	100
TG	9.0	4.3	0.1	42.1	5.2	3.4	13.6	8.0	7.7	1.7	0.2	4.5	100
TI	9.6	2.0	2.6	13.1	5.2	30.9	7.6	8.2	11.0	1.0	0.1	8.8	100
VD	8.4	2.5	3.0	20.3	7.1	24.0	10.5	8.0	8.0	1.7	0.0	6.5	100
VS	7.0	3.6	1.3	24.7	6.2	20.5	4.5	10.2	12.9	2.1	0.7	6.4	100
NE	5.8	2.0	1.8	24.6	5.1	35.7	5.3	5.7	5.8	1.6	0.2	6.6	100
GE	18.5	4.4	2.9	8.5	23.0	0.0	10.8	8.7	11.1	0.0	0.0	11.9	100
JU	5.6	1.1	0.9	17.7	1.6	45.0	7.0	5.8	7.7	1.6	0.5	5.3	100
平均	8.6	3.3	1.9	23.0	5.4	19.3	14.4	7.1	8.4	1.4	0.2	7.1	100

Cantons et villes suisses 2005

図表 5－8 州・市町村の総支出に占める市町村の割合(2002 年 単位:%)

州名	総務	司法	警察 消防	教育	文化 余暇	保健	社会 保障	交通	環境	産業	農業	公債 費	合計
ZH	62.2	37.8	37.3	43.1	66.7	49.6	55.6	32.2	80.2	61.6	4.0	56.6	49.2
BE	52.8	31.9	29.2	23.2	58.3	62.1	40.5	39.3	75.5	19.1	1.3	47.9	41.7
LU	64.6	30.6	20.1	53.8	72.9	31.6	37.1	36.4	71.8	21.0	2.3	41.3	42.6
UR	38.0	26.7	0.1	48.8	52.1	1.0	32.7	3.2	38.9	32.7	1.2	22.0	22.7
SZ	59.4	55.6	0.5	59.1	55.1	68.3	43.7	28.4	76.4	15.9	2.1	25.3	46.1
OW	39.2	19.9	0.3	58.0	65.9	15.3	23.3	19.0	57.1	24.0	0.3	45.6	32.2
NW	40.0	21.8	0.0	63.2	59.4	8.2	23.0	10.1	65.6	1.8	0.2	36.2	30.6
GL	41.7	35.0	0.5	52.0	56.0	8.6	48.5	38.1	77.7	73.7	4.0	16.0	38.6
ZG	50.3	27.2	11.7	49.2	71.3	34.5	39.9	27.8	70.9	35.0	1.0	44.9	41.9
FR	46.5	25.2	3.9	30.5	46.4	42.2	25.1	42.4	73.3	38.9	2.2	47.7	34.4
SO	51.8	24.3	11.9	52.0	61.9	42.5	36.9	34.6	79.2	37.6	1.0	47.4	44.0
BS	4.6	0.2	0.0	0.7	5.4	2.5	2.5	2.9	3.9	2.6	26.0	5.3	2.4
BL	47.4	20.5	4.9	36.6	50.4	7.7	30.7	30.6	63.5	33.8	1.5	14.7	30.3
SH	56.8	33.0	20.7	43.9	76.0	2.8	53.6	60.3	85.0	56.2	2.6	56.3	40.8
AR	54.4	36.5	0.0	57.4	72.0	11.3	45.8	30.6	70.5	44.1	1.2	34.1	39.7
AI	22.5	25.5	4.1	56.2	46.8	0.0	3.6	29.6	18.2	5.0	3.3	32.0	25.1
SG	57.9	43.5	18.7	53.4	65.2	24.1	42.7	37.1	74.1	47.0	1.8	35.7	42.5
GR	58.1	47.0	18.4	54.7	65.6	59.5	22.2	18.4	70.3	51.0	3.0	64.8	41.8
AG	56.5	42.6	17.3	34.5	65.7	37.4	32.2	40.5	79.6	74.1	4.2	49.7	40.7
TG	51.6	36.7	2.2	61.2	72.6	11.5	35.2	44.3	71.7	54.9	2.4	40.4	43.0
TI	46.1	21.9	34.4	26.6	61.9	62.9	17.0	31.0	73.0	22.2	4.5	49.3	39.1
VD	54.3	26.9	44.5	33.2	68.0	45.7	24.1	49.8	78.2	14.4	0.2	45.0	38.7
VS	53.8	40.2	23.4	42.2	70.0	56.1	16.9	33.1	60.7	41.2	6.8	47.5	41.8
NE	48.4	30.5	33.0	50.1	68.3	70.0	18.3	28.4	67.8	42.1	3.3	58.5	47.7
GE	37.8	19.6	14.9	7.3	80.9	0.0	10.3	33.5	56.1	0.3	0.0	27.3	18.1
JU	41.6	19.3	18.5	32.2	32.7	74.4	24.1	12.6	71.6	35.8	2.4	43.3	37.1
平均	51.5	31.4	25.0	37.2	63.1	41.0	34.0	32.4	71.3	28.2	2.3	43.7	39.0

Cantons et villes suisses 2005

図表 5－9 主要都市の歳入歳出額および債務残高(2002 年 単位:百万フラン)

州都	歳入	歳出	収支	債務残高
チューリヒ	4,495.9	4,016.3	479.6	7,113.9
ベルン	929.1	923.1	6.0	2,075.3
ルツェルン	547.9	486.6	61.3	515.9
アルトドルフ	28.9	31.3	-2.4	47.1
シュヴィーツ	42.7	44.1	-1.4	41.4
ザルネン	37.3	31.9	5.4	41.3
シュタンス	32.7	29.9	2.8	26.4
グラルス	35.6	38.5	-2.9	45.6
ツーク	181.3	188.8	-7.5	76.3
フリブール	179.8	185.9	-6.1	214.4
ゾロトゥルン	87.0	83.6	3.4	107.4
バーゼル ¹⁶¹	—	—	—	—
リースタル	54.8	55.6	-0.8	68.4
シャフハウゼン	182.7	188.7	-6.0	200.4
ヘリザウ	65.0	66.0	-1.0	86.6
アッペンツェル	7.4	6.9	0.5	2.5
ザンクトガレン	490.3	467.3	23.0	747.8
クール	204.3	194.4	9.9	275.4
アーラウ	126.1	122.9	3.2	103.7
フラウエンフェルト	148.7	140.7	8.0	162.6
ベリンツォーナ	70.9	67.9	3.0	138.4
ローザンヌ	773	860.6	-87.6	2,163.4
シオン	119.0	116.7	2.3	184.4
ヌーシャテル	421.2	430.8	-9.6	651.8
ジュネーブ	955.3	843.6	111.7	1797.5
ドゥレモン	55.1	58.3	-3.2	105.4

Cantons et villes suisses 2005

¹⁶¹ バーゼル市の統計は都市バーゼル州に含まれるため、都市の資料がない。

第2節 州・市町村の税の種類

連邦政府と26州のそれぞれが課税権を有しているため、スイスには27の税法が存在する。各州は独自に税率を設定しており、同じ税目であっても州間の格差がある。しかし、他の国と比較して全体的に税率は低い。

州ごとの税率の違いは、富裕層と大企業の州間の移動を引き起こすこともある。それによって不動産価格の上昇を招くことがあるため、州財務局長会議でその対処法が議論されている。

州は連邦が留保しない税のすべてを徴収することができるものの、市町村の課税権に関する規定は連邦憲法ではなく、州の課税権を根拠として州が市町村へ一定の権限を与えている。よって市町村は、州によって認められた範囲のみの税金を徴収することができ、多くの場合、市町村の課税係数(multiple communal des taux légaux、centimes additionnels)を掛けて州税に付加して市町村税が課税される。

各州が独自に税法をもつため州税・市町村税の徴収者や納入回数は州ごとに異なる。複数の州が州税や市町村税の前納を認めており、この場合、納税額を割り引くことができる。

図表5-10 州・市町村税の徴収者

徴収者	州名
州	オプヴァルデン半州、ニトヴァルデン半州、グラルス州、ツーク州、内アッペンツェル半州、外アッペンツェル半州、ジュネーブ州、ジュラ州
市町村	チューリヒ州、ルツェルン州、Uri州、シュヴィーツ州、ザンクトガレン州、トゥールガウ州
州税は州、市町村税は市町村	フリブル州 ¹⁶² 、ゾロトゥルン州、都市バーゼル半州、地方バーゼル半州 ¹⁶³ 、グラウビュンデン州 ¹⁶⁴ 、ティチーノ州、ヴォー州 ¹⁶⁵ 、ヴァレー州
その他	ベルン州 ¹⁶⁶ 、シャフハウゼン州 ¹⁶⁷ 、アールガウ州、ヌーシャテル州 ¹⁶⁸

Le système fiscal Suisse 2002

同一人の同一期間、同一収入に対して複数州が課税する二重課税を禁止し、連邦政

¹⁶² 市町村と教区はその徴税を州に委任することができる。

¹⁶³ 州内28市町村で、市町村税が州によって徴収されている。

¹⁶⁴ 州内1つの市町村で、州税が市町村によって徴収されている。

¹⁶⁵ 納税者の75%に当たる州内3分の2の市町村は、市町村税の徴収を州に委任した。今後、残る市町村も徴税を州に委任する予定である。

¹⁶⁶ 5つの税事務所が州税・市町村税の徴収を行う。ベルン市、ビュンヌ市、トゥーン市では市税務局によって徴収される。州が税事務所間の調整を行う。

¹⁶⁷ シャフハウゼン州とアールガウ州では州が法人税などを、市町村が個人税を徴収する。

¹⁶⁸ 州または市町村どちらかの監督のもと徴税は一元化される。

府は必要な措置を講ずる¹⁶⁹としているが、これまで二重課税を規定する法が制定されていないため、納税者は連邦裁判所へ直接に訴えている。そのため連邦裁判所は法を代替するほどの二重課税に関する豊富な判例や法解釈を有している。二重課税の問題は州間の場合のみ問題となり、連邦と州の間では問題とならない。

図表 5－11 州・市町村税の納入回数

納入回数	州 名
1 回	ルツェルン州、ウリ州、オブヴァルデン半州、ザンクトガレン州、都市バーゼル半州、地方バーゼル半州、アールガウ州
2 回	ニトヴァルデン半州、グラウビュンデン半州 ¹⁷⁰
3 回	チューリヒ州、ベルン州、シュヴィーツ州、グラルス州、シャフハウゼン州、内アッペンツェル半州、外アッペンツェル半州、ザンクトガレン州、トゥールガウ州
4 回または 6 回	ゾロトゥルン州 ¹⁷¹ 、ティチーノ州、ヴォー州 ¹⁷² 、ヴァレー州 ¹⁷³
8 回、9 回 10 回、毎月	フリブール州、ヌーシャテル州、ジュネーブ州、ジュラ州

Le système fiscal Suisse 2002

1. 所得・財産にかかわる税

(1) 個人所得税(Impôt sur le revenu des personnes physiques)

すべての州と市町村が課税し¹⁷⁴、税率は累進税である。世帯包括課税(imposition globale de la famille)の原則に基づき世帯全員の収入を合算して申告する。一般控除(社会保険料、生命保険、支払利息など)と社会控除(配偶者、片親、子供数、保育費用など)の控除がある。また、多くの州では納税者の世帯状況に応じ課税係数を適用する二重税率を用いる。

(2) 住民税(Taxe personnelle)または世帯税(Taxe sur les ménages)

成人または営利を営む個人に納税義務があり、12 州で個人所得税に加えて課税される。チューリヒ州、ルツェルン州、ウリ州、ニトヴァルデン半州、ゾロトゥルン州、

¹⁶⁹ 連邦憲法第 127 条第 3 項

¹⁷⁰ 市町村は特定の条項を予定することができる。

¹⁷¹ 州税：2 月に課税予定明細書を発送し 7 月 31 日までの納期限内で 1 回全納または 3 回分納し、清算額を①11 月 1 日まで、②11 月 30 日まで、または③税額通知後の 30 日以内に納入する。市町村税：固定納期の 2 回から 4 回(1 回全納または 3 回分納と清算)納入。

¹⁷² 原則は 4 回(3 回分納と清算)納入だが、納税者は 10 回(9 回分納と清算)納入を要求できる。

¹⁷³ 原則として 6 回(5 回分納と清算)納入。

¹⁷⁴ 但し、都市バーゼル半州のバーゼル市は、州税に含まれるので市税を一切徴収しない。また同州のリーヘン市とベッティンガン市は州税に付加して個人所得税と不動産利益税のみを徴収する。

シャフハウゼン州、ティチーノ州、ヴァレー州、ジュネーブ州では、州および市町村、またはどちらか一方が課税する。

フリブール州、グラビュンデン州、ヴォー州では、任意ながら市町村のみに課税権がある。

(3)個人財産税(Impôt sur la fortune des personnes physiques)

すべての州と市町村は個人の財産に対して毎年課税し、税率は多くの州で累進税である。所得税と同時に申告し、所得税とともに課税される。資産と負債を合算した純資産を市価で評価し、課税基準が決められる。税額が一定の金額に満たない場合は徴収されない。

(4)法人所得資本税(Impôts sur le bénéfice et le capital des personnes morales)

法人の純利益および資本金に対して、都市バーゼル半州の市町村を除きすべての州と市町村で課税される。都市バーゼル半州の市町村は法人に対し課税していない。

多くの州で新設企業に対して税の減免を与えているものの、10年を超える減免措置を講じることはできない。

ア 利益に対する課税

州ごとの課税方法は、以下のように大別できる。

図表 5 - 12 法人所得資本税の課税方法

課税方法	州 名
比例税	チューリヒ州、ルツェルン州、ウリ州(市町村税)、オプヴァルデン半州、ニトヴァルデン半州、地方バーゼル州(市町村税)、外アッペンツェル半州、内アッペンツェル半州、ティチーノ州、ヴォー州、ジュネーブ州、ジュラ州、フリブール州、シュヴィーツ州、グラルス州、ツーク州、ゾロトゥルン州、ヴァレー州
累進税	地方バーゼル半州(州税)、シャフハウゼン州、グラウビュンデン州、ヌーシャテル州
混合制度	ベルン州、ウリ州(州税)、都市バーゼル半州、ザンクトガレン州、アールガウ州、トゥールガウ州

イ 資本に対する課税

多くの州で比例税だが、ヴァレー州はごく緩やかな累進税を採用する。

以下の 14 州では、非営利法人に対し経済活動の観点から所有不動産、総収益、投下資本など活動規模に応じて最低課税制度を採用している。ルツェルン州、オプヴァルデン半州、ニトヴァルデン半州、フリブール州、都市バーゼル半州、シャフハウゼン州、外アッペンツェル半州、内アッペンツェル半州、ザンクトガレン州、アールガウ州、トゥールガウ州、ティチーノ州、ヴォー州、ヴァレー州。

(5)相続・贈与税(Impôts sur les successions et les donations)

シュヴィーツ州を除き、すべての州で課税される。ただし、ルツェルン州は贈与税を課税しない¹⁷⁵。ツーク州では州税として徴収されるが、税収は市町村へ移転される。

- ・課税地：相続税については、動産遺産は死亡した被相続人の住所地で課税され、不動産遺産はその所在する州で課税される。贈与の場合は、贈与者の住所地で課税される。
- ・納税者：相続人、受遺者、受贈者。
- ・控除：配偶者はほぼすべての州で非課税となるが、ジュラ州では5千フランの控除上限額を定めている¹⁷⁶。直系卑属は、上限金額を定める州があるものの、ほぼすべての州で非課税とされる。直系尊属は、ウリ州、オブヴァルデン半州、ツーク州、フリブール州、外アッペンツェル半州、ティチーノ州、ヴァレー州、ジュネーブ州では非課税だが、そのほかの州では課税される。
- ・税率：州によって異なるが、例外なくすべての州で累進税が用いられる。相続税は財産目録、贈与税は申告に基づいて税額が決定される。

(6)宝くじ・スポーツト税(Impôt sur les gains de loterie et de Sport-Toto)

サッカーくじ、宝くじや勝ち馬投票権の利益に対して課税される。ベルン州、シュヴィーツ州、ティチーノ州、ヴァレー州、ジュラ州では宝くじ利益に対し個別の税率が定められている。その他の州では収入と合算して所得税が課せられる。

(7)不動産利益税(Impôt sur les gains immobiliers)

すべての州において不動産の売却によって得た利益に課税される特別税である。個人所有の不動産の譲渡によって得た利益に対してのみ課税する州と、個人・法人を問わず課税する州の二種に大別できる。

この税は商行為による売却利益とは区別され、商行為による不動産の売却利益には所得税が課税される。

(8)不動産税(Impôt foncier、Impôt sur les immeubles、Taxe foncière などの名称)

不動産の所在する州または市町村が所有者へ毎年課税する。

税率：比例税で 0.03%から 0.3%まで州によって異なる。農業用および林業用の建物は収益額に応じて、その他の建物は市価で評価される。

¹⁷⁵ 死亡5年前になされた贈与に対して相続税が課される。

¹⁷⁶ 2006年から非課税とする予定。

図表 5－13 州ごとの不動産税の課税状況

課税者	州 名
非課税	チューリヒ州、ウリ州、シュヴィーツ州、ニトヴァルデン半州、グラルス州、ツーク州、地方バーゼル半州、ゾロトゥルン州
市町村	ルツェルン州、ザンクトガレン、ティチーノ州、ヴァレー州、ジュラ州
市町村(任意)	ベルン州、フリブール州、内アッペンツェル半州、グラウビュンデン州、ヴォー州
州	トゥールガウ州、ジュネーブ州

フリブール州、ティチーノ州、ヴァレー州では、すべての建物に市町村の不動産税が、そして法人所有の建物に州税が課税される。ヌーシャテル州およびヴォー州では法人所有の投資不動産に対し課税される。

また、ルツェルン州、オプヴァルデン半州、都市バーゼル半州、シャフハウゼン州、外アッペンツェル半州、内アッペンツェル半州、ザンクトガレン州、トゥールガウ州、ティチーノ州の 9 州では、法人に対し不動産付加税が課税される。オプヴァルデン半州では個人に対しても不動産付加税が課税される。

(9) 譲渡税(Droits de mutation)

土地や建物の所有権移転に伴う取引に課税され、ほぼ全ての州で州税として徴収される。州のみが徴収する場合、税収は市町村へ配分される。

シュヴィーツ州、ツーク州、外アッペンツェル半州、ザンクトガレン州、グラウビュンデン州では、もっぱら市町村によって徴収される。フリブール州、ヴォー州では州に加えて、市町村も同様に徴収する。

チューリヒ州、ウリ州、グラルス州、シャフハウゼン州、アールガウ州では厳密には譲渡税ではないが、不動産登録に際し税金が課せられる。

- ・ 納税者：原則として個人および法人の不動産取得者であるが、オプヴァルデン半州、地方バーゼル半州、外アッペンツェル半州では売却者と取得者で折半負担とされる。
- ・ 税率：多くの州や市町村では比例税で取得価格の 1 % から 3 % の範囲とされる。

(10) 州カジノ税(Impôt cantonal sur les maisons de jeu)

営業形態 B のカジノが所在するベルン州、シュヴィーツ州、フリブール州、シャフハウゼン州、ザンクトガレン州、グラウビュンデン州、ティチーノ州、ヴァレー州、ジュネーブ州、ジュラ州の 10 州で課税される。州カジノ税は、連邦カジノ税の税額の 4 割を超えることはできない。

(11) 市町村職業税(Taxe professionnelle communale ジュネーブ州のみ)

ジュネーブ州内の市町村が、農業所得者を除き、商業活動を行う個人および法人に対し課税する。売上高、家賃、営業場所、従業員数などの係数に応じて税額を算定する。

2. 所有・消費にかかわる税

(1)自動車税(Impôt sur les véhicules à moteur)

自動車登録とナンバープレートの発行は州の管轄となる。全ての州において州が毎年課税するが、税額の決定は州ごとに異なる。ただし連邦、州、市町村、外交機関の車は非課税とされる。また、船舶の登録にかかる税も州の管轄である。

(2)犬税(Impôt sur les chiens)

全ての州において、州または市町村によって毎年飼い主に課税される。犬の体格、体重に応じて州または市町村が税額を決めるため、同一州内であってもその額は異なる場合がある。また、救助犬や盲導犬などには軽減措置がある。

(3)興行税(Impôt sur les divertissements)

有料の興行に課税され、税率は一般的に入場券または総収益の 10% である。

ベルン州、ルツェルン州、ニトヴァルデン半州、フリブール州、ゾロトゥルン州、外アッペンツェル半州、ザンクトガレン州、グラウビュンデン州、ティチーノ州、ヴォー州、ヌーシャテル州、ジュラ州の 12 州内で州税または市町村税として課税されるが、任意課税の場合が多い。ティチーノ州では映画館の入場券のみに課税される。

(4)州印紙税・登録税(Droits de timbre cantonaux et droits d'enregistrement)

都市バーゼル半州、ティチーノ州、ヴォー州、ヴァレー州、ジュネーブ州で課税される。遺言書、領収書、証明書、台帳の抄本など司法・行政当局によって発行される公文書に課される。ヴァレー州には、さらにトランプ印紙税がある。ジュネーブ州では登録税と呼ばれる。

連邦憲法第 134 条は「連邦立法が付加価値税、特別消費税、印紙税、および源泉徴収税の対象としたものまたは非課税としたものは、州および市町村は同種類の租税を課すことができない」と規定するが、これらの州は除外されている。

(5)宝くじ税(Impôt sur les loteries)

ほぼすべての州が、宝くじやサッカーくじの販売計画に対する許可授与にかかる法定税として徴収する。納付対象となる計画や課税方法は州ごとに異なる。

(6)滞在税(Taxe de séjour)

宿泊税とも言われ、ほぼすべての州において課税される。一般的にこの税は、ホテルなどの宿泊に際し、観光局や民間組織の地域開発を目的にする組織で領収される。

(7)水力税(Impôt sur les forces hydrauliques)

ニトヴァルデン半州、グラルス州、グラウビュンデン州、ヴァレー州の4州が、水力発電会社の水利用に対して課税する。この税は水利の利用料と区別される。

(8)広告税(Impôt sur les affiches-réclame、ウリ州のみ)

ウリ州は、宣伝ポスターの掲示や商業目的の広告の設置、広告映像の放映、音声を流す装置の設置に対して課税する。

(9)家賃税(Impôt sur les loyers、ヴォー州のみ)

ヴォー州の市町村は、家賃の最大3%を税として徴収することができるが、実際の課税は行われていない。

3. その他の税

(1) 教会税(impôt d'Eglise、contribution ecclésiastique、impôt paroissial などの名称)

多く州の小教区(paroisse)が教会の運営費用として区内の教会員に対し教会税を課している。この税は、州税や市町村税の納税義務がある個人や法人に課され、州税や市町村税とともに税務当局によって徴収される。

ヴォー州では、この費用は州予算に含まれているため教会税は存在しない。一方、ヴァレー州ではこの費用は市町村の予算で賄われ、教会税は一部の市町村で徴収されるのみである。

ティチーノ州、ヌーシャテル州では個人および法人の、ジュネーブ州では個人の教会税の支払いは任意である。また、都市バーゼル半州、シャフハウゼン州、内アッペンツェル半州、アールガウ州、ジュネーブ州では法人から教会税を徴収していない。

図表 5－14 所得・財産にかかわる税の課税状況

	所得税 財産税	住民税 世帯税	不動産 利益税	不動産税		譲渡税	相続税 贈与税	宝くじ 利益税 ¹⁷⁷	カジノ 税
				個人	法人				
CH	Conf	-	-	-	-	-	-	-	Conf
ZH	Ct Cm	Cm	Cm	-	-	Ct	Ct	-	-
BE	Ct Cm	-	Ct Cm	(Cm)	(Cm)	Ct	Ct	Ct Cm	Ct
LU	Ct Cm	Ct Cm	Ct Cm	Cm	Cm	Ct Cm	Ct Cm	-	-
UR	Ct Cm	Cm	Ct	-	-	Ct	Ct	-	-
SZ	Ct Cm D	-	Ct	-	-	Cm	-	Ct Cm D	Ct
OW	Ct Cm	-	Ct Cm	-	-	Ct	Ct Cm	-	-
NW	Ct Cm	Cm	Ct Cm	-	-	Ct	Ct Cm	-	-
GL	Ct Cm	-	Ct	-	-	Ct	Ct	-	-
ZG	Ct Cm	-	Cm	-	-	Cm	Ct	-	-
FR	Ct Cm	(Cm)	Ct Cm	(Cm)	Ct (Cm)	Ct (Cm)	Ct (Cm)	-	Ct
SO	Ct Cm	Ct (Cm)	Ct Cm	-	-	Ct	Ct	-	-
BS	Ct Cm	-	Ct Cm	-	-	Ct	Ct	-	-
BL	Ct Cm	-	Ct	-	-	Ct	Ct	-	-
SH	Ct Cm	Ct Cm	Ct Cm	-	-	Ct	Ct	-	Ct
AR	Ct Cm	-	Ct	-	-	Cm	Ct	-	-
AI	Ct Cm	-	Ct	(Cm)	(Cm)	Ct	Ct	-	-
SG	Ct Cm	-	Ct	Cm	Cm	Cm	Ct	-	Ct
GR	Ct Cm	(Cm)	Ct (Cm)	(Cm)	(Cm)	(Cm)	Ct (Cm)	-	Ct
AG	Ct Cm	-	Ct Cm	-	-	Ct	Ct Cm	-	-
TG	Ct Cm	-	Ct	Ct	Ct	Ct	Ct	-	-
TI	Ct Cm	Cm	Ct	Cm	Ct Cm	Ct	Ct	Ct Cm	Ct
VD	Ct Cm	(Cm)	Ct	(Cm)	Ct (Cm)	Ct(Cm)	Ct (Cm)	-	-
VS	Ct Cm	Cm	Ct	Cm	Ct Cm	Ct	Ct	Ct Cm	Ct
NE	Ct Cm	-	Ct	-	Ct (Cm)	Ct	Ct	-	-
GE	Ct Cm	Ct	Ct	Ct	Ct	Ct	Ct	-	Ct
JU	Ct Cm	-	Ct Cm	Cm	Cm	Ct	Ct	Ct Cm	Ct

Les impôts en vigueur de la Confédération, des cantons et des communes

Conf : スイス連邦税、Ct : 州税、Cm : 市町村税、(Cm) : 任意の市町村税、D : 郡税

¹⁷⁷ 宝くじ利益への課税を目的とした税目がなくとも、連邦や他のすべての州では他の所得と合算し所得税が加算される。

図表 5－15 所有・消費にかかわる税の課税状況

	付 加 価 値 税 関 税	連 邦 印 紙 税	特 別 消 費 税	自 動 車 税	犬 税	興 行 税	州 印 紙 税	広 告 税	そ の 他
CH	Conf	Conf	Conf	-	-	-	-	-	-
ZH	-	-	-	Ct	Cm	-	-	-	Ct
BE	-	-	-	Ct	(Cm)	(Cm)	-	-	-
LU	-	-	-	Ct	Cm	(Cm)	-	-	Ct (Cm)
UR	-	-	-	Ct	(Cm)	-	-	Ct	-
SZ	-	-	-	Ct	Cm	-	-	-	(Cm)
OW	-	-	-	Ct	(Cm)	-	-	-	(Cm)
NW	-	-	-	Ct	Ct	(Cm)	-	-	Ct
GL	-	-	-	Ct	Ct (Cm)	-	-	-	Ct (Cm)
ZG	-	-	-	Ct	(Cm)	-	-	-	-
FR	-	-	-	Ct	Ct (Cm)	(Cm)	-	-	Ct (Cm)
SO	-	-	-	Ct	Ct (Cm)	(Cm)	-	-	(Cm)
BS	-	-	-	Ct	Ct	-	Ct	-	Ct
BL	-	-	-	Ct	Cm	-	-	-	-
SH	-	-	-	Ct	Cm	-	-	-	-
AR	-	-	-	Ct	Ct Cm	(Cm)	-	-	Ct (Cm)
AI	-	-	-	Ct	D	-	-	-	Ct
SG	-	-	-	Ct	Cm	(Cm)	-	-	Ct Cm
GR	-	-	-	Ct	(Cm)	(Cm)	-	-	Ct
AG	-	-	-	Ct	Cm	-	-	-	Ct (Cm)
TG	-	-	-	Ct	Cm	-	-	-	-
TI	-	-	-	Ct	Ct	Ct	Ct	-	Ct
VD	-	-	-	Ct	Ct (Cm)	(Cm)	Ct	-	Ct (Cm)
VS	-	-	-	Ct	Ct Cm	-	Ct	-	Ct
NE	-	-	-	Ct	(Cm)	(Cm)	-	-	-
GE	-	-	-	Ct	Ct	-	Ct	-	Ct (Cm)
JU	-	-	-	Ct	(Cm)	(Cm)	-	-	Ct

Les impôts en vigueur de la Confédération, des cantons et des communes

Conf : スイス連邦税、Ct : 州税、Cm : 市町村税、(Cm) : 任意の市町村税、D : 郡税

図表 5-16 主要都市別の一人あたり年間所得税額¹⁷⁸ (2001 年 単位：フラン)

州 都	収入額				
	3 万	5 万	8 万	10 万	20 万
チューリヒ	939	2,710	6,364	9,280	28,263
ベルン	400	3,003	8,455	12,355	35,055
ルツェルン	940	3,818	8,701	12,397	33,982
アルトドルフ(UR)	1,263	3,037	7,543	10,783	32,196
シュヴィーツ	683	2,315	4,933	7,087	20,269
ザルネン(OW)	1,495	4,371	7,652	10,839	27,348
シュタンス(NW)	358	2,146	6,011	8,842	24,042
グラルス	1,229	3,355	7,619	11,200	31,103
ツーク	226	1,124	3,396	5,126	16,571
フリブール	1,051	3,880	8,795	12,765	35,818
ゾロトゥルン	843	3,177	9,285	13,574	38,434
バーゼル	624	3,778	9,687	14,657	39,633
リースタル(BL)	743	3,171	8,194	12,194	35,766
シャフハウゼン	862	3,294	8,388	12,198	34,841
ヘリザウ(AR)	819	3,067	7,696	11,334	30,848
アッペンツェル(AI)	755	2,269	5,484	8,263	23,939
ザンクトガレン	624	2,754	7,878	11,958	36,141
クール(GR)	662	2,133	6,168	9,671	30,711
アーラウ(AG)	496	2,086	6,125	9,398	30,543
フラウエンフェルト(TG)	529	3,107	7,934	11,513	33,798
ベリンツォーナ(TI)	569	1,903	6,864	11,123	35,659
ローザンヌ(VD)	146	3,452	9,519	13,053	35,057
シオン(VS)	996	3,401	7,593	10,765	35,243
ヌーシャテル	655	2,792	9,193	13,914	39,504
ジュネーブ	25	1,599	7,136	11,630	36,118
ドゥレモン(JU)	795	3,846	9,869	14,158	38,084
連邦税	-	143	756	1,465	10,326

Le system fiscal Suisse 2002

¹⁷⁸ 前提条件：既婚、子供なし、給与収入のみ、基礎控除・社会保険料控除後 税目：州税、市町村税、教会税

図表 5-17 主要都市別の一人あたり年間資産税額¹⁷⁹(2001 年 単位：フラン)

州 都	純資産額				
	5 万	10 万	30 万	50 万	100 万
チューリヒ	-	-	198	634	2,231
ベルン	-	-	967	1,924	4,874
ルツェルン	-	-	1,066	2,216	6,453
アルトドルフ(UR)	-	-	620	1,513	4,520
シュヴィーツ	-	-	470	1,098	2,666
ザルネン(OW)	-	192	959	1,727	3,646
シュタンス(NW)	-	56	431	805	1,741
グラルス	-	-	750	1,500	3,375
ツーク	-	-	110	447	2,120
フリブール	-	123	1,599	2,870	6,970
ゾロトゥルン	-	-	813	2,113	5,363
バーゼル	-	-	1,000	2,000	5,750
リースタル(BL)	-	-	539	1,843	6,538
シャフハウゼン	-	-	608	1,701	5,832
ヘリザウ(AR)	-	-	886	1,882	4,428
アッペンツェル(AI)	-	-	615	1,230	2,768
ザンクトガレン	-	-	1,050	2,250	5,250
クール(GR)	-	99	712	1,548	4,124
アーラウ(AG)	-	-	455	1,322	3,870
フラウエンフェルト(TG)	-	174	1,045	1,916	4,777
ベリンツォーナ(TI)	-	-	560	1,520	4,260
ローザンヌ(VD)	-	208	1,253	2,724	6,631
シオン(VS)	22	223	1,136	2,211	5,243
ヌーシャテル	-	53	1,223	2,659	7,020
ジュネーブ	-	-	786	1,939	5,498
ドゥレモン(JU)	-	190	996	1,993	5,089

Le system fiscal Suisse 2002

¹⁷⁹ 前提条件：純資産、基礎控除後 税目：州税、市町村税、教会税

第3節 財政調整制度

1. 財政力一般指数(indice générale de la capacité financière)

連邦政府は、州間の財政均衡を促進し、また連邦の補助金を提供するにあたっては州の財政力および山岳地域の状況を勘案する¹⁸⁰こととしている。連邦から州に移転される財源には、使途の特定されるものと特定されないものがあり、特定されるものとしては補助金(subvention)と費用補償(remboursement)が、特定されないものとして交付金(part)がある。

現在の財政調整は 1959 年に制定された法規に基づいている。同制度は、連邦と州の財政関係を規定し、また同時に財政力の強い州と弱い州の間の格差是正を目的としている。財政力の使われ方は各財政調整のプログラムにより異なるが、その拠り所としては財政力一般指数が用いられている。財政力指数は以下4種の指標によって算出される。

- ①経済力指標…州民一人当たりの収入
- ②担税力指標…各州の税負担指数に応じて加重計算した住民一人あたりの州および市町村の歳入額。
- ③徴税余力指標…州税と州内の市町村税の全租税負担に反比例する指標。
- ④需要度指標¹⁸¹…全耕作地面積に対する平野部耕作地面積の商と1 k m²あたりの人口の和の中間値

①から④の各項を州ごとに算出し、全体の平均が100となるよう指数化したのち、次の式で最低の州の値が70となるよう各州の値を指標化する。

$$\frac{(\text{州の指数} - 100) \times 30}{(100 - \text{最低数の州の数値})} + 100$$

このようにして換算した4つの指標を使い、次に各州別の加重平均を算出する。このとき、①と②には1.5が、③と④には1が加重値として乗ぜられる。

州ごとに算出された加重平均の値は、最後に下記の式を用いて当該州の財政力指標として一つの値に換算される。その場合に、財政力一般指標の最低数値が30となるよう調整される。

$$\text{財政力一般指標} = 100 + \frac{\{(\text{加重計算の平均値} - 100) \times 2.7\}}{}$$

¹⁸⁰ 連邦憲法第135条

¹⁸¹ 2004-2005年各州の財政力を定める政令では、「zone de montagne」と表記される。

図表 5－18 各州の指標および財政力一般指数

(カッコ内は順位)

州 名	① 経済力 指 標	② 担税力 指 標	③ 徴税余 力指標	④ 需要度 指 標	①～④の 加重平均	財 政 力 一般指数
チューリヒ州	129.09	125.09	115.20	108.94	121.08	157 (3)
ベルン州	83.18	82.20	80.80	93.91	84.56	58(20)
ルツェルン州	83.83	80.97	81.26	102.12	86.12	63(17)
ウリ州	88.37	73.88	92.02	73.44	81.77	51(22)
シュヴィーツ州	99.88	106.48	135.33	85.88	106.15	117 (6)
オプヴァルデン半州	70.81	70.00	79.12	76.87	73.44	30(25)
ニトヴァルデン半州	119.92	104.99	132.29	84.25	110.78	129 (5)
グラルス州	109.02	80.13	97.23	77.05	91.60	77(14)
ツーク州	159.66	163.96	152.22	96.70	146.87	227 (1)
フリブール州	77.25	76.26	70.82	97.17	79.65	45(23)
ゾロトゥルン州	87.57	82.35	96.88	103.42	91.03	76(15)
地方バーゼル半州	108.36	102.58	108.38	105.37	106.03	116 (6)
都市バーゼル半州	157.08	127.35	84.18	111.02	124.37	166 (2)
シャフハウゼン州	103.51	87.58	98.74	111.02	99.28	98 (9)
外アッペンツェル半州	88.08	81.37	92.64	81.68	85.70	61(19)
内アッペンツェル半州	87.05	81.71	112.84	71.37	87.47	66(19)
ザンクトガレン州	87.54	88.94	99.01	98.73	92.49	80(12)
グラウビュンデン州	86.15	91.09	94.98	70.00	86.17	63(17)
アールガウ州	100.50	89.11	114.01	110.42	101.77	105 (8)
トゥールガウ州	86.29	83.94	97.73	110.38	92.69	80(12)
ティチーノ州	77.03	108.00	109.20	85.96	94.54	85(11)
ヴォー州	101.81	97.64	84.41	106.27	97.97	95(10)
ヴァレー州	71.61	72.20	70.00	81.40	73.42	30(25)
ヌーシャテル州	84.59	87.04	72.99	88.46	83.78	56(21)
ジュネーブ州	113.32	149.74	97.05	111.07	120.54	155 (4)
ジュラ州	70.00	76.53	71.05	84.92	75.15	33(24)
スイス平均	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100

2004・2005 年各州の財政力を定める政令

2. 補助金の配分

連邦の補助金は各州の財政力に応じた係数を掛けて、連邦管轄事務に州がかかわる場合など特定の事務に対する助成として交付される。

各州は、連邦政府が州や郡、市町村、またそのほかの財政的資源を考慮して定めた財政力一般指数に応じて3種に分類され、それに応じて補助金配分の係数が決められる。この分類は2年ごとに見直される。

図表 5－19 補助金配分係数

係 数	財政力指数の数値	州 名
最小値	121 以上	チューリヒ州、ニトヴァルデン半州、都市バーゼル半州、ツーク州、ジュネーブ州(計 5 州)
0～40※	60～120	シュヴィーツ州、地方バーゼル半州、アールガウ州、シャフハウゼン州、ヴォー州、ティチーノ州、トウルガウ州、ザンクトガレン州、グラルス州、ゾロトゥルン州、外アッペンツェル半州、グラウビュンデン州、ルツェルン州、内アッペンツェル半州(計 14 州)
最大値	59 以下	ベルン州、ヌーシャテル州、ウリ州、フリブール州、ジュラ州、オブヴァルデン半州、ヴァレー州(計 7 州)

州財政力指数後の連邦補助金の区分を規定する政令

※ 係数の計算式は以下のとおり。

$$\text{係数} = \text{最小係数} + \lfloor (120 - \text{当該州の財政力指数}) \div 60 \rfloor \times \lfloor \text{最大係数} - \text{最小係数} \rfloor$$

3. 交付金の配分

交付金の原資には、連邦直接税、連邦予納税、兵役免除税の税収の各一定割合が充てられる。

連邦直接税のうち 30%が州に分配される。配分方法は以下のとおり。①17%は各州の連邦直接税の税収に応じて、②10%は各州の財政力に応じて、③3%を連邦と州の間の新たな事務配分、新たな財政調整規則に応じて配分する。②および③が財政調整機能を果たす。

連邦予納税では、税収の 10%が州に配分される¹⁸²。配分方法は以下のとおり。①州配分額の半分(税収の 5%)は、州の人口に応じて、②残額を財政力指数 100 以下の州で財政力指数に応じて分配する。

¹⁸² 予納税に関する連邦法第 2 条では 12%とされるが、連邦憲法第 196 条の経過条項第 16 項において、州間の財政調整に関する新たな規則の制定まで、各州へ支払われる連邦予納税からの交付金は 12%とするが、連邦予納税率が 30%を超えるときは、各州への交付金は 10%とする、と定められる。

兵役免除税のうち各州の税収額の 20%が州に配分される¹⁸³。

4. 特定目的の費用補償

関税として徴収される鉱油税および鉱油付加税の一部は州に交付される。これは国際山岳道路、国道、主要州道の財源となると同時に、州の道路関係の支出を対象とした複雑な制度の一部をなす。

図表 5 - 20 鉱油税の配分方法

7 % ¹⁸⁴	国際山岳道路を有する州と国道のない州へ配分される部分 5.6% ¹⁸⁵ 国際山岳道路を有する州へ配分 ¹⁸⁶ 1.4% 国道のない州へ配分 ¹⁸⁷
93%	一般的に配分される部分 34% 州の道路経費に応じて 12% 道路延長に応じて(6 %国道・主要道、6 %州道・その他道路) 42% 財政力が平均以下の州への財政調整部分 7 % 自動車税が連邦平均の 80%未満の州へ交付される部分 5 % 州民一人当たりの道路への支出が連邦平均以上への部分

鉱油税の配分に関する政令

重量車両税(redevance sur le trafic des poids lourds)¹⁸⁸の 3 分の 1 が州へ配分され、道路関連分野の支出に充てられる。山岳地帯への配分には、人口、経済、商品の運輸状況の 3 要素を考慮して配分額が決められる。

図表 5 - 21 重量車両税の配分方法

20%	山岳地帯およびその周辺地域へ優先的に配分される部分
80%	一般的に配分される部分 20% 道路延長に応じて(10%国道・主要道、10%州道・その他道路) 15% 道路維持費用に応じて 60% 人口に応じて 5 % 自動車税の課税に応じて

重量車両税に関する連邦法

¹⁸³ 兵役免除税に関する連邦法第 45 条第 3 項

¹⁸⁴ ジュラ州内の国道 16 号の供用開始後は、6 %と 94%となる。

¹⁸⁵ ジュラ州内の国道 16 号の供用開始後は、5.4%と 0.6%となる。

¹⁸⁶ ウリ州、グラウビュンデン州、ティチーノ州、ヴァレー州が該当する。

¹⁸⁷ 内アッペンツェル半州、外アッペンツェル半州、ジュラ州(国道 16 号の供用開始まで)が該当する。

¹⁸⁸ 連邦憲法第 85 条第 1 項 連邦は、重量車両に対して、その性能または使用実績に応じた公課を重量車両の通行によって生じる追加的費用のうち他の手当または公課で補填されない限度内で徴収することができる。

5. 山岳地域政策

連邦政府の山岳地域政策は、社会文化的な特色と地域の多様性を保護しながら、市町村間および地域間の協力を補強することによって山岳地域の持続的発展を保障することを目的としている。

連邦政府は、山岳地域の競争力を高める経済開発に有利な条件を確立し、そのほかの地域との経済的また社会的な不均衡を低減させるために、法で規定した地域¹⁸⁹の自治体や民間企業などに資金を貸し付けて投資援助を行なう¹⁹⁰こととしている。

(1) 対象事業

法で規定された地域が、連邦法に違反しない山岳地域の発展に資する複数年の開発計画を策定し、州政府がこの計画に少なくとも事業主体と同額の資金参画をするとき、連邦政府はその事業に資金援助を行なう。以下の内容を含む事業が対象となる。

- ・ 地域内の企業立地を促進し、工業企業、芸術産業、サービス業および観光業を融合させ、山岳地域の競争条件を改善する事業。
- ・ 地域の個性や政治的、社会文化的な多様性を保ちながら生活の質を向上させる事業。
- ・ 地域の潜在力や比較優位性を利用する事業。
- ・ 地域の社会基盤を維持し、また発展させる事業。

(2) 資金の配分

連邦政府は、援助資金を地域開発組織¹⁹¹の各市町村の財政力やその地域における開発の重要度に応じて、市中金利よりも低利または無利子で最長 30 年間貸し付けることができる。

州政府は、地域開発組織の要望に基づき投資援助額を決定し、当該組織に貸し付ける。また連邦政府は、州政府が事業総額の 25% の費用負担をする事業に対し事業総額の 50% まで支援し¹⁹²、州政府へこの資金を支払う。州政府は 4 年ごとにその資金用途を連邦経済省に報告しなければならない。

連邦経済省は、4 年ごとに連邦政府の援助上限額を決めるが、州政府が法規を遵守しない場合には、上限金額の引き下げ、または援助を中断することができる。

この援助資金は基礎予算枠と開発関連予算枠に分けられ¹⁹³、これらの比率は連邦経済省が定める。それぞれの予算枠は以下の方法で配分される。

ア 基礎予算枠の配分

連邦経済省は、分配基準と均衡基準を考慮して基礎予算枠の配分額を決める。

(ア) 配分基準

¹⁸⁹ 山岳地域の投資援助に関する連邦法第 2 条に規定された市町村が対象となる。

¹⁹⁰ 山岳地域の投資援助に関する連邦法第 4 条

¹⁹¹ 地理的、経済的に一体をなす複数の市町村、または共同で事務を行なう市町村は一つの地域(région)とみなされ、各地域は法人格を与えられ、事務局を備えた地域開発組織を設立する。(山岳地域の投資援助に関する連邦法第 3 条および第 15 条)

¹⁹² 山岳地域の投資援助に関する連邦法第 18 条および第 20 条

¹⁹³ 山岳地域の投資援助に関する政令第 1 条

配分基準は、①その地域の人口規模に応じ、ただし人口 5 千以上の市町村は 5 千人とみなす、②非生産的な土地を除いた地域の総面積に応じた 2 つの数値を用いる。

(イ) 均衡基準

均衡基準は、①州財政力指数の算出に使用した係数の中間値の逆数、②その地域の潜在的就業者数と第 2 次および 3 次産業に従事する常勤就業者数を比較した人口指数の 2 つを用いる。

イ 開発関連予算枠の配分

連邦経済省は、総事業費と事業の進捗度を比較し加重計算した費用に応じて開発関連予算枠の配分額を決める。

地域開発組織が貸付金を返済できないとき、貸付を認めた州政府はその損失の半額を負担する。しかし、事情によっては、連邦政府は州政府の責任を軽減させること、またはその権利を放棄することができる。

第 4 節 財政調整および連邦と州間の事務配分に関する改革(RPT¹⁹⁴)

現行の財政調整制度は 1959 年に制定された法規に基づいており、時代の変化とともに以下の問題点が指摘されていた。

- ① 事務の重複…多量の文書や法規、権限の重複によって混乱が生じ、連邦政府と州政府の間で責任の所在が曖昧となっている。
- ② 格差の拡大…州間の財政力格差を縮小するために様々な努力が行われてきたが、格差は広がる傾向にある。
- ③ 制度の非統制…多くの財政調整手段が設けられたものの、その運用に一貫性がないため、交付金や補助金の配分が特定の州に集中する傾向を生んでいる。

そこで、補完性の原則に沿って連邦・州・市町村が効率的に運営されるよう、公共財政をより適切に運営し、州間の格差解消と錯綜する公共事務の簡素化の二つの問題に取り組むものがこの改革である。

この改革は、約 20 項目にわたる憲法改正および連邦・州レベルで現行法の改定を要するため 2008 年に完了する予定である。2004 年 11 月のレファレンダムにおいて当該改革に関する憲法改正案が可決され、今後、関係法令の改定案の連邦議会承認および国民投票を 2007 年までに、そして財源調整、負担補償、逼迫補償の方法を創設し、連邦議会の承認および国民投票を 2008 年に行う予定である。この改革によってスイス設立の原理である連邦主義が活性化すると期待されている。

1. 改革の内容

この改革は財政面と事務面において連邦政府と州政府の分担を新たに規定しようと

¹⁹⁴ RPT(Réforme de la péréquation financière et de la répartition des tâches entre la Confédération et les Cantons)

するものである。連邦と州の間に乱立する 30 以上の補助金や補償制度を二つに簡素化するとともに、組織間の権限の重複を解消する。これによって財政調整はより効率的になり、財政資金の流れが柔軟になることから公共資金のより適切な運営が可能となる。

新たな財政調整制度は財政力の弱い州に政策の自由度を与え、また負担補償制度は特別要因に起因する過剰な負担を軽減する。これによって財政力の弱い州の財務状況が改善する。また、連邦と州の間で事務分担を見直すことによって事務の重複が解消され、連邦制度自体の効率性が改善する。

(1)財政面

連邦政府はこれまで各州の財政力に応じて補助金を調整することで、州間の財政力格差を是正するよう努めてきた。しかし、現行制度では連邦政府から州への資金の 75% は使途が指定され、各州はその資金を自由に使うことができなかった。それを改革後は一括払いの包括的な使途の指定されない資金に置換え、補助金とは別のそれぞれ独立した 2 つの手段を使って財政力格差の是正を行なうこととする。この資金によって全ての州に財政面での最低限の自立性が保証され、各州は独自に優先政策を策定することができ、それらに集中して取り組むことが可能となる。

ア 財源の調整

各州に最低限の自己資金を保証させるために、連邦政府と財政力の強い州は財政調整のための資金を負担し、それによって財政力の強い州と弱い州の均衡が回復する。

イ 負担の補償

山岳部の州と国内中央部の州が直面する過剰な負担を補償する。

(2)事務面

行政権限の重複と曖昧な責任が重なり、州の連邦政府への依存度が高まっているため、この状況を解消し公共事務をより合理的に再組織することを目的とする。この改革では 32 事務が対象となり、そのうち連邦に 7 事務を、州に 13 事務を独占的に付与し、12 事務を両者が共有する。これら改革対象のなかに複数の州による協力の対象となる 9 事務が含まれる。

ア 事務と財源の簡素化

連邦政府と州の事務および財源をできる限り明確に線引きをする。また、連邦と州が共同で行う事務および財政面についても、その関係を再規定する。

イ 州間協力の強化

州間の協力を強化するための必要な規則を定める。

2. 改革の効果

(1)連邦レベル

連邦政府は、新しい事務分担によって負担が軽減するため、より大きな自由度を獲得し、国益にかかわる基本的な事務に集中することができる。それによって、効果的に財源を用いることができる。

(2)州レベル

州政府は、権限が広がり格段に裁量度が大きくなる。同時に、自由財源の増加によって自立的な行動が可能となる。また、新たな財源調整制度によって州間の格差が縮小する。

(3)国民レベル

州の裁量権の拡大によって、地域の利益や必要性に合わせた施策が可能となり、政治がより国民に近いものとなる。

3. 新たな財政調整および負担補償制度の確立

州間の財政調整に関する 1959 年 7 月 19 日連邦法に替わり、財政調整および負担補償制度に関する 2003 年 10 月 3 日連邦法¹⁹⁵が制定された。この法律は、連邦政府と税収の多い州による税収の少ない州への資金移転、地理・地形または社会・人口に起因する過度な負担に対する政府補償、および費用補償を含む州間協力の促進を規定する。

(1)目的

財政調整は、①州の財政自治を強固にする、②財政力および財政負担の州間格差を低減させる、③国内や他の国と比較して財政競争力を維持する、④財源資産(*potential de ressources*)を確保し、州の最低限の歳費を保証する、⑤地理・地形または社会・人口に起因する過度な負担を補償する、⑥州間の公平な負担補償を保証することを考慮して行なう。

(2)連邦および州による財政調整

ア 財源資産に応じた州の分類

各州の財源資産は、①連邦直接税に沿った個人課税所得、②個人資産、③連邦直接税に沿った法人課税所得をもって計算される。連邦政府は各州の協力のもと、前 3 年間の数値をもとに毎年各州の一人当たり財源資産を計算し、全州の一人当たり平均値よりも高い州を財源資産の強い州、低い州を財源資産の弱い州と二分する。

¹⁹⁵ Loi fédérale du 3 octobre 2003 sur la péréquation financière et la compensation des charges (PFCC)

イ 資金拋出

4年間を一期間として、連邦政府および財源資産の強い州は財政調整のための資金を拋出する。財源資産の強い州は、全州の一人当たり平均値と自州の数値の差額の一定比率を拋出する。連邦政府は、毎年 of 財源資産の変化に応じて各州の拋出金を見直す。財源資産の強い州への毎年の交付金の総額は、連邦交付金全体額の最低3分の2、最高80%とする。

ウ 資金の配分

連邦政府は財源資産と人口に基づいて、スイス平均値の85%に達するよう財源資産の弱い州への配分額を毎年定める。この資金は使途分野を指定されない。

(3) 連邦による過重負担への補償

ア 対象地域

(ア) 地理・地形に起因する過重負担

高地に位置し、居住帯や農耕地面積が平均以上の比率の地域、および人口集積が少なく住宅地が分散している地域。

(イ) 社会・人口に起因する過重負担

貧困、高齢、若者、失業者、薬物依存者、外国人などが平均以上の比率の地域。また同時に、都市圏の中心都市の特有な負担も考慮される。

イ 資金の配分

4年間を一期間として、これらの負担を考慮して連邦議会が配分額を決定する。この資金は使途分野を指定されない。

(4) 負担補償を伴う州間協力

連邦議会は負担補償を予定した州間協力を各州に義務付ける。州間協力は、①最低限の役務提供の保証、②集合的、合理的に州の役務の実行、③役務の決定や実行に参画を保証し、これらにかかる費用の州間での公平な補償を規定する。

連邦議会は、州間協力の参加州に対して一般強制力を与えることができる。

(5) 効率性の評価

連邦政府は4年に1度、財政配分の目的実現度、次期への提案を盛り込んだ新たな財政調整および負担補償制度の運用と効果に関する報告書を連邦議会に提出する。

(6) 逼迫の補償

新たな財政調整制度への移行を容易にするために、連邦政府と各州は財源資産の弱い州の財政逼迫に備えた資金を拋出する。連邦政府はこの資金の3分の2を、州は3分の1を負担する。この資金は使途分野を指定されない。

連邦議会は、各州の財政逼迫の限度額を各州の人口に応じて決定する。この額は最初の 8 年間固定され、以降年間 5 % ずつ逡減させる。

財源資産および新たな配分方式への移行に関する財政的総合評価の結果に応じて、連邦政府は州間の資金配分を規定する。財源資産がスイス平均値以上になるとき、その州は補償を受ける権利を失う。

参考文献

スイス連邦法規

- Constitution fédérale de la Confédération Suisse(2003 年 7 月 15 日現在)
- Loi fédérale sur les droits politiques
- Loi sur l'Assemblée fédérale
- Règlement du Conseil national(RCN)
- Règlement du Conseil des Etats(RCE)
- Loi sur l'organisation du gouvernement et de l'administration(LOGA)
- Ordonnance sur l'organisation du gouvernement et de l'administration(OLOGA)
- Ordonnance relative à l'approbation d'actes législatifs des cantons par la Confédération
- Loi fédérale sur le Contrôle fédéral des finances
- Loi fédérale concernant la péréquation financière entre les cantons
- Ordonnance fixant la capacité financière des cantons pour les années 2004 et 2005
- Ordonnance réglant l'échelonnement des subvention fédérales d'après la capacités financière des cantons
- Ordonnance réglant la péréquation financière au moyen de la quote-part cantonale au produit de l'impôt fédéral direct
- Loi fédérale sur la péréquation financière et la compensation des charges(PFCC)
- Loi fédérale sur l'impôt fédéral direct(LIFD)
- Loi fédérale sur l'impôt anticipé(LIA)
- Loi fédérale sur la taxe d'exemption de l'obligation de servir(LTEO)
- Ordonnance concernant la répartition des parts de produit de l'impôt sur les huiles minérales destinés au financement de mesures autres que techniques
- Loi sur le personnel de la Confédération(LPers)
- Ordonnance-cadre relative à la loi sur le personnel de la Confédération
- Ordonnance sur le personnel de la Confédération(OPers)
- Ordonnance du DFF concernant l'ordonnance sur le personnel de la Confédération(O-OPers)
- Loi fédérale sur la protection de la nature et du paysage(LPN)
- Loi fédérale sur les allocations familiales dans l'agriculture(LFA)
- Loi fédérale sur la partie générale du droit des assurance sociales(LPGA)
- Loi fédérale concernant la police des chemins de fer
- Loi fédérale sur l'aménagement du territoire(LAT)

- Ordonnance sur l'aménagement du territoire(OAT)
- Loi fédérale concernant une redevance sur le trafic des poids lourds liée aux prestations
- Ordonnance concernant une redevance sur le trafic des poids lourds liée aux prestations
- Loi fédérale relative à la promotion de la participation suisse à l'initiative communautaire de coopération transfrontalière, transnationale et interrégionale (INTERREGIII), pour la période 2000-2006
- Ordonnance relative à la promotion de la participation suisse à l'initiative communautaire INTERREGIII pour la période 2000-2006
- Loi fédérale sur l'aide aux investissements dans les régions de montagne(LIM)
- Ordonnance concernant l'aide aux investissements dans les régions de montagne(OLIM)

ジュネーブ州法規

- Constitution de la République et canton de Genève
- Loi portant règlement de la République et canton de Genève(LRGC)
- Règlement pour le Conseil d'Etat de la République et canton de Genève
- Règlement sur l'organisation de l'administration cantonale
- Loi sur l'administration des communes(LAC)
- Règlement d'application de la loi sur l'administration des communes
- Loi sur l'exercice des droits politiques(LEDP)
- Règlement d'application de la loi sur l'exercice des droits politiques
- Règlement concernant la délimitation des arrondissements électaux de la Ville de Genève
- Loi générale relative au personnel de l'administration cantonale et des établissements publics médicaux(LPAC)
- Règlement d'application de la loi générale relative au personnel de l'administration cantonale et des établissements publics médicaux
- Règlement sur les cadres supérieurs de l'administration cantonale
- Règlement sur les cadres intermédiaires de l'administration cantonale
- Loi sur la gestion administrative et financière de l'Etat de Genève(LGAF)
- Loi sur la police
- Loi sur la prévention des sinistres, l'organisation et l'intervention des sapeurs-pompieres
- Loi sur l'instruction public(LIP)
- Concordat intercantonal sur la coordination scolaire
- Loi sur les allocation familiales(LAF)

- ・ Loi sur l'action publique en vue d'un développement durable(Agenda21)
- ・ Loi d'application de la loi fédérale sur l'aménagement du territoire(LaLAT)
- ・ Loi sur l'organisation judiciaire

ジュネーブ市の規則

- ・ Règlement du Conseil municipal de la Ville de Genève
- ・ Règlement du Conseil administratif
- ・ Statut du personnel de l'administration municipale

フリブール州の法規

- ・ Constitution du canton Fribourg

ヴォー州の法規

- ・ Constitution du canton Vaud

ヌーシャテル州の法規

- ・ Constituiton de la République et Canton de Neuchâtel
- ・ Loi sur les communes(LCo)
- ・ Loi sur la police cantonale
- ・ Loi sur la police locale

ベルン州の法規

- ・ Loi sur les impôts paroissiaux(LIP)
- ・ Loi sur les communes(LCo)

ヴァレー州の法規

- ・ Loi sur les communes

資料

連邦制度

- ・ Annuaire officiel de la République et canton de Genève 2004
- ・ Christian M.Reiser「Autonomie et démocratie dans les communes genevoises」(1998年 Faculté de Droit de Genève)
- ・ Federalism in a changing World – Learning from Each Other
- ・ La Confédération en bref 2004
- ・ Méméto Genévois 1990
- ・ Nicolas Schmidt「Petit aperçu comparatif du fédéralisme en Suisse, en Allemagne et aux Etats-Unis」(L'EUROPE EN FORMATION ANNEE 2003 N3

Centre international de formation européenne)

- Nicolas Schmidt 「Le système communal en Suisse : hétérogénéité, complexité, actualité」 (2001 年)
- Pratique Citoyennes 2004
- Tous savoir... Ville de Genève, comment ça marche ?

財政

- Journée d'étude sur les réformes et la politique communales 「La solidarité intercommunale en question」 Institut du Fédéralisme de l'Université de Fribourg
- Les atouts du système fiscal suisse
- Les finances de la confédération en bref Budget 2004
- Les grandes lignes du régime fiscal suisse
- Les impôts en vigueur de la Confédération, des cantons et des communes
- Le système fiscal suisse 2002
- Réforme de la péréquation financière et de la répartition des tâches entre la Confédération et les Cantons – RPT
- Revenue Statistics 1965-2003(2004 年 OECD)

司法

- Tribunaux genevois Informations générales
- Office fédéral de la justice

一般統計

- Annuaire statistique de la Suisse 2005
- Annuaire statistique du canton de Fribourg 2003
- Annuaire statistique du canton de Genève 2003
- Cantons et Villes suisses 2005
- Examens territoriaux de l'OCDE Suisse 2002
- La Suisse en chiffres Edition 2004(UBS 銀行)
- Mémento statistique de la suisse 2005
- Monthly statistical bulletin May 2005

教育

- Ecole primaire Enseignement primaire 2004
- Information générale 2005-2006 cycle d'orientation Enseignement Secondaire Genevois

社会保険

- ・ Les Comptes globaux de la protection sociale
- ・ Les assurances sociales au quotidien
- ・ Statistique des assurances sociales suisses 2004

環境

- ・ Guide pratique de l'agenda 21 communal

ウェブサイト

スイス連邦

- ・ <http://www.admin.ch/ch/>
- ・ <http://www.admin.ch/ch/f/rs/rs.html>(連邦法規検索フランス語)
- ・ <http://www.ch.ch/>

スイス統計局

- ・ <http://www.bfs.admin.ch/>

スイス国立銀行

- ・ <http://www.snb.ch/e/index3.html>

スイス連邦財政改革(RPT)

- ・ <http://www.nfa.ch/fr/aktuell/>

ジュネーブ州

- ・ <http://www.geneve.ch/>
- ・ <http://www.geneve.ch/legislation/>(州法規検索)

ジュネーブ市

- ・ <http://www.ville-ge.ch/>

ヌーシャテル州

- ・ <http://www.ne.ch/neat/site/jsp/rubrique/rubrique.jsp?StyleType=bleu&CatId=8>
(州法規検索)

フリブール州

- ・ http://appl.fr.ch/sleg_bdlf/plan_sys/(州法規検索)

ベルン州

- ・ <http://www.sta.be.ch/belex/f/>(州法規検索)

ジュラ州

- ・ <http://rsju.jura.ch/>(州法規検索)

ヴォー州

- ・ http://www.rsv.vd.ch/dire-cocoon/rsv_site/index.html(州法規検索)

ヴァレー州

- ・ <http://www.vs.ch/Navig/navig.asp?MenuID=4488>(州法規検索)

経済協力開発機構(OECD)

・ <http://www.oecd.org/home/>

フribール大学連邦制度研究所

・ <http://www.federalism.ch/>

欧州連合

・ <http://europa.eu.int/>

日本語文献

- ・ 世界各国便覧叢書「スイス連邦 オーストリア共和国 リヒテンシュタイン公国」
(1985年 国際問題研究所)
- ・ 世利 洋介 著「現代スイス財政連邦主義」(2001年 九州大学出版会)
- ・ 竹下 譲 監修「新版 世界の地方自治制度」(2002年 イマジン出版)
- ・ 土岐 寛・加藤 普章 編「比較行政制度論」(2000年 法律文化社)
- ・ 美根 慶樹 著「スイス 歴史が生んだ異色の憲法」(2003年 ミネルヴァ書房)
- ・ 森田 安一 著「物語 スイスの歴史」(2000年 中公新書)
- ・ (財)自治体国際化協会「スイスの連邦制度と地方自治のあらまし」(1994年)

(執筆者)

監修	財団法人自治体国際化協会パリ事務所	所 長	四方 和幸
	同	次 長	富澤 信央
担当	同	所長補佐	小川 顕(平成16年度)
	同	所長補佐	牧野 健一(平成17年度)
	同	調 査 員	Thomas DELIENS

(2006年3月)

スイスの地方自治

平成18年 7月 31日発行

編集・発行 (財)自治体国際化協会(CLAIR)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 19 階

TEL 03-3591-5482 FAX 03-3591-5346

クレア刊行物に関する最新情報は、当協会のホームページ(<http://www.clair.or.jp>)をご覧ください。

